



平成 22 年国勢調査に用いる

# 職業分類

総務省統計局

## ま　え　　が　　き

本書は、日本標準職業分類を基に編成した平成 22 年国勢調査に用いる職業分類について、第 I 部で職業分類の概要を示し、第 II 部で各分類項目について、項目名、説明及びその項目に含まれる職業と類似してはいるが、その項目に含まれない職業の具体的な例示を掲げたものである。

本書が、平成 22 年国勢調査に用いる職業分類に関する理解を深め、調査段階における調査員の指導及び調査票の記入内容の審査、集計並びに調査結果の利用に役立てば幸いである。なお、巻末に平成 17 年国勢調査に用いた職業分類及び日本標準職業分類との比較表を掲載してあるので、参考にされたい。

# 目 次

本書の構成と利用上の注意 ..... 1

第Ⅰ部 職業分類の概要 ..... 3

　1 用語の意義 ..... 5

　2 職業分類の適用原則及び分類項目の設定原則 ..... 5

　3 職業分類の構成 ..... 6

　4 職業の決定方法 ..... 6

第Ⅱ部 分類項目名、説明及び内容例示 ..... 9

## 参 考

I 平成17年国勢調査職業分類項目との相違点 ..... 107

II 平成17年国勢調査職業分類との分類項目比較対照表 ..... 119

III 日本標準職業分類（平成21年12月設定）との分類項目比較対照表 ..... 133

# 本書の構成と利用上の注意

## 1 本書の構成

本書は、第Ⅰ部「職業分類の概要」、第Ⅱ部「分類項目名、説明及び内容例示」から構成され、第Ⅰ部では、職業分類の一般原則を説明し、第Ⅱ部では、それぞれの分類項目について、その内容の概略的な説明、他の分類項目との区分を明らかにするための注意書きのほか、小分類項目ごとにその内容を示すための具体的な例示を、次の記号を付して掲げた。

○……………その小分類項目に分類される例示

×……………その小分類項目に分類されない例示で、誤りやすいもの

[ ] 内には、正しい分類番号が示されている。

## 2 本書の利用上の注意

各小分類項目に掲げてある具体的な例示は、すべての仕事の種類を網羅しているわけではないので、実際にはこの内容例示の中に見いだせないものが多いと思われる。内容例示の中に、求める仕事についての例示が見いだせない場合は、各々の分類項目に付されてい る説明やその項目に掲げられている内容例示を参考にして、該当する分類項目を探し出すようにする。

## 第 I 部

# 職業分類の概要

# 職業分類の概要

## 1 用語の意義

### (1) 仕事

職業分類において仕事とは、一人の人が遂行するひとまとめの任務や作業をいう。

### (2) 報酬

職業分類において報酬とは、賃金、給料、利潤（個人業主）、その他名目のいかんを問わず、労働への対価として給されたものをいう。なお、賃金・給料等には、現物（自家生産物を除く。）を含む。

したがって、次のような収入は報酬に当たらない。

ア 利子、株式配当、家賃、間代、小作料、権利金等の財産収入（ただし、アパート経営、貸金等により労働の対価として得ている場合を除く。）

イ 恩給法、生活保護法、厚生年金法、国民年金法、雇用保険法等の社会保障制度に基づく収入又はその他の年金収入

ウ 小遣い、仕送り金等の贈与

エ 競馬、競輪、競艇、パチンコ等の配当又は景品

オ 預貯金引出、保険金受取、借入、不動産等の売却による収入

カ 自己所有の株券等の売買差益による収入

キ 学生・生徒が受ける奨学金等の学資金

ク 職業訓練施設において、職業訓練生が受ける訓練手当・褒賞金

### (3) 職業

職業分類において職業とは、個人が行う仕事で、報酬を伴うか又は報酬を目的とするものをいう。

ただし、自分が属する世帯の家業に従事している家族従業者が行う仕事は、報酬を受けているかどうかにかかわらず、一定時間（例えば、一日平均2時間、あるいは通常の就業者の就業時間の3分の1以上の時間等）当該仕事に従事している場合には、その仕事を職業とみなす。

したがって、次のような仕事は、職業に当たらない。

ア 自分が属する世帯のため、家事や家庭菜園の作業を行う場合又は留守番等を行い小遣いを得た場合

イ P T A・子供会の役員、社会福祉活動、ボランティア活動等のように無給の奉仕活動に従事している場合

また、窃盗、恐喝、とばく、売春、密輸等の違法行為及び公序良俗に反する行為並びに受刑者の行う仕事は、いずれも職業とはみなさない。

## 2 職業分類の適用原則及び分類項目の設定原則

職業分類は、仕事を分類すると同時に人に対してその仕事を通じて適用し、職業別の統計を表示するために用いられるものである（注1）。

（注1）分類項目は、人に対して適用するため、従事者などを表す表現を用いる。

この職業分類の分類項目は、事業所の産業分類、個人の就業形態及び仕事の期間や継続性とは独立に設けられる（注2）。

（注2）産業と職業の内容が密接であると考えられる農林水産業については、この限りではない。

また、分類項目は、仕事の内容の類似性、仕事に従事する人数等によりその仕事が社会的にどの程度一つの職業として確立しているかを考慮して定める。この考慮すべき仕事の内容の類似性は、次のとおりとする。

- (1) 仕事の遂行に必要とされる知識又は技能
- (2) 事業所又はその他の組織の中で果たす役割
- (3) 生産される財・サービスの種類
- (4) 使用する道具、機械器具又は設備の種類
- (5) 仕事に従事する場所及び環境
- (6) 仕事に必要とされる資格又は免許の種類

### 3 職業分類の構成

この職業分類は、大分類、中分類及び小分類の3段階から構成され、大分類は12項目、中分類は57項目、小分類は232項目に区分されている。これらの分類項目は、大分類はA、B、C … Lのアルファベットで、中分類は(1)、(2)、(3) ……、小分類は1、2、3 ……の一連番号で示されている。

平成22年国勢調査に用いる職業分類と日本標準職業分類との項目数の比較

大 分 類	平成22年国勢調査 に用いる職業分類		日本標準職業分類	
	中分類	小分類	中分類	小分類
A 管理的職業従事者	3	5	4	10
B 専門的・技術的職業従事者	12	63	20	91
C 事務従事者	7	16	7	26
D 販売従事者	3	14	3	19
E サービス職業従事者	8	27	8	32
F 保安職業従事者	1	6	3	11
G 農林漁業従事者	3	12	3	12
H 生産工程従事者	7	46	11	69
I 輸送・機械運転従事者	5	13	5	22
J 建設・採掘従事者	3	17	5	22
K 運搬・清掃・包装等従事者	4	12	4	14
L 分類不能の職業	1	1	1	1
(計)	12	57	74	329

### 4 職業の決定方法

職業の決定方法は、以下の判断基準によるものとする。

#### (1) 仕事が単一の分類項目に該当する場合

個人が単一の分類項目に該当する仕事に従事している場合は、その仕事により職業を決定する。

#### (2) 仕事が複数の分類項目に該当する場合

複数の分類項目に該当する仕事に従事している個人を、一つの分類項目に決定する場合は、次の原則により行う。

ア 二つ以上の勤務先で、異なる分類項目に該当する二つ以上の仕事に従事している場合

(ア) 報酬の最も多い分類項目による（注3）。

(イ) (ア)により難い場合は、就業時間の最も長い分類項目による（注3）。

(ウ) (ア)及び(イ)により難い場合は、調査時点の直近に従事した仕事による。

イ 一つの勤務先で二つ以上の分類項目に該当する仕事に従事している場合（注4）

(ア) 就業時間の最も長い分類項目による（注3）。ただし、大学における研究者、医師及び歯科医師については、研究、診療等の仕事を行っている場合でも、教育活動を行っている限り、大学教員として位置付ける。

(注3) 報酬又は就業時間により一つの分類項目に決定する場合は、報酬又は就業時間を仕事の内容に応じて大分類毎に集計し、その合計が最多又は最長となる大分類を選択する。次に当該大分類の中で同様の基準により中分類及び小分類を決定する。

(注4) 経営・管理以外の仕事にも直接従事する事業主、店長、支配人及び管理職員については、経営・管理の仕事も行っている場合は、二つ以上の分類項目に該当する。

(イ) (ア)により難い場合は以下による。

a 二つ以上の大分類項目にまたがる場合

財・サービスの生産に直接かかわる職業を優先するという観点から、次の大分類項目の順位による（注5）。ただし、大分類符号がEからKまでの大分類は、財・サービスの生産に直接かかわるものであり、これらの大分類間の優先順位はないものとする。

E－サービス職業従事者

F－保安職業従事者

G－農林漁業従事者

H－生産工程従事者

J－建設・採掘従事者

K－運搬・清掃・包装等従事者

I－輸送・機械運転従事者

B－専門的・技術的職業従事者

D－販売従事者

A－管理的職業従事者

C－事務従事者

(注5) 大分類符号がIからCまでの大分類の職業は、大分類符号がEからKまでの大分類の職業が行う財・サービスの生産活動を管理・支援し又は生産された財を流通させる仕事と考える。

b 一つの大分類内又は中分類内の複数の分類項目に該当する場合

(a) 該当する複数の分類項目が、生産工程における組立て及び検査又は飲食物の提供における調理及び給仕のように、一つの財・サービスを生産する過程における異なる段階である場合は、主要な段階又は最終の段階に該当する分類項目による。

(b) (a)により難い場合は、該当する複数の分類項目の中で、十分な業務遂行のために必要となる経験年数、研修期間等が最も長い分類項目による。

### （3）資格及び見習い等の取扱い

ア 公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事については、原則として、当該資格の名称をもって分類項目としていることから、有資格者のみを当該分類項目に該当するものとする。ただし、会計士補は「小分類 41－公認会計士」に分類する。こうした仕事に関する無資格の見習い、助手、補助者等は、有資格の本務者と同じ内容の仕事

はできず、異なる仕事を行っているものとみなし、有資格の本務者とは別の仕事の内容に即した分類項目に決定する。

イ 公的資格又はこれに準じた資格を要件としない仕事であって無資格の見習い、助手、補助者等が行う仕事については、その内容が本務者のものと類似している場合には本務者と同一の分類項目に決定し、その内容が本務者のものと異なる場合には、その内容に即した分類項目に決定する。

#### (4) その他の特殊な取扱い

##### ア 職場のリーダーの取扱い

それぞれの職業の一般従事者と同じ仕事に従事する傍ら管理的な性質の仕事にも従事している職場のリーダー、スーパーバイザー、責任者等の仕事は、当該一般従事者の仕事に応じて決定する。ただし「4 職業の決定方法」の（2）イの基準に照らして「大分類A－管理的職業従事者」又は「大分類B－専門的・技術的職業従事者」に該当するものは、それぞれの大分類における分類項目に決定する。

##### イ 保安職業従事者の特例

自衛官、警察官、海上保安官又は消防員として任用されている者は、仕事の内容のいかんにかかわらず、それぞれ分類項目の自衛官、警察官、海上保安官又は消防員に該当するものとする。

##### ウ 専門的・技術的職業従事者の特例

研究所長、病院長、診療所長、歯科診療所長、歯科医院長、裁判所長、検事総長、検事長、検事正、公正取引委員会審査長、海難審判所審判長、特許庁審判長及び校長は、仕事の内容のいかんにかかわらず「大分類B－専門的・技術的職業従事者」に該当するものとする。

## 第 II 部

分類項目名、説明及び内容例示

## 平成 22 年国勢調査職業分類分類項目表

番号	職業分類分類項目名	ページ
A	管理的職業従事者 .....	23
(1)	管理的公務員.....	23
1	管理的公務員 .....	23
(2)	法人・団体役員.....	23
2	会社役員 .....	24
3	その他の法人・団体役員 .....	24
(3)	その他の管理的職業従事者.....	24
4	法人・団体管理的職業従事者 .....	25
5	他に分類されない管理的職業従事者 .....	25
B	専門的・技術的職業従事者.....	26
(4)	研究者.....	26
6	自然科学系研究者 .....	26
7	人文・社会科学系等研究者 .....	26
(5)	技術者.....	27
8	農林水産・食品技術者 .....	27
9	電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く） .....	28
10	機械技術者 .....	28
11	輸送用機器技術者 .....	29
12	金属技術者 .....	29
13	化学技術者 .....	29
14	建築技術者 .....	30
15	土木・測量技術者 .....	30
16	システムコンサルタント・設計者 .....	30
17	ソフトウェア作成者 .....	31
18	その他の情報処理・通信技術者 .....	31
19	その他の技術者 .....	31

番号	職業分類分類項目名	ページ
(6)	保健医療従事者	32
20	医師	32
21	歯科医師	33
22	獣医師	33
23	薬剤師	33
24	保健師	33
25	助産師	34
26	看護師（准看護師を含む）	34
27	診療放射線技師	34
28	臨床検査技師	34
29	理学療法士、作業療法士	34
30	視能訓練士、言語聴覚士	35
31	歯科衛生士	35
32	歯科技工士	35
33	栄養士	35
34	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	35
35	その他の保健医療従事者	36
(7)	社会福祉専門職業従事者	36
36	保育士	36
37	その他の社会福祉専門職業従事者	36
(8)	法務従事者	37
38	裁判官、検察官、弁護士	37
39	弁理士、司法書士	37
40	その他の法務従事者	37
(9)	経営・金融・保険専門職業従事者	38
41	公認会計士	38
42	税理士	38
43	社会保険労務士	38
44	その他の経営・金融・保険専門職業従事者	39
(10)	教員	39

番号	職業分類分類項目名	ページ
45	幼稚園教員	39
46	小学校教員	40
47	中学校教員	40
48	高等学校教員	40
49	特別支援学校教員	41
50	大学教員	41
51	その他の教員	42
(11)	宗教家	42
52	宗教家	42
(12)	著述家, 記者, 編集者	43
53	著述家	43
54	記者, 編集者	43
(13)	美術家, デザイナー, 写真家, 映像撮影者	43
55	彫刻家, 画家, 工芸美術家	44
56	デザイナー	44
57	写真家, 映像撮影者	44
(14)	音楽家, 舞台芸術家	45
58	音楽家	45
59	舞踊家, 俳優, 演出家, 演芸家	45
(15)	その他の専門的職業従事者	45
60	図書館司書, 学芸員	46
61	個人教師（音楽）	46
62	個人教師（舞踊, 俳優, 演出, 演芸）	46
63	個人教師（スポーツ）	46
64	個人教師（学習指導）	46
65	個人教師（他に分類されないもの）	47
66	職業スポーツ従事者	47
67	通信機器操作従事者	47
68	他に分類されない専門的職業従事者	48

**C 事務従事者** ..... 49

(16) 一般事務従事者	49	
番号	職業分類分類項目名	ページ

69 廉務・人事事務員 ..... 49

70 受付・案内事務員 ..... 49

71 電話応接事務員 ..... 49

72 総合事務員 ..... 50

73 その他の一般事務従事者 ..... 50

(17) 会計事務従事者 ..... 50

74 会計事務従事者 ..... 50

(18) 生産関連事務従事者 ..... 51

75 生産関連事務従事者 ..... 51

(19) 営業・販売事務従事者 ..... 51

76 営業・販売事務従事者 ..... 51

(20) 外勤事務従事者 ..... 51

77 集金人 ..... 51

78 調査員 ..... 52

79 その他の外勤事務従事者 ..... 52

(21) 運輸・郵便事務従事者 ..... 52

80 運輸事務員 ..... 52

81 郵便事務員 ..... 52

(22) 事務用機器操作員 ..... 53

82 パーソナルコンピュータ操作員 ..... 53

83 データ・エントリー装置操作員 ..... 53

84 その他の事務用機器操作員 ..... 53

**D 販売従事者** ..... 54

(23) 商品販売従事者 ..... 54

番号	職業分類分類項目名	ページ
85	小売店主・店長	54
86	卸売店主・店長	54
87	販売店員	55
88	商品訪問・移動販売従事者	55
(24) 販売類似職業従事者		56
91	不動産仲介・売買人	56
92	保険代理・仲立人（ブローカー）	56
93	その他の販売類似職業従事者	56
(25) 営業職業従事者		57
94	医薬品営業職業従事者	57
95	機械器具・通信・システム営業職業従事者	57
96	金融・保険営業職業従事者	57
97	不動産営業職業従事者	58
98	その他の営業職業従事者	58
E サービス職業従事者		59
(26) 家庭生活支援サービス職業従事者		59
99	家政婦（夫）、家事手伝い	59
100	その他の家庭生活支援サービス職業従事者	59
(27) 介護サービス職業従事者		59
101	介護職員（医療・福祉施設等）	60
102	訪問介護従事者	60
(28) 保健医療サービス職業従事者		60
103	看護助手	60
104	その他の保健医療サービス職業従事者	60
(29) 生活衛生サービス職業従事者		61
105	理容師	61

106	美容師	61
107	美容サービス従事者（美容師を除く）	61
108	浴場従事者	61
109	クリーニング職、洗張職	61
番号 職業分類分類項目名		ページ
(30) 飲食物調理従事者		62
110	調理人	62
111	バーテンダー	62
(31) 接客・給仕職業従事者		63
112	飲食店主・店長	63
113	旅館主・支配人	63
114	飲食物給仕・身の回り世話従事者	63
115	接客社交従事者	63
116	娯楽場等接客員	64
(32) 居住施設・ビル等管理人		64
117	マンション・アパート・下宿・寄宿舎・寮管理人	64
118	ビル管理人	64
119	駐車場管理人	65
(33) その他のサービス職業従事者		65
120	旅行・観光案内人	65
121	物品一時預り人	65
122	物品賃貸人	65
123	広告宣伝員	65
124	葬儀師、火葬作業員	66
125	他に分類されないサービス職業従事者	66
F 保安職業従事者		67
(34) 保安職業従事者		67
126	自衛官	67
127	警察官、海上保安官	67
128	看守、他の司法警察職員	67

129	消防員	68
130	警備員	68
131	他に分類されない保安職業従事者	68
<b>G 農林漁業従事者</b>		<b>69</b>
番号	職業分類分類項目名	ページ
(35)	農業従事者	69
132	農耕従事者	69
133	養畜従事者	69
134	植木職, 造園師	69
135	その他の農業従事者	70
(36)	林業作業者	70
136	育林従事者	70
137	伐木・造材・集材従事者	70
138	その他の林業従事者	71
(37)	漁業従事者	71
139	漁労従事者	71
140	船長・航海士・機関長・機関士（漁労船）	71
141	海藻・貝採取従事者	72
142	水産養殖従事者	72
143	その他の漁業従事者	72
<b>H 生産工程従事者</b>		<b>73</b>
(38)	製品製造・加工処理従事者（金属製品）	73
144	製銑・製鋼・非鉄金属製鍊従事者	73
145	鋳物製造・鍛造従事者	73
146	金属工作機械作業従事者	74
147	金属プレス従事者	74
148	鉄工, 製缶従事者	74
149	板金従事者	75
150	金属彫刻・表面処理従事者	75
151	金属溶接・溶断従事者	76

	ページ
152 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）	76
(39) 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	77
153 化学製品製造従事者	77
154 窯業・土石製品製造従事者	78
155 食料品製造従事者	78
156 飲料・たばこ製造従事者	79
番号	職業分類分類項目名
157 紡織・衣服・繊維製品製造従事者	79
158 木・紙製品製造従事者	80
159 印刷・製本従事者	81
160 ゴム・プラスチック製品製造従事者	81
161 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	81
(40) 機械組立従事者	82
162 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	82
163 電気機械器具組立従事者	82
164 自動車組立従事者	83
165 輸送機械組立従事者（自動車を除く）	83
166 計量計測機器・光学機械器具組立従事者	83
(41) 機械整備・修理従事者	84
167 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者	84
168 電気機械器具整備・修理従事者	84
169 自動車整備・修理従事者	84
170 輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く）	85
171 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者	85
(42) 製品検査従事者	85
172 金属製品検査従事者	85
173 化学製品検査従事者	85
174 窯業・土石製品検査従事者	86
175 食料品検査従事者	86
176 飲料・たばこ検査従事者	86
177 紡織・衣服・繊維製品検査従事者	86
178 木・紙製品検査従事者	86

番号	職業分類分類項目名	ページ
179	印刷・製本検査従事者	86
180	ゴム・プラスチック製品検査従事者	86
181	その他の製品検査従事者	86
(43)	機械検査従事者	87
182	はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者	87
183	電気機械器具検査従事者	87
184	自動車検査従事者	87
I	輸送・機械運転従事者	89
(45)	鉄道運転従事者	89
190	鉄道運転従事者	89
(46)	自動車運転従事者	89
191	自動車運転従事者	89
(47)	船舶・航空機運転従事者	90
192	船長・航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人	90
193	船舶機関長・機関士（漁労船を除く）	90
194	航空機操縦士	90
(48)	その他の輸送従事者	91
195	車掌	91
196	甲板員、船舶技士・機関員	91
197	他に分類されない輸送従事者	91
(49)	定置・建設機械運転従事者	92

198	発電員、変電員	92
199	ボイラー・オペレーター	92
200	クレーン・ワインチ運転従事者	92
201	建設・さく井機械運転従事者	93
202	その他の定置・建設機械運転従事者	93
<b>J</b>	<b>建設・採掘従事者</b>	<b>94</b>
<b>(50) 建設・土木作業従事者</b>		<b>94</b>
番号	職業分類分類項目名	ページ
203	型枠大工	94
204	とび職	94
205	鉄筋作業従事者	95
206	大工	95
207	ブロック積・タイル張従事者	95
208	屋根ふき従事者	95
209	左官	95
210	畳職	96
211	配管従事者	96
212	土木従事者	96
213	鉄道線路工事従事者	96
214	その他の建設・土木作業従事者	97
<b>(51) 電気工事従事者</b>		<b>97</b>
215	電線架線・敷設従事者	97
216	電気通信設備工事従事者	97
217	その他の電気工事従事者	98
<b>(52) 採掘従事者</b>		<b>98</b>
218	砂利・砂・粘土採取従事者	98
219	その他の採掘従事者	98
<b>K</b>	<b>運搬・清掃・包装等従事者</b>	<b>100</b>
<b>(53) 運搬従事者</b>		<b>100</b>
220	郵便・電報外務員	100

221	船内・沿岸荷役従事者	100
222	陸上荷役・運搬従事者	100
223	倉庫作業従事者	101
224	配達員	101
225	荷造従事者	101
(54) 清掃従事者		101
226	ビル・建物清掃員	101
227	廃棄物処理従事者	101
228	ハウスクリーニング職	102
番号	職業分類分類項目名	ページ
229	その他の清掃従事者	102
(55) 包装従事者		102
230	包装従事者	102
(56) その他の運搬・清掃・包装等従事者		103
231	その他の運搬・清掃・包装等従事者	103
L	分類不能の職業	104
(57) 分類不能の職業		104
232	分類不能の職業	104

## 大分類A－管理的職業従事者

### 総 説

この大分類には、事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理の仕事に従事するものが分類される。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も本分類に含まれる。

ただし、経営又は管理に従事するものであっても次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 研究所長・病院長・診療所長・歯科診療所長・歯科医院長・裁判所長・検事総長・検事長・検事正・公正取引委員会審査長・海難審判所審判長・特許庁審判長・校長は「大分類B－専門的・技術的職業従事者」に分類される。
- (2) 自衛官・警察官・海上保安官・消防員は「大分類F－保安職業従事者〔126, 127, 129〕」に分類される。

### 中分類（1）－管理的公務員

#### 1 管理的公務員

国又は地方公共団体における課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するもの及び議會議員として立法関係の仕事に従事するものをいう。

ただし、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、特殊法人において管理的業務に従事するものは「中分類（2）－法人・団体役員〔3〕」及び「中分類（3）－その他の管理的職業従事者〔4〕」に分類される。

- 衆議院議長、参議院議長、衆議院議員、参議院議員、内閣総理大臣、検査官（会計検査院）、内閣官房副長官、事務次官、各省庁の局・部・課・所長、地方支分部局の局・部・課・所長、国家公安委員会委員、宮内庁長官、東宮侍従長、衆・参議院事務総長、最高裁判所の事務総長、刑務所長、知事、副知事、教育長、市長、町長、村長、会計管理者（市町村）、自治体区長、公民館長（自治体のもの）、都道府県議会議長、都道府県議会議員、市区町村議会議長、市区町村議会議員、教育委員、各地方公共団体の局・部・所・課・署・庁・室・場長、選挙管理委員、駅長・区長（公営鉄道）
- ✗ 助役（駅）〔80〕、裁判所所長〔38〕、課長（自衛官）〔126〕、研究室長（自然科学系研究所）〔6〕、県立病院長〔20〕、警察本部長〔127〕、中学校長（公立学校）〔47〕、警察署長〔127〕、駅長・区長（民鉄）〔4〕、社会福祉施設長〔37〕、保健所長〔20〕

### 中分類（2）－法人・団体役員

この中分類には、会社・独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人・特殊法人・公益法人・組合などの法人・団体の業務の方針決定・執行・監督の仕事に従事するものが分類される。

## 中分類（2）－法人・団体役員 中分類（3）－その他の管理的職業従事者

### 2 会社役員

株式会社（有限会社を含む）・合資会社・合名会社・合同会社の業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の仕事に従事するものをいう。

保険業法によって設立された相互会社の役員も本分類に含まれる。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

(1) 特殊会社の役員は「小分類 3－その他の法人・団体役員」に分類される。

(2) 執行役員（取締役等の会社役員が兼務しているものを除く）は「中分類（3）－その他の管理的職業従事者〔4〕」に分類される。

- 会社会長、会社社長、会社副社長、会社相談役、会社監査役、合名会社代表社員（業務執行社員）、会社監事、会社取締役、会社顧問、銀行頭取、会社工場長（取締役）、会社副工場長（取締役）、会社部長（取締役）、合資会社無限責任代表社員、会社重役、会社支店長（取締役）、会社執行役
- × 独立行政法人役員（理事長・理事・監事）〔3〕、国立大学法人役員（理事・監事）〔3〕、地方独立行政法人役員（理事長・副理事長・理事・監事）〔3〕、特殊会社役員（会長・社長・副社長・取締役）〔3〕、会社執行役員（取締役等の会社役員が兼務しているものを除く）〔4〕、日本銀行理事〔3〕

### 3 その他の法人・団体役員

独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、公立大学法人、特殊法人、認可法人などの業務運営に関する重要事項の決定、業務の執行・監査の仕事に従事するもの及び公益法人・組合など他に分類されない法人・団体の業務の方針決定・執行・監督の仕事に従事するものをいう。

- 独立行政法人役員（理事長・理事・監事）、国立大学法人役員（理事・監事）、日本銀行役員（総裁・副総裁・監事・理事・参与）、公庫役員（総裁・理事長・副総裁・副理事長・理事・監事）、特殊会社役員（会長・社長・副社長・取締役）、医療法人役員、宗教法人役員、社会福祉法人役員、社団法人役員、財団法人役員、団体役員、協同組合役員、労働組合役員、政党本部役員、商工組合役員、信用金庫役員、日本赤十字社社長、学校法人役員、共済組合役員
- × 日本銀行検査役〔4〕

## 中分類（3）－その他の管理的職業従事者

この中分類には、会社・独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人・特殊法人・公益法人・組合などの法人・団体における課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するもの及び個人が営む事業の経営・管理の仕事に従事するものが分類される。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

(1) 会社・団体等の役員は「中分類（2）－法人・団体役員」に分類される。

(2) 経営・管理以外の仕事に直接従事する事業主・支配人・管理職員は他の大分類のそれぞれ該当する項目に分類される。

### 中分類（3）－その他の管理的職業従事者

#### 4 法人・団体管理的職業従事者

会社、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人、特殊法人、組合などの法人、団体において、課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

- 会社執行役員（取締役等の会社役員が兼務しているものを除く）・会社部長・部次長・課長、支社長、支店長、工場長、駅長・区長（民営鉄道、特殊法人）、独立行政法人部長・課長、国立大学法人部長・課長、日本銀行局長・室長・検査役、公庫部長・課長、金庫部長・課長、特殊会社部長・課長、組合部長・課長、私立学校事務長・部長・課長
- × 会社部長（取締役）〔2〕、特殊会社役員（会長・社長・副社長・取締役）〔3〕、駅長・区長（公営鉄道）〔1〕、団体理事〔3〕

#### 5 他に分類されない管理的職業従事者

個人が営む事業の経営・管理の仕事に従事するものをいう。

ただし、経営・管理以外の仕事に直接従事する事業主・支配人・管理職員は、他の大分類のそれぞれ該当する項目に分類される。

- 工場経営者、牧場経営者、映画館経営者、クラブ経営者、旅館経営者
- × 小売店主〔85〕、卸売店主〔86〕、飲食店主〔112〕、旅館主人〔113〕、小売店支配人〔85〕

## 中分類（4）－研究者

### 大分類B－専門的・技術的職業従事者

#### 総 説

この大分類には、高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものが分類される。

この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練又はこれと同程度以上の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。

#### 中分類（4）－研究者

この中分類には、公的研究機関、大学附属研究所又は企業の研究所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、自然科学、人文・社会科学の分野の基礎的又は応用的な学問上・技術上の問題を解明するため、新たな理論・学説の発見又は技術上の革新を目標とする専門的・科学的な仕事に従事するものが分類される。

この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。

ただし、大学附属研究所などの研究者のうち、講座を有するものは「中分類（10）－教員〔50〕」に分類される。

#### 6 自然科学系研究者

研究所・試験所・研究室などの試験・研究施設において、理学・工学・農学・医学・薬学などの自然科学に関する専門的・科学的な知識と技術をもって、科学技術に関しての新知識を得るために又は製品及び生産・製造工程などに関する開発や技術的改善を図るために、これらについての固有の研究テーマをもって、専ら試験・研究の仕事に従事するものをいう。

ただし、研究所・試験所・研究室などの研究施設において、専ら試験・研究に関連する技能的な仕事に従事するものは「大分類H－生産工程従事者」の該当する項目に分類される。

- 物理学研究員、数学研究員、気象研究員、機械工学研究員、電気・電子工学研究員、土木工学研究員、金属材料研究員、通信工学研究員、農学研究員、獣医学研究員、動物学研究員、植物学研究員、食品化学研究員、低温科学研究員、医学研究員、薬学研究員、化学研究員、情報工学研究員、水産学研究員、バイオテクノロジー研究員

- × 技術者〔8～19の該当する項目〕、大学教授〔50〕、大学附属研究所教授〔50〕、検査工〔172～186の該当する項目〕

#### 7 人文・社会科学系等研究者

研究施設などにおいて、哲学・史学・文学・美術・心理学・教育学・社会学・法律学・政治学・経済学・商学・経営学などの人文・社会科学及び人文・社会科学以外の家政学・商船学などに関する固有の研究テーマをもって、専ら調査・研究などの専門的・科学的な仕事に従事するものをいう。

#### 中分類（4）－研究者 中分類（5）－技術者

- 社会学研究員、人口学研究員、経済学研究員、史料研究員、史学研究員、絵画研究員、教育研究員、国語研究員、言語研究員、農業経済研究員、心理学研究員、哲学研究員、美術研究家、法学研究員、商学研究員、経営学研究員、宗教研究員、家政学研究員、商船学研究員
- × 大学教授〔50〕、大学附属研究所教授〔50〕

#### 中分類（5）－技術者

この中分類には、科学的・専門的知識と手段を応用して、農林水産業における企画・管理・監督・研究開発などの科学的・技術的な仕事に従事するもの、食品、電気・電子、機械、化学などの製品の開発・設計及び電気に関する技術の開発、施設の設計などの技術的な仕事及び製品の生産における生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計、工程管理・品質管理、監督、指導並びに発送電など電気に係る機器又は施設の工事・維持・管理などの仕事に従事するもの、建築・土木・測量における計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するもの及び情報処理及び情報通信に関する専門知識・経験をもって、適用業務の分析、システムの企画、プログラムの開発、構築されたシステムの管理、通信ネットワークの構築・保守などについての技術的な仕事に従事するもの並びに地質調査技術者など科学的・技術的な仕事に従事するものが分類される。

部品の開発・設計・製造に係る技術者は、その部品の材質、製法、機能により「小分類8－農林水産・食品技術者」～「小分類13－科学技術者」、「小分類19－その他の技術者」のそれぞれに分類される。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 試験所・研究所などの試験・研究施設で、製品開発に関する基礎的な研究及び自然科学に関する専門的・科学的知識を必要とする研究の仕事に従事するものは「中分類（4）－研究者〔6, 7〕」に分類される。
- (2) 指示を受けて製図のみを行うものは「大分類H－生産工程従事者〔188〕」に分類される。
- (3) 主に生産現場で作業員の監督を行うものは「大分類H－生産工程従事者」に分類される。

### 8 農林水産・食品技術者

農林水産業及び各種飲食料品の開発・生産における企画・管理・監督・技術指導などの科学的・技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、食品衛生・監視の仕事に従事するものは「中分類（6）－保健医療従事者〔35〕」に分類される。

- 農業技術者、農産物検査員、営農指導員、普及指導員、たばこ耕作指導員、植木栽培技術者、畜産技術者、乳質検査員（牧場）、種付技術者、畜産コンサルタント、家畜人工授精師、養鶏技術者、雌雄鑑別師（初生ひな）、養蚕産地育成推進員、森林管理局・署技術者、森林技術士、林産物検査員、林業技士、林業普及指導員、植物防疫官、樹木医、森林インストラクター、水産技術者、水産資源保護指導員、魚介類養殖技術者、食品開発技術者、製糖技術者、酪農製品技術者、水産食品技術者、マーガリン製造技術者、しょう油・味噌製造技術者、食品化学技術者、製茶技術者、食品冷凍技術者、醸造試験技術者
- × 森林土木技術者〔15〕、肥料検査員〔68〕、農薬検査員〔68〕、木材加工技術者〔19〕、食品衛生監視員〔35〕、と畜検査員〔22〕、獣医師〔22〕、生糸検査員〔68〕、植物防疫員〔135〕、

## 中分類（5）－技術者

森林測量技術者〔15〕, 衛生防疫技術員〔35〕, 雌雄鑑別人〔133〕

### 9 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）

強電機器・電気機器・L S I ・電子応用装置・電気通信機器などの各種電気・電子機械器具及び同機械器具の部品の開発・設計, 発送電など電気にに関する技術の開発及び生産における生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計, 検査・維持管理, 製作, 保守, 修理の技術的統制・指導・作業管理に従事するもの並びに発送電・電気照明などの電気施設の計画・設計・工事の監督・維持管理などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし, 次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 通信施設の通信操作・技術操作, 電波の監視・規正の業務に従事するものは「中分類（15）－その他の専門的職業従事者〔67〕」に分類される。
- (2) 電気化学製品の製造に関する技術的な仕事に従事するものは「小分類 12－金属技術者」, 「小分類 13－化学技術者」に分類される。

- 電気技術者, 電気機械設計技術者, 配電盤設計技術者, 発電機設計技術者, 電気冷凍機技術者, 電子管製造技術者, 電気機械技術者, 半導体製品製造技術者, L S I 開発技術者, 電子計算機製造技術者, 車両電気技術員, 精密測定器技術者（電気式）, 變電技術者, 電気主任技術者, 電気工事技術者, 情報機器開発技術者, 制御盤設計技術者, 整流器設計技術者, レーダー製造技術者, テレビジョン製造技術者, 電話技術者, 回路設計技術者
- × 無線通信員〔67〕, 無線技術士〔67〕, 電波監視官〔67〕, 電気化学技術者（金属熱処理）〔12〕, 電気化学技術者（アルミナ製造）〔13〕, 有線テレビジョン技術員〔67〕, 有線電気通信技術者〔18〕

### 10 機械技術者

各種機械器具（電気・電子機器・電気通信機器・自動車・航空機・船舶を除く）・機械設備及び同部品などに関する開発・設計及び生産に関する生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計並びに工程管理・品質管理, 監督, 指導・据付・製造・改造・修理・検査・調査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

舶用機関の製造・改造・維持・修理などに関する開発・設計・技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するもの及びはん用的に各種機械に組み込まれ, あるいは取り付けをすることで用いられる機械器具及び同部品に関する開発・設計・製造の技術的な仕事に従事するものも本分類に含まれる。

ただし, や（治）金技術者は「小分類 12－金属技術者」に分類される。

- 機械技術士, 染色機械技術者, 紡機製造検査技術者, 航空機機関技術者, 衡器製作技術者, 工具設計技術者, 舶用機関技術者, 光学機械技術者, プラント設計技術者, 機械設計技術者, 内燃機関設計技術者, 建設機械設計技術者, ボイラー設計技術者, 機械金型設計技術者, 機械工作技術者, 配管技術者（機械）, 金属機械技術員, 航空計器技術者, 精密機械技術者, 内燃力発電機械技術者, 工作機械組立技術者, 建設機械製造技術者, 水力タービン製造技術者, 製薬機械技術者, ボイラー・タービン主任技術者
- × 機械デザイナー〔56〕, 電気機械技術者〔9〕, や（治）金技術者〔12〕, 自動車設計技術者〔11〕, 航空機技術者〔11〕, 造船技術者〔11〕

## 中分類（5）一技術者

### 11 輸送用機器技術者

自動車・航空機・船舶及び同部品など輸送用機器の開発に関し、開発・設計などの科学的・技術的な仕事に従事するもの及び生産に関し生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計並びに工程管理・品質管理、監督、指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、自動車の原動機・航空機の原動機・航空計器の開発・設計・製造・修理に関する技術的な仕事及び船用機関計測器類の開発・設計・製造・修理に関する技術指導・作業管理などの技術的な仕事に従事するものは「小分類 10－機械技術者」に分類される。

- 自動車設計技術者、自動車製造技術者、自動車修理技術指導員、木造船製造技術者、船舶ぎ装技術者、舶用電気設計技術者、舶用電気技術者、船舶設計技術者、航空機技術者、航空・宇宙技術士、航空発動機製造技術者、航空機組立技術者、航空機用プロペラ製作技術者、造船技術者
- × 自動車デザイナー [56]、航空機整備士 [170]、船大工 [158]、航空機機関技術者 [10]、航空計器技術者 [10]、舶用機関技術者 [10]

### 12 金属技術者

金属の製鍊・精鍊・溶解・鋳造・熱処理・圧延・表面処理・合金の製造などに関する技術の開発及び生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計並びに工程管理・品質管理、監督などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、非金属の精製に関する技術的な仕事に従事するものは「小分類 13－化学技術者」に分類される。

- 金属精鍊技術者、製鉄技術者、電気製鍊技術者、電気化学技術者（金属製造処理）、合金技術者、鋳造技術者、電解炉操炉技術者、熱処理技術者（金属製鍊）、圧延技術者、金属技術士、や（治）金技術者、製鋼技術者、銅精鍊技術者、アルミニウム精鍊技師、鋳物技術者、鋳鍛造技術者、金属試験技術者
- × 電気化学技術者（アルミナ製造） [13]、非金属精製技術者 [13]

### 13 化学技術者

化学肥料・無機工業製品・有機工業製品・油脂・油脂製品・塗料・天然樹脂製品・木材化学製品、医薬品・発火物・香料・化粧品・石油製品・ゴム・化学繊維・合成繊維など化学製品の開発及び製造に関する化学工程の生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計並びに工程管理・品質管理、監督、指導・分析・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) や（治）金に関する技術的な仕事に従事するものは「小分類 12－金属技術者」に分類される。
- (2) 食品に関する技術的な仕事に従事するものは「小分類 8－農林水産・食品技術者」に分類される。
- (3) 染色整理及び窯業に関する技術的な仕事に従事するものは「小分類 19－その他の技術者」に分類される。

- 工業化学技術者、プラスチック製品製造技術者、アンモニア合成技術者、化学繊維製造技術者、医薬品製造技術者、火薬製造技術者、石油精製技術者、電気化学技術者（アルミナ製造）、非金属精製技術者、化学薬品製造技術者、活性炭製造技術者、高分子化学技術者、木材化学

## 中分類（5）－技術者

工業技術者，ソーダ工業技術者，油脂化学技術者，化学技術士，塗料製造技術者，合成ゴム製造技術者，薬品分析試験技術者，火薬類取扱責任者，ガス主任技術者，合成繊維製造技術者，プラスチック製造技術者，毒物・劇物取扱責任者

× 染色技術者〔19〕，電気化学技術者（金属製造処理）〔12〕

### 14 建築技術者

住宅・その他の建築物の建設・改修・維持に関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし，土地台帳・家屋台帳の登録について，土地・家屋に関する調査・測量・申告手続の仕事に従事するものは「中分類（8）－法務従事者〔40〕」に分類される。

○ 建築技術者，建築士，建築設計監督技術者，建築設備設計技術者，建築技師，建築主事，建築構造設計技術者，建築施工管理技術者

× 土地家屋調査士〔40〕，大工〔206〕，建設技術士〔15〕

### 15 土木・測量技術者

道路（橋りょう・トンネルを含む）・河川・港湾・海岸・鉄道・上下水道・空港・都市計画・水力開発・災害復旧などの土木施設の建設・改良・維持及び宅地・農地・水路などの改良・造成に関する計画・設計・工事監理・技術指導・施工管理・検査などの技術的な仕事に従事するもの並びに土地・水路などの測量に関する計画・機械の調節・作業の実施・指揮など及び測量に関する成果・資料の取りまとめについての技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし，土地台帳・家屋台帳の登録について，土地・家屋に関する調査・測量・申告手続の仕事に従事するものは「中分類（8）－法務従事者〔40〕」に分類される。

○ 土木技術者，水道建設技術者，橋りょう技術者，空港建設技術者，庭園設計技術者，測量士，測量士補，水路測量技術者，森林測量技術者，航空写真測量技術者，建設技術士，治山・治水技術者，道路技術者，ずい道技術者，河川土木技術者，港湾技術者，鉄道工事設計技師，上下水道設計工事監督者，森林土木技術者，農業土木技術者，地図測量士，土木施工管理技術者

× 測量助手〔214〕，土地家屋調査士〔40〕，測量作業者〔214〕

### 16 システムコンサルタント・設計者

顧客の業務内容を分析し，問題に合わせた情報システムを策定し，提言を行う仕事に従事するもの及び顧客又は自己の問題の解決のため，ハードウェア，ソフトウェア双方を含め，主として必要なシステム全体の構成を企画する仕事に従事するものをいう。

パッケージソフトウェアの開発企画，企業等でシステムの導入に関する企画や導入時の監督の仕事に従事するもの及びシステム開発プロジェクトの責任者としてプロジェクト計画を作成し，必要となる要員や資源を確保し，予算，要求品質等について責任を持ち，プロジェクト全体を管理する仕事に従事するものも本分類に含まれる。

ただし，個々のソフトウェアの開発の仕事に従事するものは「小分類17－ソフトウェア作成者」に分類される。

## 中分類（5）－技術者

- システムアナリスト, 情報ストラテジスト, システムコンサルタント, ビジネスストラテジスト, I S アナリスト, システムアーキテクト, 情報処理アーキテクト, I S アーキテクト, 情報処理プロジェクトマネージャ
- × プログラマー [17]

### 17 ソフトウェア作成者

ソフトウェアの作成(基本ソフトウェア及びアプリケーションソフトウェア双方の開発を含む)のための仕様決定, 設計及びプログラミングの仕事に従事するものをいう。

ただし, 主としてシステム全体の構成を企画する仕事に従事するものは「小分類 16－システムコンサルタント・設計者」に分類される。

- プログラマー, ゲームプログラマー, CGプログラマー, 社内システムエンジニア
- × システムアーキテクト [16], 情報処理プロジェクトマネージャ [16]

### 18 その他の情報処理・通信技術者

構築されたシステムについて, 安全性の確保を含めた維持・管理・保守の仕事に従事するもの, 有線電気通信・無線通信などの事業用電気通信設備及びL A N設備に関する計画・設計・施設工事の監督・維持管理などの技術的な仕事及び通信規格など通信技術に関する技術的な仕事に従事するもの並びに他に分類されない情報処理・通信技術に関する仕事に従事するものをいう。

ただし, 次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) プログラム作成の仕事に従事するものは「小分類 17－ソフトウェア作成者」に分類される。
  - (2) 通信施設の通信操作・技術操作, 電波の監視・規正の仕事に従事するものは「中分類 (15)－その他の専門的職業従事者 [67]」に分類される。
  - (3) 通信回線に利用者の機器を接続する作業に従事するものは「大分類 J－建設・採掘従事者 [216]」に分類される。
  - (4) ウェブデザインの仕事に従事するものは「中分類 (13)－美術家, デザイナー, 写真家, 映像撮影者 [56]」に分類される。
- I Tサービスマネージャ, サーバー管理者, 電気通信技術者, 電気通信主任技術者, 電気通信施設技術者, 有線電気通信技術者, 無線電気通信技術者, システム保守技術者, 情報セキュリティ技術者
  - × 電機通信設備工事作業者 [216], 無線通信員 [67], 無線技術士 [67], 有線テレビジョン技術員 [67], 電波監視官 [67]

### 19 その他の技術者

他に分類されない機器等の製造に関し, 開発・設計, 生産工程の企画, 工程管理・品質管理, 監督, 指導など技術的な仕事に従事するもの及び核燃料取扱技術者, 地質調査技術者など他に分類されない技術的な仕事に従事するものをいう。

- ガラス製造技術者, 研削材製造技術者, 耐火物製造技術者, 染色加工技術者, 紡績技術者, 原子炉運転技術者, 核燃料製造技術者, ラジオアイソトープ取扱技術者, 放射性廃棄物取扱技術者, たばこ製造技術者, 印刷技術者, 地質調査技術者, 鉱山技術者, 試すい(錐)技術

## 中分類（5）一技術者 中分類（6）一保健医療従事者

者、物理探鉱技術者、鉱山保安技術管理者（副保安技術管理者を含む）、ファインセラミックス製造技術者、放射線機器設計技術者、原子力機器設計技術者、陶磁器成形技術者、採鉱技術者、石油鉱山地質技術者、採油技術者、精練・漂白技術者、染色技術者、製糸技術者、製織技術者、核燃料取扱技術者、核燃料取扱主任者、放射線機器製造技術者、原子力機器製造技術者、放射能分析技術者、原子炉主任技術者、エックス線技師（医療を除く）、放射線取扱主任者、放射線利用機器取扱技術者、絶縁陶磁器製造技術者、ガラス纖維製造技術者、セメント製造技術者、炭素製品製造技術者、焼石こう製造技術者、れんが製造技術者、研削と石製造技術者、製瓶技術者、資源工学技術士、鉱山調査技術者、電気探鉱技術者、磁力探鉱技術者、ニット（メリヤス）製造技術者、高圧ガス製造保安技術管理者、木材加工技術者、被服製造技術者、作業環境測定士、し尿処理施設技術者、労働安全コンサルタント、陶磁器成形技術者

- × 化学纖維製造技術者〔13〕、鉱山電気技術者〔9〕、診療放射線技師〔27〕、気象研究員〔6〕

## 中分類（6）一保健医療従事者

この中分類には、医業、歯科医業及び医業類似行為、これらに関連する医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事に従事するもの並びに獣医業に従事するものが分類される。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 医学的知識に基づいて、予防衛生・保健衛生などに関する試験・研究の仕事に従事する医師、歯科医師及び薬学的知識に基づいて、医薬品・食品などに関する試験・研究の仕事に従事する薬剤師は「中分類（4）一研究者〔6〕」に分類される。
- (2) 獣医学的知識に基づいて、家畜衛生、保健衛生などに関する試験・研究の仕事に従事する獣医師は「中分類（4）一研究者〔6〕」に分類される。
- (3) 医業・薬業又はこれらに関連する医学・薬学の知識を必要とする専門的・技術的な仕事に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師である自衛官は「大分類F一保安職業従事者〔126〕」に分類される。

### 20 医師

医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査、医学的矯正保護、医学的鑑識、保険事業に伴う医学的審査、海・空港における出入港検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

医師の免許を有する病院長・診療所長も本分類に含まれる。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 医薬品を製造する事業所において、医師の免許を有し、医薬品の製造を管理するものは「中分類（5）一技術者〔13〕」に分類される。
- (2) 医学的な検定・検査・診療に伴う、病理細菌に関する技術的な仕事に従事するものは「小分類35—その他の保健医療従事者」に分類される。
- (3) 大学の教授・准教授又は講師であって、学生等に対する教授及び大学附属の病院などで診断・治療などの仕事に従事するものは「中分類（10）一教員〔50〕」に分類される。

- 医師、産婦人科医師、放射線科医、皮膚泌尿器科医、内科医長、病院長（医師）、監察医、検疫官（医師）、衛生管理者（医師）、保健所長、精神衛生鑑定医、療養所長（医師）、医長、校医、麻酔医、船医、鑑定医、法医学医、大学附属病院長（医師）、診療所長（医師）、病理

## 中分類（6）－保健医療従事者

### 学医

- × 医科大学教授 [50], 食品衛生監視員 [35], 衛生管理者（医師・保健師・看護師でないもの）[35], 医療監視員 [35], 薬事監視員 [35], 医師(自衛官) [126], 医薬品製造技術者 [13], 診療放射線技師 [27]

### 21 歯科医師

歯科医師の免許を有し, 歯, その周囲組織及び口くう（腔）に生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防・指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

歯科医師の免許を有する歯科病院長・歯科診療所長も本分類に含まれる。

ただし, 大学の教授・准教授又は講師であって, 学生等に対する教授及び大学附属の病院などで歯科に関する診断・治療などの仕事に従事するものは「中分類（10）－教員 [50]」に分類される。

- 歯科医師, 歯科医院長(歯科医師), 歯科診療所長(歯科医師), 歯科医長

- × 歯科衛生士 [31], 歯科技工士 [32], 歯科大学教授 [50], 医療監視員 [35], 薬事監視員 [35]

### 22 獣医師

獣医師の免許を有し, 家畜・家きん・愛がん動物などの診療及び保健衛生指導, 動物・畜産物の検疫などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

獣医師の免許を有する家畜診療所長及び動物・畜産物の病源の有無について検査し, と殺処分・消毒などの取締りに従事するものも本分類に含まれる。

ただし, 家畜の診療, 動物・畜産物の検疫などの専門的な仕事に付随する技術的補助の仕事に従事するものは「大分類E－サービス職業従事者 [104]」に分類される。

- 獣医師, 家畜診療所長(獣医師), と畜検査員, 動物病院長(獣医師), 家畜防疫官(獣医師)

- × 装てい師 [135], 獣医科大学教授 [50], 食品衛生監視員 [35], 環境衛生監視員 [35], 動物病院助手 [104], 畜産技術者 [8]

### 23 薬剤師

薬剤師の免許を有し, 調剤, 医薬品の供給, 医薬品の製造の管理などの, 薬事に関する専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。

ただし, 各種薬品に関する薬学的な試験・研究の業務に従事するものは「中分類（4）－研究者 [6]」に分類される。

- 薬剤師, 薬局店主(薬剤師), 薬局員(薬剤師), 薬局管理者, 薬剤部長, 薬局長

- × 医薬品製造技術者 [13], 薬事監視員 [35], 薬学研究員 [6], 衛生検査技師 [28], 毒物・劇物監視員 [35], 環境衛生監視員 [35], 食品衛生監視員 [35], 医療監視員 [35]

### 24 保健師

保健師の免許を有し, 健康相談・健康教育・家庭訪問などにより, 衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療養指導・その他日常生活上必要な保健指導の仕事に従事するものをいう。

## 中分類（6）－保健医療従事者

○ 保健師（事業所等で衛生管理業務を併せ行っている者を含む）、保健師長、保健所保健指導課長(保健師)、保健指導員(保健師)

× 衛生管理者(医師、保健師、看護師でないもの) [35]、特別支援学校教諭 [49]

### 25 助産師

助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導の仕事に従事するものをいう。

○ 助産師、助産師長、助産所長（助産師）

× 看護助手 [103]、看護補助者 [103]

### 26 看護師（准看護師を含む）

看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・新生児に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するもの並びに准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。

○ 看護師（事業所等で衛生管理業務を併せ行っている者を含む）、看護師長、派出看護師、准看護師、総看護師長、訪問看護師

× 看護助手 [103]、看護補助者 [103]、家政婦(夫) [99]、ホームヘルパー (102)

### 27 診療放射線技師

診療放射線技師の免許を有し、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体照射（撮影を含む）の仕事に従事するものをいう。

○ 診療放射線技師、診療エックス線技師

× 放射線利用機器取扱技術者 [19]

### 28 臨床検査技師

臨床検査技師又は衛生検査技師の免許を有し、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査などの仕事に従事するものをいう。

○ 臨床検査技師、衛生検査技師、臨床検査技師長、衛生検査所臨床検査技師、衛生検査所衛生検査技師

× 動物学研究員 [6]、醸造試験技術者 [8]、薬品分析試験技術者 [13]

### 29 理学療法士、作業療法士

理学療法士又は作業療法士の免許を有し、病院、診療所などにおいて、理学療法又は作業療法の仕事に従事するものをいう。

社会福祉施設などにおいて従事するものも本分類に含まれる。

## 中分類（6）－保健医療従事者

- 理学療法士、作業療法士
- × 診療放射線技師〔27〕、あん摩マッサージ指圧師〔34〕、心理・職能判定員〔37〕

### 30 視能訓練士、言語聴覚士

視能訓練士又は言語聴覚士の免許を有し、病院、診療所などにおいて、視能訓練又は言語訓練の仕事に従事するものをいう。  
社会福祉施設などにおいて従事するものも本分類に含まれる。

- 視能訓練士、言語聴覚士

### 31 歯科衛生士

歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導の下に歯牙及び口くう（腔）の疾患の予防処置として歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助並びに歯科保健指導などの仕事に従事するものをいう。

- 歯科衛生士
- × 歯科助手〔104〕、歯科医師〔21〕

### 32 歯科技工士

歯科技工士の免許を有し、病院、歯科診療所、歯科技工所などにおいて、歯科医師の指示の下に歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し又は加工する仕事に従事するものをいう。

- 歯科技工士
- × 歯科医師〔21〕

### 33 栄養士

栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、給食施設における献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し（嗜）好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。

- 栄養士、栄養指導員、管理栄養士、学校栄養職員
- × 調理師〔110〕、食品衛生監視員〔35〕、食品衛生管理者〔35〕

### 34 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の免許を有し、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復の施術の仕事に従事するものをいう。

- あん摩マッサージ指圧師、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、接骨師、骨つぎ師、整骨師
- × 理学療法士〔29〕、作業療法士〔29〕

### 35 その他の保健医療従事者

臨床工学技士の免許を有し、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去など）及び保守点検の仕事に従事するもの並びに医療監視員、薬事監視員など他に分類されない専門的・技術的な医療・保健衛生の仕事に従事するものをいう。

- 環境衛生監視員、食品衛生監視員、衛生管理者（医師・保健師・看護師でないもの）、食品衛生管理者、薬事監視員、検疫技術者、毒物・劇物監視員、滅菌技術員、義肢装具士、治験コーディネーター、医療監視員、建築物環境衛生管理技術者、心理カウンセラー（医療施設）、臨床工学技士、透析技術認定士、体外循環技術認定士、臨床高気圧治療技師、臨床ME専門認定士
- × あん摩マッサージ指圧師〔34〕、家政婦（夫）〔99〕、と畜検査員〔22〕、占い師〔125〕、心理カウンセラー（医療・福祉施設を除く）〔68〕、臨床検査技師〔28〕、衛生検査技師〔28〕、看護助手〔103〕、看護補助者〔103〕

### 中分類（7）－社会福祉専門職業従事者

この中分類には、福祉事務所、児童相談所、更生相談所、婦人相談所、社会福祉施設及び福祉団体等において、専門的調査・判定、相談、保護、教護、援護、育成、更生、介護計画等の仕事に従事するものが分類される。

### 36 保育士

児童の保育・保護の仕事に従事するものをいう。

- 乳児院保育士、保育所保育士、児童養護施設保育士、ろう（聾）・あ兒施設保育士、幼稚園保育士、こども園保育士、肢体不自由児施設保育士、重症心身障害児施設保育士、一時保護所保育士、知的障害児通園施設保育士
- × 児童福祉施設長・児童指導員・児童厚生員〔37〕、保育助手〔125〕、幼稚園教諭〔45〕

### 37 その他の社会福祉専門職業従事者

福祉事務所、児童相談所、更生相談所、婦人相談所において、専門的調査・判定、相談、助言、指導の仕事に従事する福祉相談指導専門員及び児童福祉施設、障害者支援施設、老人福祉施設等の福祉施設において、専門的な保護、自立支援、援護、育成、介護の指導の仕事に従事する福祉施設指導専門員並びに社会福祉協議会等の福祉団体・保護観察所などにおいて、専門的な相談、指導、助言など他に分類されない専門的・技術的な社会福祉の仕事に従事するものをいう。

- 社会福祉主事、児童福祉司、児童自立支援施設児童自立支援専門員・児童生活支援員（施設長を含む）、保護観察官、ケースワーカー、心理カウンセラー（福祉）、介護支援専門員（ケアマネジャー）、査察指導員、心理・職能判定員、児童相談所長、福祉司、母子・婦人・家庭相談員、婦人相談指導員、老人福祉施設長・生活指導員、障害者支援施設等施設長・職業指導員、児童福祉施設長・児童指導員・児童厚生員、福祉施設職業指導員、母子生活

## 中分類（7）一社会福祉専門職業従事者 中分類（8）一法務従事者

支援施設寮母・寮父、母子指導員、社会福祉協議会専門職員、その他の福祉団体専門職員、福祉作業所長

- × 寄宿舎指導員(特別支援学校)〔117〕、カウンセラー(学校、職場)〔68〕、保育所保育士〔36〕、社会福祉法人役員〔3〕、障害者支援施設等寮母・寮父〔101〕

## 中分類（8）一法務従事者

この中分類には、裁判官、検察官、弁護士及びその他司法に関連する専門的な仕事に従事するものが分類される。

### 38 裁判官、検察官、弁護士

法律上の争訟を裁判するもの、刑事についての公訴・裁判所に法の正当な適用の請求・裁判の執行の監督・裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは裁判所に通知を求め又は意見を述べ、公益の代表として他の法令がその権限に属させた事務を行う仕事に従事するもの、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委託によって訴訟事件、非訟事件、訴願・審査の請求・異議の申立てなど行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般的の法律事務を行う仕事に従事するものをいう。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 工業所有権に関する審判を行うもの、海難事件の審判・審判の請求・海難の調査・裁決の執行を行うものは「小分類40ーその他の法務従事者」に分類される。
- (2) 裁判官弾がい(劾)の裁判を行うもの又は裁判官ひ(罷)免の訴追を行うものは「大分類Aー管理的職業従事者〔1〕」に分類される。

- 裁判官、最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、裁判所長、判事、裁判所調査官(判事)、判事補、簡易裁判所判事、民事調停官、検察官、検事総長、次長検事、検事長、検事正、次席検事、検事、副検事、弁護士

- × 裁判所調査官(判事でないもの)〔40〕、特許庁審判官〔40〕、海難審判所審判官〔40〕、海難審判所理事官〔40〕、司法研修所教官〔51〕、裁判所職員総合研修所教官〔51〕、法務省の課長〔1〕、執行官〔40〕、裁判所課長などの管理者〔1〕

### 39 弁理士、司法書士

他人からの求めに応じて特許などの工業所有権に関する出願、登録等の代理等の仕事に従事するもの及び他人からの求めに応じて、法務局における登記申請等を代理するほか、法務局、検察庁、裁判所等に提出する書類又は事実証明に関する書類を作成する仕事に従事するものをいう。

- 弁理士、司法書士

- × 行政書士〔68〕

### 40 その他の法務従事者

法律行為その他私権に関する事実についての公正証書の作成、私署証書を認証する仕事に従事するもの、海難事件の審判を行い、審判の請求・維持・執行などの仕事、その他司法又はこ

## 中分類（8）一法務従事者 中分類（9）一経営・金融・保険専門職業従事者

れに関連する専門的な仕事に従事するものをいう。

ただし、個人の生命・身体・財産の保護のために捜査・逮捕を行い、公安を維持する仕事に従事するものは「大分類F 一保安職業従事者〔127〕」に分類される。

- 公証人、海難審判所審判官、海難審判所理事官、海難審判所副理事官、海事補佐人、裁判所調査官（判事でないもの）、裁判所書記官、執行官、家庭裁判所調査官、特許庁審判官、特許庁審判長、家事調停委員、民事調停委員、司法委員、家庭裁判所参与員、公正取引委員会審査官、公正取引委員会審査長、海難審判所審判長、土地家屋調査士
- × 行政書士〔68〕、裁判所調査官（判事）〔38〕

## 中分類（9）一経営・金融・保険専門職業従事者

この中分類には、高度な企業経営・金融・保険に関する専門的知識や実務経験に基づき、他人の求めに応じて、財務会計、人事労務に関するコンサルティング、財務監査、税務指導などの仕事及び資産運用や金融取引に関する助言・リスクヘッジ・リスクマネジメント・投資戦略の設計などの仕事に従事するものが分類される。

### 41 公認会計士

他人の求めに応じて、財務書類の監査・証明・調整、財務に関する調査・立案・相談などに関する仕事に従事するものをいう。

- 公認会計士、会計士補
- × 弁理士〔39〕、経理事務員〔74〕

### 42 税理士

他人の求めに応じて、租税に関する申告・申請・再調査又は審査の請求・異議の申立て・過誤納税金の還付請求などについて税務官公署に提出する書類の作成、税務に関する相談などの仕事に従事するものをいう。

- 税理士
- × 弁理士〔39〕、経理事務員〔74〕

### 43 社会保険労務士

社会保険労務士として、中小企業の経営者や年金受給者等の依頼に応じて、労働保険・社会保険関係の申請書等の作成・提出の代行・申請手続の代理、人事労務に関する診断・相談・指導などの仕事に従事するものをいう。

- 社会保険労務士
- × 中小企業診断士〔44〕、経営コンサルタント〔44〕、人事係事務員〔69〕

**44 その他の経営・金融・保険専門職業従事者**

金融機関等において、金融等の知識を応用して、資産運用や取引に関するリスクヘッジ、リスクマネジメントに関わる仕事、投資戦略の設計に関わる仕事、個々の企業の財務分析などに基づく株式の投資価値の分析・評価の仕事及び保険商品の開発などに関わる仕事に従事するもの並びに他人の求めに応じて、経営計画・財務計画・生産管理・資材購買管理・労務管理などに関する相談・指導などの仕事に従事するものをいう。

ただし、有価証券の売買・仲立、資金や為替などの金融取引の仕事に従事するものは「大分類D－販売従事者〔93〕」に分類される。

- 金融商品開発者、証券アナリスト、金融ストラテジスト、保険商品開発者、アクチュアリー（保険数理士）、中小企業診断士、経営コンサルタント、経営指導員（商工会議所又は商工会に属するもの）
- × 株式売買人〔93〕、証券売買人〔93〕、証券仲買人〔93〕、証券業代理店主〔93〕、有価証券売買仲立人〔93〕、会員券（権）販売人〔93〕、有価証券ブローカー〔93〕、金融ブローカー〔93〕、保険仲立人〔92〕、保険代理店主〔92〕、公認会計士〔41〕、税理士〔42〕、不動産鑑定士〔68〕

**中分類（10）一教員**

この中分類には、学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・大学をいう）・専修学校・各種学校（学校教育に類する教育を行う施設をいう）・その他の教育施設において、児童・生徒・学生の教育・養護に従事するものが分類される。

教育に従事する学長・校長（園長を含む）、部局長（大学の学部長・大学に附置される研究所の長・大学の附属図書館の長・大学共同利用機関の長をいう）、少年院において収容少年の教育に従事するものも本分類に含まれる。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 教育委員会の教育長は「大分類A－管理的職業従事者〔1〕」に分類される。
- (2) 教育委員会の専門職員（指導主事・社会教育主事）は「中分類（15）－その他の専門的職業従事者〔68〕」に分類される。
- (3) 学校の事務職員・技術職員・実習助手は、それぞれ該当する項目に分類される。
- (4) 教育に従事しない学校の理事などは「大分類A－管理的職業従事者〔3〕」に分類される。
- (5) 児童自立支援施設において、児童の自立支援・教科指導に従事するものは「中分類（7）－社会福祉専門職業従事者〔37〕」に分類される。

**45 幼稚園教員**

幼稚園などにおいて、児童の保育・養護に従事するものをいう。

ただし、保育所などの児童福祉施設において、児童の保育・保護の仕事に従事するものは「中分類（7）－社会福祉専門職業従事者〔36, 37〕」に分類される。

- 幼稚園園長、幼稚園教頭、幼稚園教諭、幼稚園助教諭、幼稚園養護教諭、幼稚園養護助教諭、幼稚園講師
- × 保育所保育士〔36〕、幼稚園保育士〔36〕、特別支援学校幼稚部教諭〔49〕

## 中分類（10）一教員

### 46 小学校教員

小学校において、児童の初等普通教育・養護に従事するものをいう。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

(1) 特別支援学校において、児童の初等普通教育に従事するものは「小分類 49—特別支援

学校教員」に分類される。

(2) 少年院において、収容少年の矯正教育・教科の指導に従事するものは「小分類 51—そ

の他の教員」に分類される。

○ 小学校校長、小学校教諭、小学校助教諭、小学校養護教諭、小学校教頭、小学校養護助教諭、小学校講師、小学校保健主事、学園小学部教諭

× 少年院教官〔51〕、特別支援学校小学部教諭〔49〕、児童自立支援施設児童自立支援専門員・児童生活支援員〔37〕

### 47 中学校教員

中学校において、生徒の中等普通教育・養護に従事するものをいう。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

(1) 特別支援学校において、生徒の中等普通教育に従事するものは「小分類 49—特別支援

学校教員」に分類される。

(2) 少年院において、収容少年の矯正教育及び教科の指導に従事するものは「小分類 51—

その他の教員」に分類される。

○ 中学校校長、中学校教諭、中学校養護教諭、中学校教頭、中学校助教諭、中学校養護助教諭、中学校講師、中学校司書教諭

× 特別支援学校中学部教諭〔49〕

### 48 高等学校教員

高等学校において、生徒の高等普通教育・専門教育・養護に従事するもの及び中等教育学校において、生徒の中等普通教育・養護及び高等普通教育・専門教育・養護に従事するものをいう。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

(1) 特別支援学校において、生徒の高等普通教育に従事するものは「小分類 49—特別支援

学校教員」に分類される。

(2) 少年院において、収容少年の矯正教育・教科の指導に従事するものは「小分類 51—そ

の他の教員」に分類される。

(3) 高等学校及び中等教育学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、専ら技

能的・技術的知識若しくは経験を必要とする実技の指導又は実習の補助的な仕事に従事

するものは、それぞれ該当する項目に分類される。

○ 高等学校校長、高等学校教諭、高等学校助教諭、中等教育学校教諭、高等学校養護教諭、高

等学校教頭、高等学校講師、高等学校通信制課程教員、農業高校農場主任、高等学校農場長、

大学附属高等学校教諭、中等教育学校校長、中等教育学校教頭、中等教育学校養護教諭

× 特別支援学校高等部教諭〔49〕、実習助手（学校における農耕）〔132〕

## 中分類（10）一教員

### 49 特別支援学校教員

特別支援学校において、幼児・児童・生徒の幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育・養護に従事するものをいう。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 特別支援学校において、教育に関する専門的知識を必要とせず、専ら寄宿舎における児童・生徒の生活及び学習の世話などの仕事に従事するものは「大分類E－サービス職業従事者〔117〕」に分類される。
- (2) 小学校・中学校・高等学校の特別支援学級において、児童・生徒の教育に従事するものは「小分類 46－小学校教員」～「小分類 48－高等学校教員」に分類される。

- ろう（聾）学校校長、特別支援学校校長、特別支援学校教頭、特別支援学校教諭、特別支援学校養護教諭、特別支援学校養護助教諭、特別支援学校講師、特別支援学校幼稚部教諭、盲学校小学部教諭、盲学校中学部教諭、特別支援学校小学部教諭、特別支援学校中学部教諭、特別支援学校舍監
- ✗ 寄宿舎寮母・寮父〔117〕、舍監（特別支援学校以外のもの）〔117〕、寄宿舎指導員（特別支援学校のもの）〔117〕

### 50 大学教員

高等専門学校、大学（大学院、短期大学を含む）において、学生に専門の学芸を教授するものをいう。

教育に従事する学長・部局長、高等専門学校・大学の学部（大学院の研究科・短期大学の学科）において学生に対して、専門的・科学的知識に基づく実験又は実習の指導・研究に従事するもの及び高等専門学校又は大学の学部所属の練習船において、教育・研究・船舶運航に従事するもの並びに大学の研究所、教育又は研究施設などにおいて、学生・研究生に対する教育・研究に従事するものも本分類に含まれる。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 高等専門学校・大学において、学理的基礎知識によらず、実務の経験若しくは研修に基づく知識・技術・技能によって、学生に関する事務、学生の実験又は学習の指導・研究の補助的な仕事に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。
- (2) 大学附属の病院・研究所などの附属施設において、専ら教育以外の仕事に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。
- (3) 大学附属の諸学校において、幼児・児童・生徒の教育、教育実習学生の指導に従事するものは学校の種類により「小分類 45－幼稚園教員」～「小分類 51－その他の教員」に分類される。
- (4) 大学の医学部附属の看護師養成施設などにおいて、専ら看護などに関する理論又は実技の教授に従事するものは「小分類 51－その他の教員」に分類される。
- (5) 大学の学部・研究所などに附属する工場において、実験用又は試作機械器具の製作の仕事に従事するものは「大分類H－生産工程従事者」に分類される。
- (6) 警察大学校・自治大学校・防衛大学校・航空大学校・海上保安大学校などにおいて、自衛官、警察官などの身分を有して、学生の教育に従事するものは「大分類F－保安職業従事者〔126, 127〕」に、それ以外のものは「小分類 51－その他の教員」に分類される。

- 高等専門学校校長、高等専門学校教授、高等専門学校准教授、高等専門学校助教、高等専門学校講師、高等専門学校寮務主事、大学学長、学部長、大学准教授、大学講師、大学附属研究所教授、大学教授、大学助教、大学院教授、大学通信教育部教授、短期大学教授、医師（大

## 中分類（10）－教員 中分類（11）－宗教家

学教授), 医科大学教授, 歯科大学教授, 獣医科大学教授

- × 大学工学部旋盤実習助手〔146〕, 専門学校教員〔51〕, 調理学校教員〔51〕, 経理・簿記学校教員〔51〕, 警察大学校教員(警察官でないもの)〔51〕, 防衛大学校教員(自衛官)〔126〕

### 51 その他の教員

専修学校, 各種学校又は学校以外のその他の教育施設において, 学生・生徒に対する各種の教科や実技などの教育に従事するものをいう。

事業体附属の教育施設において, 職員に対する業務上必要な知識・技術・技能などの教育に専ら従事するもの, 就業について一定の資格(免許)を必要とするものの養成施設において, 就業に必要な知識・実技などの教育に従事するもの, 少年院において, 収容少年の教育に従事するもの, 職業訓練施設において, 職業に必要な技能の訓練・指導に従事するもの及び警察学校, 防衛大学校などにおいて, 警察官, 自衛官などの身分を有しないで学生の教育に従事するものも本分類に含まれる。

ただし, 次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 各種学校以外の教授所において, 教養・レクリエーションなどのための, 茶道・華道・手芸・音楽・舞踊・囲碁などの指導に従事するものは「中分類（15）－その他の専門的職業従事者〔61～65〕」に分類される。
- (2) 個人教授所(塾)において, 学習指導に従事するもの又は個人家庭において, 学習指導に従事する家庭教師は「中分類（15）－その他の専門的職業従事者〔64〕」に分類される。
- (3) 保育所・児童自立支援施設などの児童福祉施設において, 児童の保育・生活指導などに従事するものは「中分類（7）－社会福祉専門職業従事者〔36, 37〕」に分類される。
- (4) 防衛大学校, 自衛隊学校, 警察学校などにおいて, 学生の教育に従事する自衛官, 警察官は「大分類F－保安職業従事者〔126, 127〕」に分類される。

- 洋裁学校講師, 自治大学校教員, 警察大学校教員(警察官でないもの), 防衛大学校教員(自衛官でないもの), 少年院教官, 保育専修学校教員, 職業訓練指導員, 歯科衛生士学校講師, 予備校の教員, 看護師・助産師学校教員, 情報処理技術者養成学校講師, 英会話学院講師, 専門学校教員, 各種学校・専修学校講師, 調理学校教員, 理・美容学校教員, 経理・簿記学校教員, 教員養成所教員, 司法研修所教官, 航空保安大学校教員, 警察学校教員(警察官でないもの), 海上保安大学校教員(海上保安官でないもの), 水産大学校教員, 職業能力開発大学校教員, 自動車教習所指導員, 裁判所職員総合研修所教官
- × 生花師匠〔65〕, 家庭教師〔64〕, 保育所保育士〔36〕, 児童自立支援施設児童自立支援専門員・児童生活支援員(施設長を含む)〔37〕, 囲碁指南〔65〕

### 中分類（11）－宗教家

### 52 宗教家

神道・仏教・キリスト教又はその他の宗教の布教, 伝道, 法要, 式典などの祭式の執行, その他の宗教活動に従事するものをいう。

- 宮司・権宮司, 神主, ねぎ・権ねぎ(禰宜), 住職・副住職, 僧侶, 司教, 司祭, 宣教師,

中分類（11）－宗教家 中分類（12）－著述家，記者，編集者

中分類（13）－美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者

神父，牧師，神職，修道者，教主，教長，教導師，布教師，伝道師

× 祈とう師 [125]，みこ（巫女）[125]，宗教研究員 [7]

### 中分類（12）－著述家，記者，編集者

この中分類には，詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作の仕事に従事するもの，文学・学術などに関する著作・翻訳の仕事に従事するもの，新聞・雑誌などの記事の取材の仕事に従事するもの及び新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一定の目的の下に収集し，配列・整理するなどの仕事に従事するものが分類される。

#### 53 著述家

詩歌・戯曲・小説などの文芸作品の創作の仕事に従事するもの及び文学・学術などに関する著作・翻訳の仕事に従事するものをいう。

- 作詩家，歌人，俳人，小説家，シナリオ作家，スクリプトライター，翻訳家，劇作家，著述家，文芸評論家，コピーライター，経済評論家，スポーツ評論家，音楽評論家，時事評論家，ラジオドラマ作家，脚本家，医事評論家，政治評論家，美術評論家，エッセイスト，ゲームライター

#### 54 記者，編集者

新聞・雑誌などの記事の取材・執筆の仕事に従事するもの及び新聞・書籍・雑誌などを刊行するための資料を一定の目的の下に収集し，配列・整理するなどの仕事に従事するものをいう。

- 新聞記者，雑誌記者，ニュース解説者，ルポライター（探訪記者，現地取材記者），編集員，放送記者，通信記者，報道記者，広告記者，デスク（主筆），論説委員，法規編集者，スポーツライター，テクニカルライター

× 写真記者 [57]

### 中分類（13）－美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者

この中分類には，彫刻・絵画・美術工芸品などの芸術作品の創作の仕事に従事するもの，工業的又は商業的製品などの装飾に関する専門的な仕事に従事するもの，肖像写真の撮影・焼付け・引伸しなどの仕事に従事するもの，映画・テレビジョン用撮影機の操作の仕事に従事するもの，新聞・雑誌などの出版物に用いるためニュース・事件・人物などの撮影の仕事に従事するものが分類される。

ただし，次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 文芸作品の創作の仕事に従事するものは「中分類（12）－著述家，記者，編集者 [53]」に分類される。

## 中分類（13）－美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者

(2) 学校において、美術などについて生徒・学生の教育に従事するものは「中分類（10）－教員〔45～51〕」に分類される。

### 55 彫刻家、画家、工芸美術家

木彫・石彫・金銅造・塑像・仏像などの美術品の創作の仕事に従事するもの及び絵画・版画・書道の創作の仕事に従事するもの並びに陶磁工芸品・漆工芸品・染織工芸品・木竹工芸品・宝石・きば（牙）・角・皮革工芸品・金工芸品・美術家具などの美術工芸品の創作、工芸技術に関する指導などの仕事に従事するものをいう。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

(1) 彫刻家の指導によって、彫刻又は塑造の制作の補助的な仕事に従事するものは「大分類H－生産工程従事者」に分類される。

(2) 工芸美術家の指導によって、工芸品制作の補助的な仕事に従事するものは「大分類H－生産工程従事者」に分類される。

○ 彫刻家、塑像家、木彫家、仏像作家、日本画家、洋画家、漫画家、挿絵画家、イラストレーター、版画家、装てい（丁）家、書家、陶芸家、漆工芸家、染織工芸家、鑄金家、刀剣師、美術彫刻家、劇画家、金属工芸家、美術鑄造家

× 図案家〔56〕、木彫刻工〔158〕、金属彫刻工〔150〕、印判師〔161〕、まき絵師〔161〕、陶磁器絵付工〔154〕、アニメーター〔187〕、書道個人教師〔65〕、ペンキ画工〔187〕

### 56 デザイナー

工業的若しくは商業的製品又はその他の物品・装飾に関し、用途・材質・製作法・形状・模様・色彩・配置・照明などについて、技芸的又は趣味的な意匠を考案し、図上に設計・表現を行う専門的な仕事に従事するものをいう。

○ デザイナー、服飾デザイナー、商業デザイナー、インテリアデザイナー、フラワーデザイナー、グラフィック・デザイナー、図案家、建築装飾図案家、陶磁器デザイナー、友禅図案家、ウェブデザイナー、工芸図案家、工業デザイナー、産業デザイナー、宣伝用図案家、機械デザイナー、自動車デザイナー

× 舞台装置家〔59〕、図案工〔187〕、図案画工〔187〕

### 57 写真家、映像撮影者

客の注文によりスチールカメラを使用して肖像写真の撮影・修整・プリントなどの仕事に従事するもの、新聞・雑誌などの出版物に用いるためのニュース・事件・人物などの撮影などの仕事に従事するもの及び映画・テレビジョン用撮影機などの操作の仕事に従事するものをいう。

ただし、撮影は行わず、写真・映画のフィルム現像・プリントのみを行う仕事に従事するもの又は映写機を操作する仕事に従事するものは「大分類H－生産工程従事者〔188、189〕」に分類される。

○ 写真家、カメラマン、撮影技師、写真館主、商業写真家、写真記者、テレビカメラ撮影技師、映画撮影助手、写真技師、映像撮影者

× 写真焼付工〔188〕、写真現像工〔188〕、映写技師〔189〕、診療放射線技師〔27〕、写真修理工〔188〕

### 中分類（14）－音楽家、舞台芸術家

この中分類には、映画・演劇などの芸術作品の創作及び演奏・上演など芸術作品の再現に従事するものが分類される。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 文芸作品の創作に従事するものは「中分類（12）－著述家、記者、編集者〔53〕」に分類される。
- (2) 学校において、音楽、演劇などについて生徒・学生の教育に従事するものは「中分類（10）－教員〔45～51〕」に分類される。

#### 58 音楽家

作曲・演奏又は演奏の指揮に従事するものをいう。

ただし、個人教授所などにおいて、音楽の個人指導に従事するものは「中分類（15）－その他の専門的職業従事者〔61〕」に分類される。

- 作曲家、編曲家、コンサートマスター（首席奏者）、声楽家、オペラ歌手、バイオリニスト、ピアニスト、箏演奏家、雅楽樂手、歌手、樂士、能樂はやし（囃子）方、長うた（唄）はやし方、音楽指揮者、淨瑠璃師
- × ピアノ個人教師〔61〕、音楽評論家〔53〕、浪曲家〔59〕

#### 59 舞踊家、俳優、演出家、演芸家

舞・踊・振によって、感情と意志を表現する演技者、映画・演劇・テレビジョンなどにおける演技者、脚本・シナリオに基づいて、映画・演劇・テレビなどを組成する俳優の演技指導を行うもの及びセット・照明・音楽・擬音などを総合的に監督するもの並びに講談・落語・漫才・浪曲・声色・茶番狂言・奇術・曲芸などの演技者をいう。

ただし、個人教授所などにおいて、舞、踊、振などの個人指導に従事するものは「中分類（15）－その他の専門的職業従事者〔62〕」に分類される。

- 俳優、役者、日本舞踊家、ステージダンサー、講談師、落語家、浪曲家、演出家、舞台装置家、プロデューサー（映画・放送業）、照明家、アシスタント・ディレクター、漫才師、コメディアン、能師、狂言師、バレエダンサー、タップダンサー、アクロバットダンサー、映画俳優、テレビタレント、歌舞伎俳優、おやま（女形）、放送劇団員（声優を含む）、スタンスマン、映画監督、歌舞伎監事、芸能関係司会者、人形芝居師、詩吟家
- × フロアダンサー〔115〕、日本舞踊個人教師〔62〕、社交ダンサー〔115〕、社交ダンス講師〔62〕

### 中分類（15）－その他の専門的職業従事者

この中分類には、図書館司書、学芸員、カウンセラー（医療・福祉施設を除く）、個人教師、職業スポーツ従事者、通信機器操作従事者、ヘッドハンターなど他に分類されない専門的な仕事に従事するものが分類される。

## 中分類（15）－その他の専門的職業従事者

### 60 図書館司書、学芸員

司書、司書補及び図書館資料に相当する資料の収集、分類、目録の整備、利用相談等の図書館奉仕に相当する事項に関する専門的職務に従事するもの並びに学芸員、学芸員補及び博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する専門的職務に従事するものをいう。

ただし、司書教諭は「中分類(10)－教員〔45～49〕」に分類される。

○ 司書、司書補、図書館専門職員、学芸員、学芸員補、博物館専門職員

× 図書館カウンター受付職員〔70〕、博物館受付職員〔70〕

### 61 個人教師（音楽）

個人教授所などにおいて、楽器の演奏、声楽などの個人指導に従事するものをいう。  
小唄、淨瑠璃などの師匠も本分類に含まれる。

○ ピアノ個人教師、ギターパーソナルトレーナー、清元師匠、義太夫師匠、常磐津師匠、淨瑠璃師匠、三味線師匠、琴師匠

× 高等学校音楽教師〔48〕、ピアニスト〔58〕、ギタリスト〔58〕

### 62 個人教師（舞踊、俳優、演出、演芸）

個人教授所などにおいて、舞・踊・振によって感情と意志を表現する舞踊、演技指導や演出方法及び講談・落語・漫才・浪曲・声色・茶番狂言・奇術・曲芸などの個人指導に従事するものをいう。

踊りの師匠も本分類に含まれる。

○ 日本舞踊個人教師、踊り師匠、社交ダンス教師、ジャズダンス教師、詩吟教師

× 美容体操指導員〔63〕、日本舞踊家〔59〕、エアロビクス教師〔63〕

### 63 個人教師（スポーツ）

興行的でない運動競技の個人教授、個人指導に従事するものをいう。  
武道の師範も本分類に含まれる。

○ 柔道師範、剣道師範、クレー射撃インストラクター、卓球指導員、硬式テニス公認指導員、体操クラブコーチ、美容体操指導員、スイミングクラブコーチ、エアロビクス教師、気功教師

× 柔道整復師〔34〕、ジャズダンス教師〔62〕

### 64 個人教師（学習指導）

学校教育の補習のための個人指導に従事するものをいう。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

(1) 個人教授所などにおいて、英会話、書道、そろばんなどの実務的、趣味的なものについての個人指導に従事するものは「小分類 65－個人教師(他に分類されないもの)」に分類される。

## 中分類（15）－その他の専門的職業従事者

（2）専修学校、各種学校において、学校教育の補習のための指導に従事するものは「中分類（10）－教員〔51〕」に分類される。

- 英語教室教師、数学教室教師、学習塾教師、進学塾教師（各種学校でないもの）、家庭教師
- × 書道個人教師〔65〕、英会話個人教師〔65〕、そろばん塾教師〔65〕、予備校教師〔51〕

### 65 個人教師（他に分類されないもの）

個人教授所などにおいて、茶道、生花、書道、囲碁、マージャンなどの個人指導に従事するものをいう。

- 茶道教授、生花個人教授、書道個人教師、和洋裁個人教師、そろばん塾教師、英会話個人教師、マージャン教師、囲碁指南、棋士（教授しているもの）
- × 書家〔55〕、ピアノ個人教師〔61〕、日本舞踊個人教師〔62〕、珠算学校講師（各種学校）〔51〕、棋士（教授していないもの）〔68〕

### 66 職業スポーツ従事者

野球・相撲・ボクシング・レスリングなどの競技又は試合に参加し、興行的運動競技を行うもの及び監督・審判員など競技に直接関連する仕事に従事するものをいう。

ただし、興行的でない運動競技の個人教授、個人指導に従事するものは「小分類 63－個人教師（スポーツ）」に分類される。

- プロ野球選手、プロ野球監督、力士、行司、相撲部屋親方、プロボクサー、プロレスラー、レフェリー、プロスキーヤー、プロゴルファー、プロテニス選手、オートレース選手、競輪選手、競輪審判員、騎手、プロサッカー選手、自動車競走選手、モーターボートレース選手、プロ野球審判員、プロサッカー監督、プロサッカー審判、セコンド、モーターボートレース審判員、オートレース審判員
- × 馬調教師〔68〕、グラウンドキーパー〔231〕、きゅう（厩）務員〔133〕、柔道師範〔63〕、剣道師範〔63〕、空手術師範〔63〕、卓球指導員〔63〕

### 67 通信機器操作従事者

通信設備（電波を送受信するための電気的設備又は線条その他の導体を利用して、電磁的方式により、符号、音響又は映像を送受信するための電気的設備）を操作する仕事など通信機器操作に係る仕事に従事するものをいう。

- 無線通信員、航空関係無線通信士、船舶関係無線通信士、陸上関係無線通信士、電波技術員、無線技術士、特殊無線技士、ラジオ・テレビジョン放送技術員、電波標識技術員、レーダー操作技術員、有線通信員、鉄道電信員、電信員（海上保安官を除く）、電信係、電報受信員、有線放送電話技術員、航空管制官、航空管制通信官、電波監視官、テレビジョンミクサー、映像調整員（テレビ会社）
- × 電話交換手〔71〕

## 中分類（15）－その他の専門的職業従事者

### 68 他に分類されない専門的職業従事者

カウンセリングに関する専門的知識を有し、学校・事業所等において、個人の抱える問題を把握して、専門的な援助を行う仕事に従事するカウンセラー（医療・福祉施設を除く）、教育委員会指導主事及び調律師など他に分類されない専門的な仕事に従事するものをいう。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 法律に関する相談を行う仕事に従事するものは「中分類（8）－法務従事者〔38〕」に分類される。
  - (2) 経営に関する相談を行う仕事に従事するものは「中分類（9）－経営・金融・保険専門職業従事者〔44〕」に分類される。
  - (3) 保健医療施設等においてカウンセリングの仕事に従事するものは「中分類（6）－保健医療従事者〔35〕」に分類される。
  - (4) 社会福祉施設等においてカウンセリングの仕事に従事するものは「中分類（7）－社会福祉専門職業従事者〔37〕」に分類される。
- 心理カウンセラー（医療・福祉施設を除く）、障害者職業センターカウンセラー、職場カウンセラー、スクールカウンセラー、学校心理士、教育委員会指導主事、海事鑑定人、検数員、計量士、通訳、アナウンサー（ラジオ・テレビジョン）、調律師、探偵、馬調教師、行政書士、指紋鑑識員、鑑定人（書画・骨とう）、犬訓練士、不動産鑑定士、勤労者家庭支援施設指導員、農薬検査員、肥料検査員、生糸検査員、漁業監督官、電気工作物検査官、原子力施設検査官、社会教育主事、不動産管理士、産業管理士、気象予報士、宝石鑑定人（質屋以外のもの）、事故損害査定員、労働基準監督官、鉱務監督官、船員労務官、ヘッドハンター、速記者、通関士、産業カウンセラー
- × 中小企業診断士〔44〕、経営コンサルタント〔44〕、専任の進路指導主事（学校教員）〔47～51のいずれか〕、心理カウンセラー（医療・福祉施設）〔35、37〕、放送記者〔54〕、放送劇団員（声優を含む）〔59〕、街頭宣伝放送員〔123〕、易者〔125〕、普及指導員〔8〕

## 中分類（16）－一般事務従事者

### 大分類C－事務従事者

#### 総 説

この大分類には、一般に課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・調査・企画・会計などの仕事並びに生産関連・営業販売・外勤・運輸・通信に関する事務及び事務用機器の操作の仕事に従事するものが分類される。

ただし、課長（課長相当職を含む）以上の職務にあるものは「大分類A－管理的職業従事者」に分類される。

#### 中分類（16）－一般事務従事者

この中分類には、庶務・文書・人事・厚生・企画・調査・広報・法務・教育研修などの仕事に従事するものが分類される。

秘書・応接（電話応接を含む）などの仕事及び事務全般（「中分類（17）－会計事務従事者」～「中分類（22）－事務用機器操作員」に係るものを含む）の仕事に従事するものも本分類に含まれる。

#### 69 庶務・人事事務員

庶務・文書・株式・株主総会対応などの仕事に従事するもの及び採用・教育・給与・福利厚生・労務など人事の仕事に従事するものをいう。

- 総務担当課長補佐、総務課長代理、総務係長、総務係事務員、庶務係事務員、文書係事務員、人事担当課長補佐、人事課長代理、人事係長、人事係事務員、福利厚生係事務員、教育研修係事務員、労務係事務員、給与係事務員
- × 受付・案内事務員〔70〕、秘書〔73〕、伝票整理事務員〔74〕、用度係事務員〔74〕、消耗品出納事務員〔74〕

#### 70 受付・案内事務員

受付・案内・応接などの仕事に従事するものをいう。

ただし、飲食物の給仕や接客の仕事に従事するものは「大分類E－サービス職業従事者」に分類される。

- 受付・案内事務員、フロント（企業）、受付事務員、案内事務員

- × デパート売場案内人〔125〕、娯楽施設フロント係〔116〕

#### 71 電話応接事務員

電話の呼び出し・交換・取次ぎの仕事や電話による苦情、照会への対応、アポイントの取り付けなどの仕事に従事するものをいう。

中分類（16）－一般事務従事者 中分類（17）－会計事務従事者

- 電話交換手, コールセンターオペレーター, テレフォンアポインター, 調査員（電話によるもの）, 通信販売受付事務員（電話によるもの）
- × 受付・案内事務員 [70], フロント（企業）[70], 配車係 [80], 通信販売受付事務員（電話以外によるもの）[73]

72 総合事務員

「大分類C－事務従事者」に該当する仕事全般について、特に行うべき仕事の内容が限定されず各種の事務の仕事に従事するものをいう。

ただし、複数の仕事に従事していても、行うべき仕事の内容が限定されている場合は、行う仕事の内容により「総合事務員」以外の小分類に分類される。

- 総合事務員
- × 総務係事務員 [69], 人事係事務員 [69]

73 その他の一般事務従事者

企画・立案、業務計画の策定・市場調査などの仕事に従事するもの及び国会議員、会社社長・重役など高度に専門的・管理的な職業に従事するものに対して内外との連絡、文書作成、スケジュール調整などの日常的な業務を補助する仕事に従事するもの並びに広報、法務など他に分類されない一般事務の仕事に従事するものをいう。

- 企画課長補佐、企画係事務員、業務計画係事務員、マーケティング・リサーチャー、秘書、広報係事務員、法務係事務員、調査票審査・集計事務員、資料保管事務員、図書保管事務員、編集事務員、船舶事務員、筆耕事務員、保険契約事務員、パーサー（船舶）、医療事務員、電報受付事務員、介護保険事務員、通信販売受付事務員（電話以外によるもの）、苦情受付事務員（電話以外によるもの）
- × 調査員（電話によるもの）[71], 受付・案内事務員 [70], 行政書士 [68], 生命保険外交員 [96], パーサー（航空）[114]

中分類（17）－会計事務従事者

74 会計事務従事者

現金・小切手・手形類の受払い、会計帳簿の記入、物品の購入・管理、原価計算などの会計の仕事に従事するものをいう。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 財務書類の監査・証明・調整、財務に関する調査・立案・相談などの会計に関する専門的業務に従事するものは「大分類B－専門的・技術的職業従事者 [41]」に分類される。
- (2) レジカウンターにおいて商品の精算、販売の仕事に従事するものは「大分類D－販売従事者 [87]」に分類される。

中分類（17）一會計事務従事者 中分類（18）一生産関連事務従事者  
中分類（19）一営業・販売事務従事者 中分類（20）一外勤事務従事者

- 会計事務員、経理主任、経理事務員、会計現金出納事務員、銀行帳簿係、定期預金事務員、為替係事務員、貯金窓口事務員、物品購入調達事務員、原価計算事務員、電話料金収納事務員、支払係事務員、小切手・為替・振替窓口事務員、銀行窓口事務員、預金窓口事務員、会計帳簿事務員、会計予算執行事務員、決算係事務員、伝票整理事務員、用度係事務員、見積員
- × 公認会計士〔41〕、税理士〔42〕、給与係事務員〔69〕

### 中分類（18）一生産関連事務従事者

#### 75 生産関連事務従事者

生産現場の事務、資材・製品などの出荷・受荷に関する事務の仕事に従事するものをいう。

- 生産管理事務員、工程管理事務員、生産現場記録員、生産現場事務員、材料検収事務員、出荷・受荷事務員、倉庫事務員

### 中分類（19）一営業・販売事務従事者

#### 76 営業・販売事務従事者

経営方針などに従い営業・販売に関する事務の仕事に従事するものをいう。

ただし、商品を直接売買するもの及び営業活動を行うものは「大分類D一販売従事者」に分類される。

- 営業事務員、販売事務員、株式販売事務員、銀行貸付係事務員、営業管理事務員
- × 通信販売受付事務員（電話によるもの）〔71〕、通信販売受付事務員（電話以外によるもの）〔73〕

### 中分類（20）一外勤事務従事者

この中分類には、テレビジョン・電気・ガス・水道・新聞などの料金又は掛金の集金、調査票への記入依頼・回収、電気・ガス・水道などのメーターの検針などの外勤事務の仕事に従事するものが分類される。

#### 77 集金人

テレビジョン・電気・ガス・水道・新聞・月賦販売などの料金又は購買代金などの掛金の集金の仕事に従事するものをいう。

- 放送受信料集金人、電気料金集金人、ガス料金集金人、水道料金集金人、新聞購読料金集金人

中分類（20）一外勤事務従事者 中分類（21）一運輸・郵便事務従事者

- × 保険外交員〔96〕, 有料道路料金収受員〔80〕, 預貯金外交員〔96〕

78 調査員

他人を訪問し、統計調査、世論調査、市場調査などの調査において、調査票への記載を依頼し、回収する仕事に従事するものをいう。

- 統計調査員、世論調査員、市場調査員

- × 調査員（電話によるもの）〔71〕, 調査票審査・集計事務員〔73〕

79 その他の外勤事務従事者

各戸を回って、電気・ガス・水道などのメーターを検針する仕事及び他に分類されない外勤事務の仕事に従事するものをいう。

- 電気メーター検針員、ガスマーター検針員、水道メーター検針員、温泉メーター検針員

- × 工程管理事務員〔75〕

中分類（21）一運輸・郵便事務従事者

この中分類には、運輸交通機関において、出札・改札・小荷物・貨物の受渡手続に関する事務の仕事及び郵便局において、郵便に関する事務の仕事に従事するものが分類される。

80 運輸事務員

駅・自動車発着所・桟橋・空港・荷扱所などの運輸機関において、出札・改札・小荷物・貨物の受渡手続などの事務の仕事に従事するもの及び車両・船舶・航空機・自動車などの管理、運転・運行計画の作成、運転指令、配車船などに関する事務的な仕事に従事するものをいう。

- 有料道路料金収受員、助役（駅）、営業助役、輸送助役、旅客係（鉄道、航空、船舶）、貨物係（鉄道、航空、船舶）、駅務員、配車係、運転司令（新交通システムを含む）、航空ディスパッチャー、列車計画事務員、車両計画事務員、乗務員運用事務員、輸送指令、運用指令

- × 操車係〔197〕, 信号係（鉄道）〔197〕, 転てつ係〔197〕, 連結係〔197〕, 荷扱係〔222〕, 乗車券委託販売人〔93〕, 乗車券発売人（遊園地）〔116〕

81 郵便事務員

郵便局等において郵便物の引受・処理、切手・はがき・印紙などの販売の仕事に従事するものをいう。

- 郵便差立（区分）係員、外国郵便係員、郵便窓口係員（保険を含まない）、郵便内務員、郵便発着係員、普通郵便係員、特殊郵便係員、郵便仕分発送作業員

中分類（21）一運輸・郵便事務従事者 中分類（22）一事務用機器操作員

- × 郵便配達員 [220], かんぽ生命保険契約事務員 [73], 放送受信料集金人 [77], 貯金窓口事務員 [74], 電報受付事務員 [73]

中分類（22）一事務用機器操作員

この中分類には、パーソナルコンピュータ、電子計算機（パーソナルコンピュータを除く）、複写機などの事務用機器の操作などの仕事に従事するものが分類される。

82 パーソナルコンピュータ操作員

指示を受けて、専らパーソナルコンピュータを操作することにより、定型的な文書、表などを作成する仕事に従事するものをいう。

- パーソナルコンピュータ操作員、パソコンオペレーター
- × 速記者（パーソナルコンピュータ速記）[68], タイピスト [84], 版下デザイナー [159], DTPオペレーター [159], CADオペレーター [188]

83 データ・エントリー装置操作員

電子計算機へのデータ入力（記録内容の検査を含む）の仕事に従事するものをいう。

- データ・エントリー装置操作員、キーパンチャー、データ入力係員

84 その他の事務用機器操作員

電子計算機（パーソナルコンピュータを除く）又はこれとオンラインで作動する機器を操作する仕事に従事するもの及び各種事務用機器のうち、電子式卓上計算機・複写機などの事務用機器を操作する仕事に従事するものをいう。

- 電子計算機オペレーター、電子計算機操作員、複写機操作員、光学式文字・マーク読み取り装置(OCR・OMR)操作員、タイピスト
- × システムアナリスト [16], プログラマー [17], 販売店レジスター係 [87]

## 中分類（23）一商品販売従事者

### 大分類D一販売従事者

#### 総 説

この大分類には、有体的商品の仕入・販売、不動産・有価証券などの売買の仕事、有体的商品・不動産・有価証券などの売買の仲立・取次・代理などの販売類似の仕事、商品の売買・製造・サービスなどに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結、保険の代理・募集などの営業の仕事に従事するものが分類される。

ただし、販売に伴う接客サービスの仕事に従事するものは「大分類E－サービス職業従事者」に分類される。

#### 中分類（23）一商品販売従事者

この中分類には、有体的商品の仕入・販売などの仕事に従事するものが分類される。

##### 85 小売店主・店長

小売店を経営管理し、自ら商品の仕入・販売などの仕事に従事するもののうち、主に商品の仕入・販売などの仕事に従事するものをいう。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 主に経営・管理の仕事に従事するものは「大分類A－管理的職業従事者」に分類される。
- (2) 行商・呼売・屋台店で商品の販売の仕事に従事するものは「小分類 88－商品訪問・移動販売従事者」に分類される。

○ 青果小売店主、呉服店主、魚屋主人、酒屋店主、米穀小売店主、薬局店主（薬剤師でないもの）、ガソリンスタンド支配人、小売店支配人、スーパーマーケット店長、コンビニエンスストア店主、リサイクルショップ店主、小売店マネージャー

× 飲食店主〔112〕、移動販売従事者〔88〕、薬局店主（薬剤師）〔23〕、時計小売店主（時計修理人）〔171〕、豆腐小売店主（豆腐製造人）〔155〕、行商人〔88〕、パチンコ店店長〔116〕、呼売人〔88〕、商品仲立人〔93〕

##### 86 卸売店主・店長

卸売店を経営管理し、自ら商品の仕入・販売などの仕事に従事するもののうち、主に商品の仕入・販売などの仕事に従事するものをいう。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 主に経営・管理の仕事に従事するものは「大分類A－管理的職業従事者」に分類される。
- (2) 商品売買の代理・仲立の仕事に従事するものは「中分類（24）一販売類似職業従事者〔93〕」に分類される。

○ 青果卸店主、金属材料卸店主、材木卸店主、菓子卸店主、米穀卸店主、酒卸店主、卸売店支配人、卸売店マネージャー、仲卸店主（卸売市場）

### 中分類（23）一商品販売従事者

- × 商品仲立人 [93], 自動車販売代理店主 [93]

#### 87 販売店員

使用人（家族従業者を含む）として、店舗で商品の販売の仕事に従事するものをいう。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 商品の販売に付随して、営業の仕事のみに従事するものは「中分類（25）一営業職業従事者 [94, 95, 98]」に、配達の仕事のみに従事するものは「大分類K一運搬・清掃・包装等従事者 [224]」に分類される。
- (2) 行商・呼売・屋台店で商品の販売の仕事に従事するものは「小分類 88一商品訪問・移動販売従事者」に分類される。

- 販売員（販売店）、百貨店販売員、菓子販売人、呉服販売員、協同組合販売員、卸売販売員、駅ホーム売店販売員、売場監督、ガソリン給油人、コンビニエンスストア販売員、リサイクルショップ店員、販売店レジスター係、小売店キャッシャー、カウンター・パーソン（販売）
- × せり売人 [93], 野菜行商人 [88], 牛乳配達員 [224], 映画入場券販売員 [116], デパート売場案内人 [125], 質屋店員 [93], 商品仕入員 [90], 駅ホーム立売人 [88], 乗船券委託販売人 [93], 自動車セールス員 [95], 競売人 [93]

#### 88 商品訪問・移動販売従事者

商品を携行し、訪問又は呼売りして販売する仕事、屋台店などの移動性店舗で商品・飲食物を販売する仕事に従事するものをいう。

- 荒物行商人、野菜行商人、鮮魚行商人、衣類露店販売人、屋台飲食店主、駅ホーム立売人、化粧品訪問販売員、医薬品配置販売人、列車内販売員、行商販売人、街頭販売人、露店商、劇場中売人、豆腐呼賣人、植木露天商
- × 露店靴磨き [125], 宝くじ販売人 [93], 駅ホーム売店販売員 [87], 露店靴修理人 [161], 再生資源回収人（卸売まで行うもの） [89]

#### 89 再生資源回収・卸売従事者

繊維ウエイスト・鉄スクラップ・古紙などの再生資源の回収・買入・卸売の仕事に従事するものをいう。

- 古鉄壳買業主、繊維ウエイスト卸売人、再生資源回収人（卸売まで行うもの）、リサイクル品回収人（卸売まで行うもの），空瓶・空缶卸売人、古紙卸売人、鉄・非鉄金属スクラップ卸売人
- × 再生資源回収人（回収のみ行うもの） [222], リサイクルショップ店主 [85], リサイクルショップ店員 [87]

#### 90 商品仕入外交員

他人を訪問し、商品の仕入れ、買付けの仕事に従事するものをいう。

- 商品仕入員、仕入外交員、商品バイヤー

## 中分類（24）一販売類似職業従事者

### 中分類（24）一販売類似職業従事者

この中分類には、他人の間に立った売買の取次・あつ（斡）旋の仕事、他人のための売買の代理の仕事、不動産・有価証券の売買及び他に分類されない販売類似の仕事に従事するものが分類される。

#### 91 不動産仲介・売買人

店舗において土地・建物の売買・貸借・交換の代理・仲介の仕事に従事するもの及び店舗において土地・建物の売買・交換の仕事に従事するものをいう。

ただし、他人を訪問し、不動産の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事するものは「中分類（25）一営業職業従事者〔97〕」に分類される。

- 家屋売買仲立人、貸家仲介人、土地家屋仲立人、土地分譲仲介人、不動産仲立人、船舶売買仲立人、不動産売買人、家屋建売人
- × アパート管理人〔117〕、マンション管理人〔117〕、不動産セールス員〔97〕、不動産営業部員〔97〕

#### 92 保険代理・仲立人（ブローカー）

保険業者のために、生命・火災・海上・運送・その他の保険の契約の締結、保険料の収納などの代理業務の仕事に従事するもの及び保険契約者のために最適な保険商品について助言を行うなどの仕事に従事するものをいう。

- 火災保険代理店主、生命保険代理店主、損害保険代理店主、保険代理業務員、保険仲立人、保険ブローカー
- × 生命保険外交員〔96〕、保険セールス員〔96〕、生命保険外務指導員〔96〕、共済勧誘員〔96〕、火災保険外務員〔96〕、保険商品開発者〔44〕

#### 93 その他の販売類似職業従事者

店舗において公債・社債・出資証券・株券などの売買の仕事に従事するもの、売買の媒介・取次・代理、売買取引の委託の媒介・取次・代理・引受などの仕事に従事するもの、金融機関相互の融資の媒介や、資金、為替などの金融取引の仕事に従事するもの及び質置主と質入物件との関係の確認、担保物件の鑑定、質入契約の締結、金銭の貸付け、質物の保管などの仕事に従事するもの並びに貸金・競売・両替など他に分類されない販売又は販売類似の仕事に従事するものをいう。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 金融商品や保険商品の開発などに関わる仕事に従事するものは「大分類B－専門的・技術的職業従事者〔44〕」に分類される。
- (2) 有価証券の勧誘の仕事に従事するものは「中分類（25）一営業職業従事者〔96〕」に分類される。

- 有価証券売買人、株式売買人、有価証券売買仲立人、証券仲買人、金融仲立人、金融ブローカー、質屋店主、質屋店員、質屋事務員、質物鑑定人、金貸人、競売人、両替人、乗車券委託販売人、宝くじ販売人、興行ブローカー、広告代理人、クリーニング取次人、D P E取次

## 中分類（24）一販売類似職業従事者 中分類（25）一営業職業従事者

人，プレイガイド店員，商品仲介人，販売あつ（幹）旋人，自動車販売代理店主，食料品ブローカー，機械仲立人，古鉄ブローカー，木材売買仲立人，せり人（卸売市場），家主（業として行うもの），地主（業として行うもの）

- × 宝石鑑定人（質屋以外のもの）[68]，競馬予想屋[125]，有価証券売買勧誘員[96]，古鉄売買業主[89]，金融商品開発者[44]，広告外交員[98]

## 中分類（25）一営業職業従事者

この中分類には，他人を訪問し，有体的商品の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事するもの及び金融・保険の商品の販売に関する勧誘・募集・契約締結の仕事に従事するもの並びに不動産，サービスの販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事するものが分類される。

ただし，商品を携行し，訪問等により販売する仕事に従事するものは「中分類（23）一商品販売従事者[88]」に分類される。

### 94 医薬品営業職業従事者

他人を訪問し，医薬品の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事するものをいう。

- 医薬品営業部員，医薬品販売外交員，医薬品ルートセールス員，医薬情報担当者，医薬品プロパー，メディカル・レプリゼンタティブ（MR）

### 95 機械器具・通信・システム営業職業従事者

他人を訪問し，生産用機械器具，電気機械器具，輸送用機械器具などの機械の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事，通信に関する回線や機械器具などの利用や販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事及び他人が抱える業務上の問題点の解決や要求の実現を行うための情報処理や情報通信の技術に係るシステムを提案し，これに必要な商品やサービス（ハードウェア，ソフトウェア，通信回線，サポート人員など）を販売することに関して取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事するものをいう。

ただし，単体のソフトウェアの営業に従事するものは「小分類98—その他の営業職業従事者」に分類される。

- 生産用機械器具営業部員，電気機械器具販売外交員，パソコン販売営業部員，自動車セールス員，通信回線営業部員，通信機械器具販売外交員，システム販売外交員，セールスエンジニア（機械器具・通信・システムにかかるもの）

- × ソフトウェア販売営業部員[98]

### 96 金融・保険営業職業従事者

他人を訪問し，金融・保険の商品の販売，融資に関する勧誘・募集・契約締結などの仕事に従事するものをいう。

## 中分類（25）一営業職業従事者

- 貯蓄外交員，銀行外務員，有価証券勧誘員，生命保険外交員，保険セールス員，生命保険外務指導員，共済勧誘員
- × 有価証券売買仲立人 [93]

### 97 不動産営業職業従事者

他人を訪問し，不動産の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事に従事するものをいう。

- 不動産セールス員，不動産販売外交員，不動産営業部員
- × 不動産仲介人 [91]，不動産売買人 [91]

### 98 その他の営業職業従事者

他人を訪問し，食料品・化学品の販売に関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事，広告・印刷・建設などのサービスに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結の仕事など他に分類されない営業の仕事に従事するものをいう。

- 食料品営業部員，化学品販売外交員，ソフトウェア販売営業部員，広告外交員，印刷外交員，建設工事受注外交員，旅行勧誘員，洗濯注文取り人，新聞購読拡張員
- × 商品仕入員 [90]，化粧品訪問販売員 [88]，保険外交員 [96]，水道料金集金人 [77]

## 大分類E－サービス職業従事者

### 総 説

この大分類には、個人の家庭における家事サービス、介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものが分類される。

#### 中分類（26）－家庭生活支援サービス職業従事者

この中分類には、個人の家庭において、調理・育児・洗濯・掃除・介護などの生活を支援するためのサービスの仕事に従事するものが分類される。

ただし、技能的又は専門的な仕事に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。

##### 99 家政婦（夫）、家事手伝い

個人の家庭又は個人などの求めに応じて、調理、洗濯、掃除、介護を要する者に対する入浴・食事等の世話などの仕事に従事するものをいう。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 個人家庭などに派出し、看護業務に従事する派出看護師は「大分類B－専門的・技術的職業従事者〔26〕」に分類される。
- (2) 個人家庭において調理、洗濯、掃除、子守りなどの単一の仕事にのみ従事するものは「小分類100－その他の家庭生活支援サービス職業従事者」に分類される。

○ 家政婦（夫）、家事手伝い、お手伝い、ハウスキーパー、派出婦（夫）

× 派出看護師〔26〕、ホームヘルパー〔102〕、料理人（個人家庭）〔100〕、庭掃除人（個人家庭）〔100〕、ハウスクリーニング職〔228〕

##### 100 その他の家庭生活支援サービス職業従事者

ベビーシッター、洗濯人など個人家庭における他に分類されない家庭生活支援サービスの仕事に従事するものをいう。

○ 料理人（個人家庭）、ベビーシッター、洗濯人（個人家庭）、庭掃除人（個人家庭）

× 自家用自動車運転手〔191〕、ホームヘルパー〔102〕

#### 中分類（27）－介護サービス職業従事者

この中分類には、医療施設、福祉施設等において入所者及び通所者に対し又は在宅介護サービスを提供する団体等からの指示等により、介護を必要とする者の居宅を訪問し、その者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護の仕事に従事するものが分類される。

中分類（27）一介護サービス職業従事者 中分類（28）一保健医療サービス職業従事者

101 介護職員（医療・福祉施設等）

医療施設、福祉施設、老人福祉施設等において、入所者及び通所者に対する入浴、排せつ、食事等の介護の仕事に従事するものをいう。

- 病院介護職員、介護老人保健施設介護職員、老人ホーム介護職員、老人福祉施設寮母・寮父、介護福祉士（施設内の介護職員）、障害者支援施設等寮母・寮父
- × 老人福祉施設長・生活指導員〔37〕、ホームヘルパー〔102〕、介護福祉士（訪問介護を行うもの）〔102〕、母子生活支援施設寮母・寮父〔37〕

102 訪問介護従事者

在宅介護サービスを提供する団体等からの指示等により、介護を必要とする者の居宅を訪問し、その者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する仕事に従事するものをいう。

- ホームヘルパー、訪問介護員
- × お手伝い〔99〕、家政婦（夫）〔99〕、介護職員（医療・福祉施設等）〔101〕

中分類（28）一保健医療サービス職業従事者

この中分類には、病院、歯科医院、調剤薬局、動物病院などにおいて、医療行為は行わず、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師などからの指示により、専ら患者への食事などの介助、器具の清掃など補助的な仕事に従事するものが分類される。

103 看護助手

病院などにおいて、医療行為は行わず、医師、看護師からの指示により専ら患者への食事・入浴などの介助などの仕事に従事するものをいう。

- 看護助手、看護補助者
- × 看護師〔26〕、准看護師〔26〕

104 その他の保健医療サービス職業従事者

歯科医院などにおいて、医療行為は行わず、歯科医師からの指示により、専ら医療器具の清掃・準備、患者の介助などの仕事に従事するもの及びあん摩師助手、動物看護師など他に分類されない保健医療サービスの仕事に従事するものをいう。

- 歯科助手、あん摩師助手、はり師助手、柔道整復師助手、動物看護師、動物病院助手
- × 歯科衛生士〔31〕、あん摩マッサージ指圧師〔34〕、はり師〔34〕、柔道整復師〔34〕

## 中分類（29）－生活衛生サービス職業従事者

### 中分類（29）－生活衛生サービス職業従事者

この中分類には、理容・美容・浴場・クリーニングなど個人に対する生活衛生サービスの仕事に従事するものが分類される。

#### 105 理容師

理容師の免許を有し、頭髪の刈込み・顔そり・ヘアーアイロンかけなどの理容サービスの仕事に従事するものをいう。

- 理容師、管理理容師、理髪師、床屋
- × 美容師 [106]

#### 106 美容師

美容師の免許を有し、パーマネントウェーブ・結髪・化粧などの美容サービスの仕事に従事するものをいう。

- 美容師、管理美容師
- × 理容師 [105]、トリマー（犬・猫の美容師）[125]、マニキュア師 [107]、ペディキュア師 [107]、美顔術師 [107]、かつら師 [107]、化粧師 [107]、床山 [107]、髪結師 [107]

#### 107 美容サービス従事者（美容師を除く）

マニキュア、ペディキュア、着付けなどの美容サービスの仕事に従事するものをいう。

- かつら師、美顔術師、化粧師、マニキュア師、ペディキュア師、床山、髪結師、着付師、エステティシャン、ネイリスト
- × 人形着付師 [161]

#### 108 浴場従事者

浴場・温泉・サウナぶろ・ヘルスセンターの浴場などにおいて、番台・フロント業務、脱衣場の整頓、洗い場の清掃、体の流し、燃料の運搬、かま（釜）のたきつけ、しこみ湯・洗い湯の調節などの仕事に従事するものをいう。

ただし、サウナぶろ等において専らボイラーの取扱・保守・管理の仕事に従事する者は「大分類 I－輸送・機械運転従事者 [199]」に分類される。

- 浴場主、番台、ボイラー・オペレーター（浴場）、温泉浴場従事者
- × かまたき工（ガラス製造）[154]、ボイラー・オペレーター（浴場を除く）[199]

#### 109 クリーニング職、洗張職

被服類を原形のまま洗濯する仕事及び被服類の洗張・湯のしの仕事に従事するものをいう。ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

中分類（29）－生活衛生サービス職業従事者 中分類（30）－飲食物調理従事者

- (1) 個人の家庭において洗濯の仕事に従事する者は「中分類（26）－家庭生活支援サービス職業従事者〔100〕」に分類される。
- (2) 洗濯物の注文取りの仕事に従事するものは「大分類D－販売従事者〔98〕」に分類される。
- (3) 洗濯物の取次の仕事に従事するものは「大分類D－販売従事者〔93〕」に分類される。
- (4) 洗濯物の受付の仕事に従事するものは「大分類C－事務従事者〔70〕」に分類される。
- (5) 洗濯物の配達の仕事のみに従事するもの、洗濯物の仕分けの仕事のみに従事するものは「大分類K－運搬・清掃・包装等従事者〔224, 231〕」に分類される。

- クリーニング師、洗濯工、ドライクリーニング職、アイロン掛け職（洗濯業）、ウェットクリーニング工、ランドリー工、染み抜き工（クリーニング）、洗張職、湯通し工、湯のし職、仕上工（クリーニング、洗張）
- × 洗濯物配達人〔224〕、洗濯物注文取り人〔98〕、洗濯物受付事務員〔70〕、洗濯物仕分け作業員〔231〕、クリーニング取次人〔93〕、洗濯人（個人家庭）〔100〕

中分類（30）－飲食物調理従事者

この中分類には、飲食物の調理及び酒類等の飲料の混合・調整の仕事に従事するものが分類される。

ただし、飲食料品の製造の仕事に従事するものは「大分類H－生産工程従事者〔155, 156〕」のそれぞれ該当する項目に分類される。

110 調理人

飲食店・旅館・ホテル・工場・学校・病院など一般家庭以外の場所において、献立の作成・飲食物の調理及びそれらの補助的な仕事に従事するものをいう。

- 調理師、板前、司厨長（船舶）、うどん・そば料理人、コック、皿洗い人（調理見習）、煮方（なべ）、にぎりずし職人、寮まかない人、西洋料理人、炊事人（個人家庭を除く）、飲食店主（調理人）

- × バーテンダー〔111〕、栄養士〔33〕、パン製造工〔155〕、パントリー（食器洗い人）〔231〕

111 バーテンダー

バー・キャバレー・ナイトクラブ・その他客に飲食させる場所において、主として酒又は酒類と酒類以外の飲料を混合・調整して、客の飲用に供する調酒の仕事に従事するものをいう。

- バーテンダー、バーテン、バーテンダー見習

- × 調理人〔110〕

## 中分類（31）－接客・給仕職業従事者

### 中分類（31）－接客・給仕職業従事者

この中分類には、飲食物の給仕、身の回りの用務、接客、娯楽など家庭以外の場所において個人に対するサービスの仕事に従事するものが分類される。

#### 112 飲食店主・店長

飲食店を経営管理し、自ら食品材料の仕入・接客などの仕事に従事するもののうち、主に食品材料の仕入・接客などの仕事に従事するものをいう。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 主に経営・管理の仕事に従事するものは「大分類A－管理的職業従事者」に分類される。
- (2) 自ら飲食物の調理を行うものは「中分類(30)－飲食物調理従事者〔110〕」に分類される。

- 飲食店支配人、食堂主人、そば屋店主、中華料理店主、喫茶店主、居酒屋主人、バーマダム、レストランマネージャー、キャバレーマネージャー、飲食店マスター
- × 屋台飲食店主〔88〕、飲食店主（調理人）〔110〕、待合業主〔125〕

#### 113 旅館主・支配人

旅館・ホテルを経営し又は営業の全部又は一部について従業員を指揮監督し、自らも接客サービスなどの仕事に従事するもののうち、主に接客サービスなどの仕事に従事するものをいう。

ただし、主に経営・管理の仕事に従事するものは「大分類A－管理的職業従事者」に分類される。

- 旅館主人、ホテル支配人
- × ホテル総務部長（取締役）〔2〕、ホテル人事課長〔4〕、飲食店主〔112〕、番頭（旅館）〔114〕

#### 114 飲食物給仕・身の回り世話従事者

食堂・喫茶店・旅館・ホテル・待合・料理店・航空機・船舶・列車などにおいて、食卓の用意、給仕、客の身の回りの用務、部屋の清掃などのサービスの仕事に従事するものをいう。

- 食堂給仕従事者、喫茶店ウエイトレス、仲居、ドアボーイ、キャバレーのボーイ、配膳人、航空客室乗務員、パーサー（航空）、船舶旅客係、番頭（旅館）、カウンター・パーソン（給仕）、客室係（旅館・ホテル）、フロア係（飲食店）、ホール係（飲食店）
- × お手伝い〔99〕、パーサー（船舶）〔73〕

#### 115 接客社交従事者

バー・キャバレー・ナイトクラブなどにおいて、客の接待をして飲食をさせるなどの接客サービスの仕事に従事するもの及び芸者、フロアダンサーなどをいう。

ただし、ステージダンサーは「大分類B－専門的・技術的職業従事者〔59〕」に分類される。

- キャバレー社交係、キャバレーhosutes、ナイトクラブhosutes・ホスト、サロンhosutes、バーhosutes、フロアレディ、芸者、舞こ（妓）、キャバレーダンサー、フロアダンサー

中分類（31）一接客・給仕職業従事者 中分類（32）一居住施設・ビル等管理人

- × キャバレーのボーイ [114], ドアボーイ [114], 喫茶店ウェイトレス [114], ステージダンサー [59], ストリッパー [59]

116 娯楽場等接客員

映画館・劇場・ダンスホール・競馬場・野球場・遊園地・博覧会・動物園・植物園・博物館・美術館・ボウリング場などにおいて、整理券・入場券の出札、客の案内、場内の整理、その他の接客サービスの仕事に従事するものをいう。

ただし、展示品・遊戯品・資材の保管・修理に専ら従事するものは含まれない。

- 映画入場券販売員、劇場接客案内人、競馬場内整理員、動物園出札係、ビリヤードカウンタ係、美術館整理人、遊園地電車運転士、キャディー、案内解説人（博物館）、娯楽用品販賣人（娯楽場）、車券・馬券・舟券販売員（競輪・競馬・競艇場）、パチンコ景品係員、マージャン業主、水族館入場券販売員、野球場入場券販売員、神社・仏閣入場券販売員、娯楽施設フロント係、ゲームセンター従業員、娯楽場インフォメーション係、場外馬券販売員、フロント（ホテル）

- × 旅行案内解説人 [120], プレイガイド店員 [93]

中分類（32）一居住施設・ビル等管理人

この中分類には、マンション・寄宿舎・ビルなどの管理の仕事に従事するものが分類される。

117 マンション・アパート・下宿・寄宿舎・寮管理人

マンション・アパート・下宿などの管理の仕事に従事するもの及び学校・工場などの寄宿舎・寮の管理、寄宿生・寮生に対する生活上の指導の仕事に従事するものをいう。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 掃除の仕事のみに従事するものは「大分類K一運搬・清掃・包装等従事者 [226]」に分類される。  
(2) 児童福祉施設などにおいて、児童の保育・保護の仕事に従事する保育士は「大分類B一専門的・技術的職業従事者 [36]」に分類される。

- アパート管理人、寄宿舎寮母・寮父、寄宿舎世話係員、舍監（特別支援学校以外のもの）、下宿業主、マンション管理人、寄宿舎指導員（特別支援学校）、独身寮管理人

- × ビル管理人 [118], 保育所保育士 [36], 母子生活支援施設母子指導員・少年指導員 [37], 炊事人（個人家庭を除く） [110], 宿舎清掃作業者 [226], 舎監（特別支援学校のもの） [49]

118 ビル管理人

事務用及び事業用ビル（マンション、アパートなどの居住施設を除く）などで設備管理、清掃、警備、苦情受付など各種管理の仕事に従事するものをいう。

- 事務用ビル管理人、事業用ビル管理人

中分類（32）－居住施設・ビル等管理人 中分類（33）－その他のサービス職業従事者

- × マンション管理人〔117〕，アパート管理人〔117〕，寮管理人〔117〕，ビル設備管理人〔202〕  
ビル・建物清掃員〔226〕，ビル警備員〔130〕

119 駐車場管理人

駐車場などで管理の仕事に従事するものをいう。

- 駐車場管理人，パーキングメータ管理人，自動車預り人，駐車場料金徴収員，駐車場誘導員，車庫ビル管理人，自転車駐輪場管理人

中分類（33）－その他のサービス職業従事者

この中分類には，旅行案内・広告宣伝・物品一時預かりなど他に分類されないサービスの仕事に従事するものが分類される。

120 旅行・観光案内人

客に付き添い，旅行・観光に関する案内の仕事に従事するものをいう。

ただし，旅行案内所などにおいて，旅行に関する説明・宣伝の仕事に従事するものは含まれない。

- 観光通訳案内人，旅行・観光ガイド，旅行添乗員，登山案内人，名所旧跡案内人，アルパインガイド，ツアーコンダクター

- × 貸切バス車掌〔195〕，観光バスガイド〔195〕，通訳〔68〕

121 物品一時預り人

客の手荷物・身の回り品の一時預かりの仕事に従事するものをいう。

- 荷物一時預り人，自転車預り人，携帯品預り係，下足係，クローケ係

- × 駐車場管理人〔119〕，ペット預り人〔125〕，放置自転車整理人〔231〕

122 物品賃貸人

物品などの賃貸の仕事に従事するものをいう。

ただし，娯楽場において，娯楽用品の賃貸の仕事に従事するものは「中分類（31）－接客・給仕職業従事者〔116〕」に分類される。

- 物品賃貸人，自転車賃貸人，貸衣装人，貸本屋，レンタルショップ店員（ビデオ等），リネンサプライ業主，モップ賃貸人，レンタカーカー業主，レンタカーカウンター係員

- × 娯楽場の娯楽用品賃貸人〔116〕

123 広告宣伝員

商品の宣伝，商品の使用法の説明，実演，広告ビラの配布，街頭広告，街頭宣伝放送などの広告宣伝の仕事に従事するものをいう。

### 中分類（33）－その他のサービス職業従事者

- ファッションモデル，マネキン，街頭宣伝放送員，サンドイッチマン，チンドン屋，ビラ配り人，ポスティング人
- × 美術モデル [125]

#### 124 葬儀師，火葬作業員

葬儀の準備又は火葬の仕事に従事するものをいう。

- 葬儀作業者，火葬場現業員，葬祭飾付人，葬祭ディレクター

#### 125 他に分類されないサービス職業従事者

占い師，便利屋などの仕事及び待合，貸席を経営，管理し，自らも接客サービスの仕事に従事するものなど他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。

- 占い師，便利屋，靴磨き，待合主人，貸席主人，置屋主人，みこ(巫女)，エレベーター係，コインランドリー管理人，コインロッカー管理人，犬・猫の美容師（トリマー），ペット預り人，野犬捕獲作業員，競馬予想屋，美術モデル，公衆電話管理人，靈園管理人，学童保育指導員（学童保育所），スクールバス介助員，民間職業紹介人，内職周旋人，マリーナ管理人，狂犬病予防技術員
- × ビル管理人 [118]，保育所保育士 [36]，母子生活支援施設母子指導員・少年指導員 [37]，マンション管理人 [117]，旅館主 [113]，駐車場管理人 [119]，ファッションモデル [123]，旅行・観光案内人 [120]，有線放送員（広告宣伝業）[123]，番頭（旅館）[114]，ヘッドハンター [68]

## 中分類（34）－保安職業従事者

# 大分類 F－保安職業従事者

## 総 説

この大分類には、国家の防衛、社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事するものが分類される。自衛官・警察官・海上保安官・消防員として任用されていて、医療・教育・事務などのように、他の分類項目に該当する仕事に従事するものも本分類に含まれる。

## 中分類（34）－保安職業従事者

### 126 自衛官

国家の防衛を任務とする自衛隊の隊務に従事するものをいう。

防衛省内部部局などの自衛官及び防衛大学校・防衛医科大学校の学生も本分類に含まれる。

- 陸上自衛官、陸将補、陸佐、陸曹、駐屯地司令、衛生学校副校長、補給処支処長、防衛大学校学生、防衛大学校教官（自衛官）、海上自衛官、海尉、護衛隊群司令、航空自衛官、空尉
- × 防衛大学校講師（自衛官でないもの）〔51〕

### 127 警察官、海上保安官

個人の生命・身体・財産の保護、犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全・秩序の維持などの警察業務に従事するもの及び海上における犯罪の予防・鎮圧・捜査、被疑者の逮捕、海難救助、その他海上の安全確保に関する仕事に従事するものをいう。  
皇宮護衛官も本分類に含まれる。

- 警察官、警視総監、警視監、警視長、警察本部長、警視正、警視、警部、警部補、警察署長、巡査部長、巡査、皇宮護衛官、皇宮警視正、皇宮巡査、刑事、警察学校教官（警察官）、海上保安官、海上保安監、海上保安正、海上保安士、海上保安土補
- × 国家公安委員会委員〔1〕、都道府県公安委員会委員〔1〕、衛視（国会）〔130〕、警察学校講師（警察官でないもの）〔51〕、交通巡視員〔131〕

### 128 看守、その他の司法警察職員

刑務所・拘置所の被収容者の監視、作業の指揮監督、刑務所・拘置所内の保安の維持、被収容者の処遇などの仕事に従事するもの及び麻薬取締官など「小分類 127－警察官、海上保安官」に含まれない主として司法警察権を行使する仕事に従事するものをいう。

ただし、国からの委託を受け、施設の警備、被収容者の監視などの仕事に従事するものは「小分類 130－警備員」に分類される。

- 看守長、看守部長、副看守長、看守、刑務官、狩猟取締特別司法警察員、麻薬取締員、麻薬取締官

## 中分類（34）－保安職業従事者

- × 刑務所長〔1〕, 鉱務監督官〔68〕, 入国警備官〔131〕, 船員労務官〔68〕, 刑事施設警備員〔130〕, 労働基準監督官〔68〕

### 129 消防員

火災の予防・警戒・鎮圧, 洪水・火事・地震などによる被害の軽減などの仕事, 傷病者を医療機関その他の場所へ緊急に搬送する仕事に従事するものをいう。

- 消防長, 消防署長, 消防司令補, 消防士長, 消防士, 消防自動車運転者, 私設消防員, 消防機関員, 救急車運転者(消防員のもの), 消防船船長, 空港消防員
- × 救急車運転者(消防員でないもの)〔191〕

### 130 警備員

人の身辺において, 身体に対する危害の発生の警戒・防止又は工場・病院・学校・事務所・住宅・その他の施設などにおいて, 火災・破損・盗難の予防, 突発事故・不法侵入の防止など, 人の生命, 財産の保護又は構内秩序の維持等に関する警備の仕事に従事するものをいう。

国からの委託を受け, 刑務所内で施設の警備, 被収容者の監視などの仕事に従事するものも本分類に含まれる。

- 守衛, 門衛, 鉄道警備員, 劇場警備員, 倉庫見回員, 倉庫警備員, 衛視(国会), 夜警員, 売場監視員, ガードマン(ウーマン), ボディガード(身辺警護員), 刑事施設警備員, 施設警備員
- × 山林監視員〔138〕, 山番〔138〕, 漁場監視員〔143〕, 税関監視官〔128〕, 看守〔128〕

### 131 他に分類されない保安職業従事者

プール・海水浴場監視員など他に分類されない保安的な仕事に従事するものをいう。

- 踏切警手, 学童擁護員, 交通巡視員, 交通保安係, プール・海水浴場監視員, 自然公園監視員, 入国警備官, 建設現場誘導員, 交通誘導員
- × 鉱山保安員〔219〕, 鉄道線路保安係〔213〕

## 中分類（35）－農業従事者

### 大分類G－農林漁業従事者

#### 総 説

この大分類には、農作物の栽培・収穫、養蚕、家畜・家きん・その他の動物の飼育、林木の育成・伐採・搬出、水産動植物（両生類を含む）の捕獲・採取・養殖をする仕事及び他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものが分類される。

#### 中分類（35）－農業従事者

この中分類には、農作物の栽培・収穫、蚕の飼育、収織、蚕種の製造、家畜・家きん・その他の動物（水産動物を除く）の飼育及び農業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものが分類される。

##### 132 農耕従事者

穀物・野菜・果樹・その他の作物の栽培・収穫などの仕事に従事するものをいう。  
植物園、農業試験場などにおいて、作物の栽培の仕事に従事するものも本分類に含まれる。

- 農耕作業者、施設園芸農耕者、果樹・樹園農耕者、稻作農耕者、野菜栽培者、茶栽培者、きのこ類栽培者、しいたけ種駒植付人、もやし栽培作業者、もやし製造者（工場生産）、草花栽培者、芝栽培者、盆栽苗木栽培者、植木栽培者、農耕実習助手（学校）、耕作トラクター運転手、牧草栽培者、種苗栽培者（林業用種苗を除く）、たばこ栽培者、造林用苗木栽培者
- × 盆栽作り人〔135〕、しいたけ菌培養者〔135〕、蚕飼育者〔133〕、蚕種製造作業者〔133〕、林業種苗栽培者〔138〕、山林苗木栽培人〔138〕

##### 133 養畜従事者

家畜の飼育・繁殖・せん毛・搾乳などの仕事、家きんの飼育・ふ卵などの仕事、蚕の飼育・収織、蚕種の製造の仕事及びこれらに類似の仕事に従事するものをいう。

愛がん動物の飼育、動物園・病院・研究室などにおいて、動物の飼育の仕事に従事するものも本分類に含まれる。

- 養畜作業者、家畜飼育者、乳用牛飼育者、搾乳作業者、家畜せん毛作業者、家きん飼育者、養鶏作業者、雌雄鑑別人、養ほう（蜂）作業者、きゅう（厩）務員、家畜飼育係員（研究所）、動物園飼育係員、酪農ヘルパー、昆虫飼育者、ブリーダー（畜産繁殖家）、蚕飼育者、蚕種製造作業者
- × 家畜人工授精師〔8〕、馬調教師〔68〕、獣医師〔22〕、みみず採取作業者〔138〕、野犬捕獲作業員〔125〕、ごかい養殖作業者〔142〕、狂犬病予防技術員〔125〕

##### 134 植木職、造園師

植木の植込・手入、庭園の造築の仕事に従事するものをいう。

中分類（35）－農業従事者 中分類（36）－林業従事者

- 植木職, 庭師, 植木手入作業者, 造園師, 芝植込み作業者, 築庭作業者, ゴルフ場芝手入作業員
- × 植林作業者 [136], 公園草刈り作業者 [231], 盆栽作り人 [135], 庭園設計技術者 [15], とび工 [204], 芝栽培者 [132], 植木栽培者 [132], 盆栽苗木栽培者 [132], グラウンドキーパー [231]

135 その他の農業従事者

削てい（蹄）・装てい（蹄）の仕事, 盆栽作りの仕事などその他の農業・農業類似の仕事に従事するものをいう。

- 装てい（蹄）師, 盆栽作り人, 農業用水管理者, 農作物病虫害防除員, しいたけ菌培養者, 植物防疫員
- × 獣医師 [22], 山林病虫害防除員 [138]

中分類（36）－林業従事者

この中分類には, 林木・苗木・種子の育成・伐採・搬出・処分などの仕事及び製炭・製薪の仕事に従事するものが分類される。

136 育林従事者

山林苗木の植付け, 地ごしらえ及び林木の健全な育成のための下刈りなどの手入れの仕事に従事するものをいう。

- 育林作業者, 植林作業者, 山林苗木植付作業者, 造林作業者, 造林草刈作業者, 山林下刈作業者, 枝打作業者, 雪起作業者, 除伐作業者, 山林地ごしらえ作業者
- × 間伐作業者 [137], 枝打・下刈作業者（林業以外） [231], 林業種苗栽培者 [138]

137 伐木・造材・集材従事者

伐木（立木の伐倒）, 造材（測尺, 枝払い, 玉切り, 皮はぎ）の仕事, 伐採された木材を集める仕事及びそり（橇）, しゅら（修羅）, トロリー, いかだ（筏）などで山元土場まで搬出する仕事に従事するものをいう。

ただし, 次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 製材作業に従事するものは「大分類H－生産工程従事者 [158]」に分類される。
- (2) 製炭・製薪原木を伐採する仕事に従事するものは「小分類 138－その他の林業従事者」に分類される。

- 伐木作業者, 伐木造材手, きこり, そま（杣）作業者, 間伐作業者, 竹材伐採作業者, 山林伐採監督, 玉切作業者, 枝払作業者, 皮はぎ作業者（造材）, 集材作業者, しゅら（修羅）出作業者, トロリー運材手, 土そり（橇）作業者, いかだ（筏）乗組作業者（山元）, 集材機械操作員

## 中分類（36）－林業従事者 中分類（37）－漁業従事者

× 山林下刈作業者〔136〕，木炭材伐採作業者〔138〕，製材工〔158〕，素材積込手〔222〕

### 138 その他の林業従事者

薪，木炭，松やに，漆などの特用林産物を採取する仕事，鳥獣を捕獲する仕事などその他の林業・林業類似の仕事に従事するものをいう。

- 製炭作業者，炭焼人，木炭材伐採作業者，炭俵詰作業者，切炭調整作業者，薪材伐採作業者，製薪作業者，まき割り作業者，まき結束作業者，まき小出し作業者，種子採取作業者，林業種子採取作業者，山林苗木栽培人，林業種苗栽培者，なめこ採取作業者，わらび採取作業者，樹皮はぎ作業者，漆採取作業者，猟師，山林見回り人，山林病虫害防除人，じゅんさい採取作業者，しょう脳根採取作業者，造林測尺作業者，昆虫類採取作業者，野草・花採取作業者，丸太検尺作業者

× 間伐作業者〔137〕，盆栽作り人〔135〕，ごかい採取作業者〔143〕，皮はぎ工（製材業）〔158〕，練炭製造工〔161〕，まき結束作業者（工場）〔231〕，木材乾留工〔153〕，盆栽苗木栽培者〔132〕

## 中分類（37）－漁業従事者

この中分類には，海洋・河川・湖沼などの水域において，自然繁殖している水産動植物（両生類を含む）を採捕する仕事，人工的に水産動植物を育成，収穫する仕事及びその他の漁業・漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものが分類される。

### 139 漁労従事者

海面・海中及び内水面において，水産動物（貝類を除く）を採捕する仕事に従事するものをいう。

漁労船に乗組んで，漁労作業に従事する甲板部員及び機関部員並びに潜水漁夫も本分類に含まれる。

ただし，漁労船の船長・航海士・機関長・機関士は「小分類 140－船長・航海士・機関長・機関士（漁労船）」に分類される。

- 漁師，漁労長，漁労船甲板長，漁労船甲板員，漁労船機関手，漁労船操機長，捕鯨砲手，川魚採り人，潜水漁師，魚見，漁労船船頭

× 捕鯨船船長〔140〕，漁労船機関士〔140〕，天草採取作業者〔141〕，貝採取作業者〔141〕，漁労船操だ手〔196〕，鯨解体作業者〔155〕

### 140 船長・航海士・機関長・機関士（漁労船）

漁労船の運用・航海，船体の保存，機関の運転・保存の仕事に従事し，かつ漁労作業に従事するものをいう。

ただし，母船・工船・漁獲物運搬船・漁業指導船・漁業調査船・漁業練習船・漁業取締船の船長・航海士・機関長・機関士は「大分類 I－輸送・機械運転従事者〔192，193〕」に分類される。

## 中分類（37）－漁業従事者

- 漁労船船長，捕鯨船船長，漁労船航海士，漁労船機関長，トロール船機関長，漁労船機関士，手縄網船機関士
- × 漁労船司厨員〔110〕，冷凍船機関士〔193〕，冷凍運搬船航海士〔192〕，操舵手〔196〕，漁労船無線通信士〔67〕，釣船船長〔192〕，漁労船船頭〔139〕

### 141 海藻・貝採取従事者

天然の海藻・貝類を採取する仕事に従事するものをいう。

- 海藻採取作業者，昆布採取作業者，天草採取作業者，貝採取作業者，あさり採取作業者
- × かき養殖作業者〔142〕，真珠養殖作業者〔142〕，のり養殖採取作業者〔142〕

### 142 水産養殖従事者

海水・淡水において，水産動植物を養殖・収穫する仕事に従事するものをいう。

- あゆ養殖作業者，かき養殖作業者，うなぎ養殖作業者，はまち養殖作業者，さけ人工ふ化作業者，のり養殖採取作業者，わかめ養殖作業者，かえる養殖作業者，ごかい養殖作業者，真珠養殖作業者，真珠核入れ作業者，水族館養魚作業者
- × 生のり細断作業者〔143〕，真珠貝採取作業者〔141〕

### 143 その他の漁業従事者

生のり細断，のりすき，乾燥の仕事及び他に分類されない水産動植物の採捕，養殖に関連する仕事などその他の漁業・漁業類似の仕事に従事するものをいう。

- 生のり細断作業者，のりすき作業者，漁場監視員，地引き網引き作業者，養殖真珠貝掃除人，真珠養殖雑役作業者，ごかい採取作業者，かえる捕獲作業者
- × 真珠養殖作業者〔142〕，魚見〔139〕

## 中分類（38）－製品製造・加工処理従事者（金属製品）

### 大分類H－生産工程従事者

#### 総 説

この大分類には、生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手道具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事するものが分類される。

#### 中分類（38）－製品製造・加工処理従事者（金属製品）

この中分類には、金属製品に係る原材料処理、製品製造・加工のための素材の提供、素材の形成、変形、切削、研磨などの製品製造・加工処理を行うため、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、生産設備の制御・監視の仕事に従事するもの及び道具や機械器具などを用いた直接処理を行う仕事に従事するものが分類される。

#### 144 製銑・製鋼・非鉄金属製練従事者

高炉・電気炉を用いて、銑鉄・合金鉄を製造するため、原料の装入・炉况の監視・出さい（滓）・除さい（滓）・出銑・铸銑・铸鉄・熱風炉操作の仕事、転炉・各種電気炉を用いて銑鉄・溶融銑鉄・鉄鋼くずなどから鋼・特殊鋼を製造するため、原料の装入・炉の操作管理・ガス弁の切替え・試料採取・出鋼・造塊の仕事、キュポラ（溶銑炉）・コシキ・各種電気炉を用いた铸物用鉄の溶融の仕事、溶鉱炉・反射炉・転炉・レトルト・るつぼ・各種電気炉・電解槽などを用いて原鉱石若しくは金属くず（屑）から非鉄金属を製造するため又は粗製非鉄金属を再溶融精製して精製非鉄金属を製造するため原料装入・炉の操作・製鍊の監視・原鉱の溶解・電解液の調整・電極の操作・汲出し、粗製金属板の電極からのはく（剥）離・電解槽の処理・再溶融炉の操作及び铸込造塊の仕事に従事するものをいう。

- 製銑設備操作・監視作業者、非鉄金属製鍊設備オペレーター、製銑工、製鉄工、炉前工（高炉）、製鋼工、フェロアロイ工、転炉工、铸物用鉄溶解工、キュポラ工（铸物）、铸銑工、熱風炉工、二次精鍊職、溶解炉工（非鉄金属）、電解工（非鉄金属）、溶鉱炉工、反射炉工、溶解工（非鉄金属）、レトルト製鍊工、半導体素子製鍊工、ゲルマニウム精鍊工、金属シリコン精鍊工、溶解工（铸物原料）

- × 原鉱石粉碎工〔152〕、焼結炉前工〔152〕、炉修工〔207〕、金属焼結工〔152〕

#### 145 錫物製造・鍛造従事者

模型を用いて、錫物用溶融金属を錫込む砂型・中子を作り、これを組立てた錫型あるいは金属型などに溶解金属を注入して錫物を製造する仕事、加熱及び半熱間又は常温で、冶工具・金型を使用して鍛造用機械ハンマ・プレスなどで金属を種々の形状に鍛鍊・成形加工する仕事に従事するものをいう。

ほど（火床）係も本分類に含まれる。

#### 中分類（38）一製品製造・加工処理従事者（金属製品）

- 鋳物製造設備操作・監視作業者、鍛造設備オペレーター、鋳物工、中子工、鋳型工、鋳物鋳込工、注湯工、合金鋳物工、鋳物心取工、混砂工、造形工、金属管鋳造工、中子取、モールディングマシン工、鍛造工、鍛造操炉工、鍛造プレス工、鍛造ハンマ工、かじ（鍛冶）工、熱間成形ばね工
- × 鋳物用鉄溶解工〔144〕、鋳物木型工〔158〕、ダイカスト鋳物工〔152〕、鋳物はつり工〔152〕、鋳型金型工〔152〕、鋳物製品検査工〔172〕、溶解工（非鉄金属）〔144〕、てい（蹄）鉄打替職〔135〕

#### 146 金属工作機械作業従事者

旋盤・フライス盤（ミーリング）・平削り盤・形削り盤・立削り盤・ボール盤・ボーリング盤（中ぐり盤）・歯切盤・ギヤフライス盤・ギヤセーバー・ホブ盤・研磨盤・プローチ盤（矢通し）・溝切盤・背切盤・ねじ立盤・治具ボーラー・金属ろくろなどの金属工作機械を用いて、金属材料に切削加工をする仕事に従事するものをいう。

金属材にプラスチック材などを結合させて切削するものも本分類に含まれる。

ただし、金属工作機械を用いて溶断を行う場合は「小分類 151－金属溶接・溶断従事者」に分類される。

- 金属工作設備操作・監視作業者、金属工作設備オペレーター、金属旋盤工、タレット工、ボール盤工、中ぐり盤工、フライス盤工、歯切盤工、研削盤工、円筒研削盤工、ラップ盤工、ホーニング盤工、バフ盤工、特殊加工機工、数値制御（NC）旋盤オペレーター、マシニングセンター（MC）オペレーター、グラインダー工、実習助手（学校の金属工作機械）
- × 陶磁器ろくろ工〔154〕、機械彫刻工〔150〕、金属研磨工（針・ピン類を除く）〔150〕、金属研磨工（針・ピン類）〔152〕、のこ（鋸）盤工〔152〕、木工旋盤工〔158〕、プラスチック旋盤工〔160〕

#### 147 金属プレス従事者

金属板をプレス機を用いて、冷間で打抜き、曲げ、絞って一定の形に成形する仕事及び刻印する仕事に従事するものをいう。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 打貫機による孔の打貫きの仕事及び打抜き型・曲げ型・絞り型をプレス機に取付調整する仕事に専ら従事するものは「小分類 152－その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）」に分類される。
- (2) 板金作業に従事する一過程において、プレス機を使用するものは「小分類 149－板金従事者」に分類される。

- 金属プレス設備操作・監視作業者、金属プレス設備オペレーター、プレス成型工（金属）、数値制御プレス工（金属）、金属プレス工
- × 打貫工〔152〕、金型取付工〔152〕、鍛造プレス工〔145〕

#### 148 鉄工、製缶従事者

鉄塔・橋りょう（梁）・煙突・鉄骨・ボイラー・圧力容器・タンク（鉄槽）などの製作・組立のための現図の作成・型板取・鋼板け（野）がき・孔あけ・ぎょう（撓）鉄・組立て・てんげ  
中分類（38）一製品製造・加工処理従事者（金属製品）

き（填隙）・はつりの仕事に従事するものをいう。

孔あけ・ぎょう鉄・組立て・てんげき・はつりの一部又は全部の仕事に従事するもの、鉄工、製缶作業に従事する一過程において、金属の接合又は溶断をするものも本分類に含まれる。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 鋼板け（野）がきの仕事に専ら従事するものは「小分類 152—その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）」に分類される。
- (2) 現図展開・型板取の仕事に専ら従事するものは「中分類（44）一生産関連・生産類似作業従事者〔188〕」に分類される。

○ 鉄工設備操作・監視作業者、製缶設備操作・監視作業者、鉄工設備オペレーター、製缶設備オペレーター、製缶工、フレーム製缶工、ボイラー組立工、金属製缶工、橋りょう工、鉄骨作り工、鉄工、機械鉄工、組立鉄工、構造物鉄工、造船鉄工、車台鉄骨曲工、かしめ工、造船組立工（鋼船）

× ブリキ缶製造工〔149〕、ドラム缶製造工〔149〕、け（野）がき工〔152〕、車両鉄工〔165〕、現図工〔188〕

#### 149 板金従事者

金切はさみ・つち（鎌）・簡単な切断機・曲げロール機などを用いて、金属薄板を切断・曲げ・絞り・成形する仕事、加工された金属薄板を組み合わせ、はんだ・硬ろう（蠅）・ガス・電気で接着して仕上げる仕事に従事するものをいう。

板金作業に従事する一過程において、プレス機を使用するものも本分類に含まれる。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) はんだ付けのみに従事するものは「小分類 152—その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）」に分類される。
- (2) ガス溶接のみに従事するものは「小分類 151—金属溶接・溶断従事者」に分類される。
- (3) 図型展開のみに従事するものは「中分類（44）一生産関連・生産類似作業従事者〔188〕」に分類される。

○ 板金設備操作・監視作業者、板金設備オペレーター、板金工、ブリキかざり（鎔）職、き（素）地銅器工、銅工（板金作業）、銅打物職、トタンとい（撻）職、板金加工職、ドラム缶製造工、ブリキ缶製造工、トタン屋根ふき工

× いかけ（鑄掛）職〔152〕、はんだ付工〔152〕、ガス溶接工〔151〕、現図工〔188〕、造船銅工（配管工）〔211〕

#### 150 金属彫刻・表面処理従事者

各種の手工具・機械又は科学的腐しょく（蝕）技術によって金属に模様・文字・目盛・けい（野）線・像を彫刻・切削加工する仕事及び電気めっき・乾式めっき・浸漬めっき・被膜防せい（鑄）（着色を含む）・アルマイド加工・電解研磨などのめっき作業に従事するものをいう。

めっき前の研磨・脱脂・酸洗い及びめっき後の水洗い・熱湯洗じょう（滌）・仕上研磨の仕事、グラインダー・と石・やすり・たがねなどを用いて、金属材料・半製品・製品のきず（疵）取り、研磨又は切削加工して仕上げる仕事に従事するものも本分類に含まれる。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

(1) 美術品の創作及び貴金属の彫刻に従事するものは「大分類B－専門的・技術的職業従事者〔55〕」に分類される。

**中分類（38）一製品製造・加工処理従事者（金属製品）**

(2) 機械的除脂・防せい（鋸）・研磨・つや（艶）出し・カバー掛けなどに専ら従事するものは「小分類152－その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）」に分類される。

- 金属彫刻設備操作・監視作業者、金属表面処理設備オペレーター、金属彫刻工、かざり（鋸）職（彫刻するもの）、金型彫刻工、金属目盛彫刻工、彫金工、なつ染ロール彫刻工、電気めっき工、化学めっき工、溶融めっき工、真空蒸着めっき工、めっき工（金属）、めっき液試験分析工（金属）、金属研磨工（針・ピン類を除く）、鋼塊きず取工、鋸落工（バフ研磨機によらないもの）、バフ磨工（金属）
- × 彫刻家〔55〕、製版工〔159〕、ガラス目盛工〔166〕、貴金属彫刻師〔161〕、めっき液試験分析工（プラスチック）〔160〕、金属研磨工（針・ピン類）〔152〕

### **151 金属溶接・溶断従事者**

アーク溶接・抵抗溶接などの電熱を利用して、金属を接合する仕事、酸素アセチレンガス・プラズマ・レーザーなどのエネルギーで、金属の接合又は溶断をする仕事に従事するものをいう。金属工作機械による溶断も本分類に含まれる。

ただし、鉄工、製缶作業に従事する一過程において金属の接合又は溶断をするものは「小分類148－鉄工、製缶従事者」に分類される。

- 金属溶接設備操作・監視作業者、金属溶断設備オペレーター、手動アーク溶接工、半自動アーク溶接工、スポット溶接工、シーム溶接工、フラッシュバット溶接工、ガス溶接工、電子ビーム溶接工、プラズマ溶接工、レーザー溶接工、摩擦溶接工、超音波溶接工、ガス切断工、プラズマ切断工、レーザー切断工、自動車（乗用車）組立ガス溶接工
- × 電縫管製造工〔152〕、はんだ付工〔152〕、ろう付工〔152〕

### **152 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）**

金属を加熱・冷却することにより、焼ならし・焼なまし・浸炭焼入焼戻し・窒化・軟窒化などを行い、金属に一定の性質を与える仕事、金属熱処理品の準備（運搬のみに従事するものを除く）・後処理、金属の塊・板・棒などから板・条・棒を製作するため、圧延機の操作・加工材料の取扱い・金属加熱炉の操作・矯正ロールの操作の仕事、押出し・引抜き・溶接などの方法によって金属管を製作・精製する仕事（熱間・冷間・溶融を問わない）、製管機械に連続する溶接・継ぎ目削り・のこ（鋸）断の仕事、溶融金属の押出しによる製管の溶融の仕事、金属ダイス・ダイヤモンドダイスの孔を通して金属線を引く仕事、巻取の仕事、鉱石の粉碎・ほう（焙）焼・焼結・団鉱・仕上げなど金属材料製造の仕事に従事、機械又は手動工具を用いて網・かご（籠）・クリップ・ラスなどの針金製品の製造、針・ピン類の製造及び冷間成形によるばねの成形の仕事、冷間成形及び温間成形による金属ねじ類の成形の仕事、ねじ類の材料の切断・圧造・成形・穴あけ・孔あけ・トリミング・溝入れ・先取・転造・タッピング・研磨（バフ磨きを除く）の仕事、針・ピン類の材料の切断・孔あけ・成形・研磨（バフ磨きを除く）の仕事、金属の切断・はさみときなど他に分類されない金属加工の仕事に従事するものをいう。

- 金属熱処理設備制御・監視作業者、圧延設備制御・監視作業者、金属熱処理工、焼入焼戻

し工, 熱処理工, 熱間圧延工, 条鋼圧延工(線材, 形鋼, 棒鋼), 冷間圧延工, 表面処理鋼板工, 展延工(非鉄金属箔), 溶接钢管工, 電縫管製造工, 圧延ロール整備工, 伸線工, 電線工, 電線圧延工, 銅線引抜工, 針金伸線工, ピアノ線伸線工, ばい焼工, 焼結工, 鋳物仕上工, 鋳物型ばらし工, ショット・ブラスト工(金属材料製造), 鋳物はつり工, ガウジ

中分類(38) 一製品製造・加工処理従事者(金属製品)

中分類(39) 一製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)

ング工, 金属焼結工, 粉末や(治)金焼結工, 粉末や(治)金成形・再圧縮工, 金網編工, 針金細工工, ワイヤーロープ製造工, 製びよう(鉛)工, 注射針製造工, 編針製造工, ピン加工工, ばね製造工(熱間成形を除く), 金属ねじ類製造工, ヘッダー工, 金属切断工, 金属はく(箔)はり工, とぎ師(はさみ・鎌・包丁), はんだ付工, シャーリング工, のこ(鋸)盤工, 金型取付工, いかけ(鉄掛)職, 金属製家具製造工, け(罪)がき工, 自動車車台材料切断工, 打貫工, ダイカスト工, 金属研磨工(針・ピン類), コンクリート鉄筋工(コンクリート製品製造)

- × 金属管鋳造工[145], ダイヤモンドダイス工[161], 被覆電線製造工[163], 熱間成形ばね工[145], バフ磨工(金属)[150], 金属研磨工(針・ピン類を除く)[150], ガス溶接工[151], プラスチック製品バフ磨工[160], 溶接検査工[172], 金属プレス製品検査工[172], 金属切削製品検査工[172]

中分類(39) 一製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)

この中分類には, 化学製品, 窯業製品, 土石製品, 食料品, 飲料・たばこ, 紡織, 衣服, 繊維製品, 木・紙製品, 印刷・製本, ゴム・プラスチック製品などに係る原材料処理, 製品製造・加工のための素材の提供, 素材の形成, 変形, 切削, 研磨などの製品製造・加工処理を行うため, 装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング, 運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して, 生産設備の制御・監視の仕事に従事するもの及び道具や機械器具などを用いた直接処理を行う仕事に従事するものが分類される。

### 153 化学製品製造従事者

化学薬品・化学繊維・油脂・医薬品などの化学製品の製造・処理の仕事に従事するものをいう。製塩の仕事に従事するものも本分類に含まれる。

ただし, 動植物油脂を製造する仕事に従事するものは「小分類 155—食料品製造従事者」に分類される。

- 石油精製オペレーター, 脂肪酸製造オペレーター, 医薬品製造オペレーター, 化粧品製造オペレーター, シャンプー製造オペレーター, 化学原料計量工, 化学反応工, ソーダ電解工, 化学蒸留工, 化学蒸発工, 化学薬品混合工, ガス発生工, カーバイド製造工, 化学分析工, 化学繊維製造工, プラスチック製造工, 合成ゴム製造工, 石油精製工, 無塩しょう(醤)油製造工, 木材乾留工, 化学肥料製造工, 合成樹脂製造工, アミノ酸液製造工, アルコール製造工, カーボンブラック製造工, 染料製造工(天然・化学), 火薬製造工, 石炭乾留工, ソーダ隔まく(膜)分離工, 薬品調合工(化学), 化学薬品製造工, 塩酸製造工, 高圧ガス作業主任者, 潤滑油精製工, 紡糸工(化学繊維), 精練工(化学繊維), 医薬品製剤工, 塗料工, 塗料調合工, 合成洗剤製造工, 製塩工, 線香製造工, がん具花火巻工, 雷管・導火線製造工, 漆精製工, 農薬製造工(植物生長調整剤を含む), アンプル詰工, 墨製造工, にかわ製造工,

## 感光紙製造工, アイソトープ製造工

- × 包装（ラッピング）工〔230〕, 塗料調整工（紡織）〔157〕, 薬品検査工〔173〕

## 中分類（39）—製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）

### 154 窯業・土石製品製造従事者

ガラス製品・れんが・かわら・陶磁器・セメントなどの製造における原料の処理・成形・焼成・加工・仕上げなどの仕事, 石製品の原料の処理・成形・仕上げの仕事に従事するものをいう。

- セメント生産オペレーター, 生石灰・消石灰製造オペレーター, 製瓶工, 光学ガラス溶融工, ガラス熱処理工, 陶磁器原料工, 原料調合工, ガラス溶融炉工, ガラス成形工, ガラス纖維製造工, 吹きガラス成形工, 耐火れんが成形工, かま（窯）詰工（れんが・かわら類）, 土管仕上工, かわら製造工, モザイク製造工, 自動ろくろ成形工, 陶管工, 陶磁器ろくろ工, 陶器焼成工, 陶磁器仕上研磨工, 陶器旋盤工, タイル成形工, 取出工（陶器）, 陶工, 絵付工（窯業）, ガラス絵付工, 漆絵付工（窯業）, 画工（窯業）, 線ひき工（窯業）, コンクリートブロック製造工, 厚形スレート製造工, ヒューム管製造工, 人造石（テラゾー）製造工, 生コンクリート製造工, 石工, 石切工, 石彫工, 石積工, 墓石工, ゆう薬製造工, ほうろう鉄器工（鉄板加工を除く）, ガラスカット工, ガラス研磨工, 石こう製造工, 石こうボード製造工, チョーク製造工, 七宝工, 七宝研磨工, すずり（硯）製造工, 研磨材料製造工, 研磨用品原料粉碎工, 金剛砂製造工, 研削と（砥）石製造工, バラスト製造工（採石場でないもの）, フレーヤー工, 研磨紙製造工, 石細工師, 碎石工（山元を除く）
- × ガラス目盛工〔166〕, 光学レンズ研磨工〔166〕, 土管検査工〔174〕, 画工（窯業を除く）〔187〕, セメント袋詰工〔230〕, ヒューム管接続工〔212〕, き（素）地銅器工〔149〕, ガラス目盛腐しょく工〔166〕, 検瓶工（瓶詰食品）〔175〕, 検瓶工（飲料製造）〔176〕, ガラス纖維織物工〔157〕, 人造真珠加工工〔161〕, 検瓶工（再生資源回収）〔231〕, 石切工（採石場）〔219〕, めのう加工工〔161〕, ガラス製品検査工〔174〕, 陶磁器検査工〔174〕, 検瓶工（ガラス瓶製造）〔174〕

### 155 食料品製造従事者

精穀, 製粉及び砂糖, 味そ・しょう（醤）油, 動植物油脂などの調味食品を製造する仕事, めん類・パン・菓子・豆腐・こんにゃく・ふ（麩）・乳・乳製品・肉製品の製造, 缶詰・瓶詰などの保存食料品の製造, 水産物の処理加工の仕事などに従事するものをいう。

ただし, 次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 製塩・アミノ酸液の製造の仕事に従事するものは「小分類 153—化学製品製造従事者」に分類される。
- (2) 農耕・漁労作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは「大分類G—農林漁業従事者」に分類される。
- (3) と（屠）殺の仕事に従事するものは「小分類 161—その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）」に分類される。

- 食料品製造生産設備操作・監視作業者, 食料品製造生産設備オペレーター, 小麦製粉工, 精穀工, 精米工, でんぷん粉製造工, こんにゃく粉製造工, 精米機運転工, しょう油製造工, 内臓油製造工, オリーブ油製造工, サラダ油製造工, マーガリン製造工, ラード製造工, 精製工（動植物油脂）, 脱臭工（動植物油脂）, 角砂糖製造工, 食酢製造工, マヨネーズ製造工,

こしょう製造工, カレー粉製造工, からし製造工, 西洋からし製造工, 粉わさび製造工, うどん製造工, スパゲッティ製造工, シューマイの皮製造工, うどん釜ゆで工, 食パン製造工, クッキー製造工, 菓子パン製造工, 和生菓子司, 甘納豆加工工, あめ菓子製造工, チョコレート製造工, ドーナツ製造工, パン原料混合工, はつ(醸)酵工, せんべい職, らくがん製造職, もなかの皮製造工, チューインガム製造工, 焼成工(パン・菓子), パン焼工, 製菓衛生師, だんご焼職, 菓子砂糖漬物製造工, 豆腐製造工, こんにゃく製造工, 飲用乳製造  
中分類(39) 一製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)

工, 粉乳製造工, バター製造工, ミルク処理工, はつ(醸)酵乳製造工, 殺菌工(乳製品製造), つくだ煮製造工(鳥獣肉), ソーセージ製造工(鳥獣肉), 水産物塩蔵工, 水産物くん製加工工, かつおぶし製造工, かまぼこ製造工, わかめ乾燥工, 魚粉製造工, 寒天製造工, 梅干し漬工, たくあん(沢庵)漬工, 味そ漬工(野菜), ジャム製造工, 水産缶詰製造工, 果実缶詰製造工, しょう油缶詰工・瓶詰工, 食品瓶詰製造工, 加熱殺菌工, 袋詰工(調理食品), オブラーート製造工, 味そたる詰工, 種こうじ工(酒製造を除く), アイスクリーム製造工, コロッケ製造人(飲食店以外), 乾燥野菜製造工, 納豆製造工, 食用ゼラチン工

- × 袋詰工(包装) [230], 原料運搬員 [222], 袋詰工(荷造) [225], 脂肪酸製造オペレーター [153], 調理師 [110], めん類結束工 [230], 豆腐呼壳人 [88], 製氷工(氷室作業者) [161], 無塩しょう(醤)油製造工 [153], 検瓶工(ガラス瓶製造) [174], と畜作業員 [161], 検瓶工(再生資源回収) [231], 種こうじ工(酒製造) [156], 製塩工 [153]

## 156 飲料・たばこ製造従事者

清涼飲料・し好飲料・たばこの製造作業に従事するものをいう。

ただし, 農耕作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは「大分類G-農林漁業従事者」に分類される。

- 飲料製造生産設備操作・監視作業者, たばこ製造生産設備オペレーター, 緑茶製造工, 紅茶製造工, まっ茶製造工, ウーロン茶製造工, 清酒醸造工, 杜氏(とうじ), 清酒こうじ造り工, ビール醸造工, 果実酒製造工, 洋酒製造工, 蒸留酒製造工, 焼ちゅう製造工, ウイスキー製造工, ブランデー製造工, 混成酒製造工, 合成酒製造工, みりん製造工, ワイン製造工, 泡盛製造工, ジュース製造工, コーヒー飲料製造工, ミネラルウォーター製造工, 茶系飲料製造工, シロップ製造工, 炭酸水製造工, 粉末飲料製造工, 炭酸飲料製造工, たばこ原料処理工, たばこ原料加工工, 製品たばこ製造工, 麦茶製造工, こぶ茶製造工, コーヒーひき工, ビール瓶詰工, 酒たる詰工
- × 瓶詰工(瓶詰食品) [155], たる詰工(食品製造) [155], 検瓶工(瓶詰食品) [175], 検瓶工(飲料製造) [176], ポイラー・オペレーター [199], 選瓶工 [231], 打検工 [175], たばこ検査工 [176]

## 157 紡織・衣服・繊維製品製造従事者

糸の製造, 織布・編物・編レース・綱・網・フェルトなどの製造・漂白・精練・染色の仕事, 布地(ニット生地を含む)などを裁断・加工・縫製などして衣服・帽子・その他類似の製品を製造する仕事に従事するものをいう。

なめしかわ・毛皮製の被服を裁断・縫製する仕事に従事するものも本分類に含まれる。

ただし, 次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 化学繊維の製造に従事するものは「小分類153-化学製品製造従事者」に分類される。
- (2) 袋物の製作作業に従事するものは「小分類161-その他の製品製造・加工処理従事者(金

属製品を除く)」に分類される。

- 紡織設備操作・監視作業者（化学繊維を除く），衣服生産設備オペレーター（化学繊維を除く），練条工，粗紡工，精紡工，紡績工，合糸工，ねん（撚）糸工，織機準備工，整経工，織工，ブロード織工，だん（綾）通工，織フェルト工，ビロード織物工，ガラス繊維織物工，テープリボン織物工，精鍊・漂白工（紡織），漂白仕上工，染物師，染色工，なつ染工，プリント工（紡織），紋染工（紡織），友禪染工，手編工，レース編工（リバーレース・トリコ

#### 中分類（39）－製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）

ット編工を含む），毛糸帽子編立工，手編ネット工，靴下編立工，ニット生地修理工，婦人服仕立工，洋裁工，洋裁見習工，仮縫工，洋服裁縫師，紳士服仕立工，和裁工，帯仕立工，法衣仕立工，和服修理工，運動靴ミシン縫製工，ニット縫製工，足袋縫製工，カーテン縫製工，ワイシャツ製造工，ボタン付工，洋傘ミシン工，真田ひも工，マニラロープ製造工，製網工，ヘヤーネット製造工（人毛を除く），ガーネット（反毛）工，揚返工，かせ取工，管運搬工，コップ蒸し工，コーン巻工，製綿工，脱脂綿製造工，擬革製造工，リノリウム製造工，油布製造工，フェルト製造工，機械刺しゅう工，美術刺しゅう工，裁断工（衣服・繊維製品），布地裁断師，縫製品アイロン仕上工，かけはぎ職，天幕製造工，ほろ製造工，帽子製造工，毛皮裁断工，毛皮仕立工，革製衣服製造工，布手袋製造工

- × 紡糸工（化学繊維）〔153〕，ガラス繊維紡績工〔154〕，紡績機械保全工〔167〕，精練工（化学繊維）〔153〕，毛皮漂白工〔161〕，紙染工〔158〕，革染工〔161〕，金網編工〔152〕，紙ひも工〔158〕，擬革紙製造工〔158〕，紙綿製造工〔158〕，セメント袋ミシン工〔158〕，高周波ミシン工〔160〕，パタンナー〔188〕，革靴製造工〔161〕，革手袋縫製工〔161〕，袋物製造工〔161〕，生糸検査工〔177〕，紡織検査工〔177〕，繊維製品検査工〔177〕

### 158 木・紙製品製造従事者

板・角材などを製材する仕事，木材チップ・合板を製造する仕事，木・竹・草・つる及びこれらの類似品を材料として加工し，各種の製品を製造する仕事，木材・木材チップ・古紙などからパルプを製造，パルプ・その他の繊維から紙・板紙を製造，紙・板紙加工製品を製造する仕事に従事するものをいう。

ただし，木製がん具の製作，いすなどの内張り，掛物・ふすまなどの表装の仕事に従事するものは「小分類 161－その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）」に分類される。

- 木製品生産設備操作・監視作業者，紙製品生産設備オペレーター，ハンドル工（製材），チッパー工，木箱製材工，床柱製作工，のこ（鋸）機械工，木取工（製材），帯のこ運転工（製材），チップ選別工，丸のこ運転工（製材），フローリング工，銘木工（製材），ベニヤ（単板）工，合板接着工，かんな機木工，木工旋盤工，プレーナー工（木材），木彫刻師，木製ろくろ工，くりもの工，人形彫師，木管製造工，木型工，木型大工，鑄物木型工，将棋彫駒製作工，神棚製造工，ふすま骨製造人，指物大工，家具大工，建具工，家具組立工，家具修理工，パルプ工（製紙），溶解工（製紙原料），漂白工（製紙原料），調製工（製紙原料），パルプすき取工，製紙工，抄造工，紙手すき工，紙器製造工，紙皿製造工，ファイバーチュープ製造工，クラフト紙袋製造工，セメント袋ミシン工，紙筒製造工，段ボールかん（函）製造工，紙ばこのり（糊）は（貼）り工，針金止工（紙製容器），飲料容器製造工（紙製），紙袋は（貼）り工，封筒製造工，水引製造工，セロファンひも製造工，船大工，船体組立木工，木船修理工，扇骨師，竹すだれ製造工，竹ぼうき製造工，さら製造工，筆軸製作工，竹材染工，かご編工，畳床製造工，とう（簾）・き（杞）柳製家具製造工，い（藺）草加工工，畳表製造工，ござ織職，塗工紙製造工，油紙製造工，バルガナイズドファイバー製造工，耐

酸紙製造工, 合成樹脂ラミネート紙製造工, 金属はく(箔)ラミネート紙製造工, 防水包装紙製造工, カーボン紙製造工, 紙テックス製造工, 段ボール製造工, ふすま紙製造工, エンボス加工紙製造工, 木材防腐工, 木材耐火処理工, 木材乾燥工, 木製サンダル製造工, 折箱製造工, 木毛製造工, コルク製造工, 鼻緒立工, 羽子板製造工(押絵羽子板を除く), 皮はぎ工(製材業), 曲物製造工, たる工, 断裁工(製本), 染型彫刻工, 紙のり(糊)は(貼)り工(他に分類されないもの)

- × 造材作業者〔137〕, 皮はぎ作業者(造材)〔137〕, 彫刻家〔55〕, 陶磁器ろくろ工〔154〕,  
中分類(39)一製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)

金属彫刻工〔150〕, 印判師〔161〕, 型枠大工〔203〕, 金属製家具製造工〔152〕, いす張り工〔161〕, 家具塗装工(漆を除く)〔187〕, 船台大工〔165〕, 現図工〔188〕, 和傘製造工〔161〕, 押絵羽子板製造工〔161〕, 感光紙製造工〔153〕, 研磨紙製造工〔154〕, 紙袋印刷工〔159〕, 表工具〔161〕, 木材検査工〔178〕, 漆塗工〔161〕

## 159 印刷・製本従事者

製版・印刷, 活字の鋳造及び製本の仕事に従事するものをいう。

写真印刷・謄写印刷の仕事に従事するものも本分類に含まれる。

ただし, 木版の製作作業に従事するものは「小分類158-木・紙製品製造従事者」に分類される。

- 印刷機オペレーター, 製本オペレーター, 植字工, 文字組版工, 電算写植工, 版組工, 電子組版機オペレーター, 版下デザイナー, 製版工, 印刷製版工, グラビア製版工, オフセット製版工, 活版鋳込工, 焼付工(製版), DTPオペレーター, 凸版印刷工, オフセット印刷工, グラビア印刷工, プラスチック印刷工, 新聞印刷工, 織物印刷工, 紙袋印刷工, 輪転機運転工, 校正刷工, 金属板印刷工, フレキソ印刷作業員, シルク印刷工(染色業以外), 製本工, 表紙くるみ工, 表紙仕上工, 印刷写真工, 校正工, 製本はく(箔)押工

- × 金属彫刻工〔150〕, 木版製作工〔158〕, 写真焼付工〔188〕, 布なつ染工〔157〕, 活字母型彫刻工〔150〕, 青写真工〔188〕

## 160 ゴム・プラスチック製品製造従事者

ゴム原料の処理・ゴム製品の成形・ゴムの加硫などゴム製品(合成ゴムを含む)の製造, プラスチック製品の成形・加工などプラスチック製品の製造の仕事に従事するものをいう。

- ゴム製品生産設備操作・監視作業者, プラスチック製品生産設備オペレーター, 素練り工(ゴム)(素練り・ストレーナ操作など), ゴム処理工(洗浄・前加熱・切断など), 混練り工(ゴム)(ロール・バンパリーによる混練り), ライニング成形工(ゴム), アセンブル成形工(ゴム), カレンダ工(ゴム), 押出し工(ゴム), ラテックス製品製造工, エボナイト加硫工, ゴム靴成形工, タイヤ工, 合成樹脂製品成形工, 圧縮成形工(プラスチック), 射出成形工(プラスチック), 積層成形工(プラスチック), 発泡(泡)成形工(プラスチック), 高周波ミシン工, 裁断工(プラスチック製品), プラスチック旋盤工, ゴム塗布工, ゴム防水工, 再生ゴム製造工, 型抜工(ゴム・プラスチック), 仕上工(ゴム)(チューブ張り合わせ・ばり取り・表面研磨), プラスチック製品バフ磨き工, めっき工(プラスチック製品), 組立工(プラスチック製品), めっき液試験分析工(プラスチック)

- × 合成ゴム製造工〔153〕, がん具(ゴム製)組立工〔161〕, バフ磨き工(金属)〔150〕, 靴(ブ

ラスチック) 縫製工 (ケミカルシューズなど) [161], 塩化ビニル樹脂かばん製造工 [161], めつき液試験分析工 (金属) [150], 自動車タイヤ整備士 [169], リノリウム製造工 [157]

## 161 その他の製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)

毛皮・なめし革の製造, 各種の革製品 (衣服を除く) の製造の仕事, かばん・袋物・がん (玩) 具・洋傘・ちょうちん・うちわ・ほうき・ブラシ・漆器・印判等の製造又は貴金属・宝石・甲・角等の細工等の仕事, 内張, 表具など他に分類されない製造の仕事に従事するものをいう。

### 中分類 (39) 一製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)

#### 中分類 (40) 一機械組立従事者

- 革製品生産設備操作・監視作業者, 装身具生産設備オペレーター, 製革工, 毛皮なめし工, 革染工, 毛皮工, 脱毛工, 染料調合工 (製革), 革乾燥工, 革靴製造工, 革靴修理工, 靴皮裁断工, 革靴ミシン掛工, 靴 (プラスチック) 縫製工, ケミカルシューズ製造工, 硬式ボール縫製工, 革手袋縫製工, 革鼻緒製造工, ミット・グラブ製造工, かばん製造工, 塩化ビニル樹脂かばん製造工, スーツケース製造工, 袋物製造工, がん具組立工, 人形組立工, がん具楽器組立工, 児童用乗物組立工, 押絵羽子板製造工, 人形着付師, 漆器工, 漆塗工, 沈金彫師, まき絵師, 装身具仕上工, 貴金属細工工, 真珠加工工, さんご加工工, 人造真珠加工工, いすシート張り工, 船舶内張工, 自動車内張工, かつら製造工, 印鑑製造工, 傘製造工, 表工具, 経師屋, 壁紙は (貼) り職, と畜作業員, 内蔵処理工, 皮はぎ工, 肥料製造工 (鶏ふん (糞)・魚肥・たい (堆) 肥・大豆かすなど), ハーモニカ組立工, オルゴール組立工, 楽器修理工, 製氷工 (氷室作業者), 模型製作工, マネキン人形製作工, 立体地図工, 食品見本模型工, 毛筆製造工, 花輪製造工, 眼鏡つる製造工, 楽器組立工, ピアノ調整工, 豆炭製造工, 熱管理工
- × 木製サンダル製造工 [158], ゴム靴成形工 [160], 革製衣服製造工 [157], 毛皮裁断工 [157], 手さげ紙袋製造工 [158], がん具花火巻工 [153], 羽子板製造工 [158], ゴムまり成形工 [160], ゴムまり絵付工 [187], 扇骨師 [158], 竹ぼうき製造工 [158], 家具塗装工 (漆を除く) [187], 金属彫刻工 [150], 磨石 (プラスチック) 製造工 [160], 木彫刻師 [158], 洋傘骨製造工 [152], 洋傘ミシン工 [157], 化学肥料製造工 [153], 室内装飾工 [214]

### 中分類 (40) 一機械組立従事者

この中分類には、産業用ロボットなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、各種の機械器具の組立てを行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するもの及び道具や機械器具などを用いた手作業により、個々の部品を結合し、調整して、電気機械器具や輸送機械などの各種機械を完成させる仕事に従事するものが分類される。

## 162 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者

原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具 (電気機械器具, 輸送機械及び計量計測機器・光学機械器具を除く) の組立て・調整の仕事に従事するものをいう。

- はん用・生産用・業務用機械器具組立設備操作・監視作業者、はん用・生産用・業務用機械器具組立オペレーター、マニピュレーター、機械組立工、内燃機関組立工、エンジン組立工、工作機械組立工、ミシン組立工、製材機械組立工、タービン組立工、エレベーター組付工、機械据付工、機械調整工、彫銑組立工、動力耕うん機組立工、パワーショベル組立工、クレーン組立工、バルブ製造装置組立工
- × 内燃機関修理工 [167]、拡声器組立工 [163]、映写機組立工 [166]、自転車車輪組立工 [165]

#### 163 電気機械器具組立従事者

回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・  
中分類 (40) 一機械組立従事者

- 電池・電線・電らん（纜）・その他の電気機械器具の製造・組立て及び調整の仕事に従事するものをいう。
- 電気機械器具組立設備操作・監視作業者、電気機械器具組立オペレーター、発電機組立工、コイル巻工、スイッチ組立工、電気通信機組立工、無線通信機組立工、コンデンサー組立工、シャシー組立工（電気通信機器）、ピックアップ組立工、テレビジョン組立工、レーダー組立工、磁気振動子製造工、蛍光ランプ組立工、通信ケーブル被装工、光ファイバーケーブル製造工、半導体集積回路（I C）製造工、半導体大規模集積回路（L S I）製造工、電子回路基板製造工（プリント配線板製造工、モジュール基板製造工）、電子回路実装基板製造工（プリント配線実装基板製造工、モジュール実装基板製造工）、パーソナルコンピュータ組立工、電線製造工
  - × 電気時計組立工 [166]、吹きガラス成形工 [154]、電気機械器具検査工 [183]、ケーブル検査工 [183]、はんだ付工 [152]、伸線工 [152]

#### 164 自動車組立従事者

自動車部品の組立て、自動車車体の成形（板金作業を除く）・組立て（溶接専門を除く）、自動車車台の組立（車台の材料加工を除く）作業、自動車にエンジン・電装品・計器類を据付・ぎ（艤）装する仕事に従事するものをいう。

- 自動車組立設備操作・監視作業者、自動車組立オペレーター、自動車部品組立工、自動車（トラック）車台組立工、シャシー組立工（自動車）、自動車配線工、ブレーキ調整工、自動車エンジン取付工、オートバイ組立工、自動車ぎ装工
- × 車台鉄骨曲工 [148]、自動車車台材料切断工 [152]、自動車組立ガス溶接工 [151]、シャシー組立工（電気通信機器） [163]、自動車検査工 [184]、タイヤ工 [160]、自動車内張工 [161]

#### 165 輸送機械組立従事者（自動車を除く）

航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの輸送機械又はその部分品の加工・組立ての仕事に従事するものをいう。

- 輸送機械組立設備操作・監視作業者、輸送機械組立オペレーター、航空機組立工、翼組立工、エンジン取付工（航空機）、航空計器取付工、車体組立工（鉄道車両）、車両鉄工、鉄道車両電装品取付工、自転車車輪組立工、自転車組立工、船舶・機関ぎ装工（船舶）、造船鉄

機工, 船台大工, 人力車組立工

- × エンジン組立工 [162], 航空計器組立工 [166], 鉄道車両配線工 [217], 内張修理工 [161], 造船組立工（鋼船）[148], 船大工 [158], 船体塗装工 [187]

### 166 計量計測機器・光学機械器具組立従事者

計量計測機器・時計・光学機械器具の組立て・調整及びレンズ・プリズムなどの研磨・調整・コーティング・組合せ・目盛りの仕事に従事するものをいう。

- 計量計測機器組立設備操作・監視作業者, 光学機械器具組立設備操作・監視作業者, 計量計測機器組立オペレーター, 光学機械器具組立オペレーター, ガイガーメータ組立工, ガスマ  
中分類 (40) 一機械組立従事者 中分類 (41) 一機械整備・修理従事者

ーター組立工, 航空計器組立工, 温度計組立工, 計器調整工, 時計組立工, 時計調整工, 機械時計ムーブメント組立工, 光学レンズ研磨工, 計測器目盛工, ガラス目盛工, ガラス目盛腐蝕工, 写真機組立工, 望遠鏡組立工, コンタクトレンズ研磨工, プリズム砂かけ工, レンズ砂洗工, 時計部品組立工

- × 計量士 [68], ぜんまい製造工 [152], 時計検査工 [186], レーダー組立工 [163], 金属目盛彫刻工 [150]

### 中分類 (41) 一機械整備・修理従事者

この中分類には, 機械の整備や修理を行う仕事に従事するものが分類される。

工場などの生産現場において生産設備の整備の仕事に従事するものも本分類に含まれる。

### 167 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者

原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具（電気機械器具, 輸送機械, 計量計測機器・光学機械器具を除く）の部分修理・総修理・整備の仕事に従事するものをいう。

ただし, 金属部分の切削加工に専ら従事するものは「中分類 (38) 一製品製造・加工処理従事者（金属製品）[146]」に分類される。

- 機械修理工, 内燃機関修理工, クレーン修理工, 工作機械修理工, 冷凍機械修理工, 選鉱機械修理工, 定置機関修理・整備工, 建設機械修理・整備工, ポンプ修理工, 圧搾機械修理工, 機械分解工

- × マニスト [162], 機械組立工 [162]

### 168 電気機械器具整備・修理従事者

回転電気機械・配電盤・変圧器・送電装置・整流装置・電気通信機械器具・電球・電子管・電池・電線・電らん（纜）・その他の電気機械器具の修理の仕事に従事するものをいう。

- 電気機械修理工, 発電機修理工, 電話機修理工, 有線電話機修理工, テレビジョン・ラジオ修理工

- × 扇風機組立工 [163], ソケット製造工 [163], 電気時計組立工 [166], はんだ付工 [152], 木製セパレータ工 [158]

### 169 自動車整備・修理従事者

自動車のエンジン・車体・シャシー・車体部品などの整備・修理の仕事に従事するものをいう。

- ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。
- (1) 内張関係の修理の仕事に従事するものは「中分類（39）一製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）[161]」に分類される。
  - (2) 塗装の塗り替えの仕事に従事するものは「中分類（44）一生産関連・生産類似作業従事者[187]」に分類される。

中分類（41）一機械整備・修理従事者 中分類（42）一製品検査従事者

- (3) ガラスの入替えの仕事に従事するものは「大分類J一建設・採掘従事者[214]」に分類される。

- 自動車整備工, 自動車シャシー整備工, 自動車車体整備工, 自動車整備士, 自動車電気装置整備士, 自動車タイヤ整備士, 自動車修理工, 自動車エンジン整備工, オートバイ修理工

- × 板金加工職 [149], 内張修理工 [161], 自動車塗装工 [187], 自動車ガラスはめ込工 [214]

### 170 輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く）

航空機・鉄道車両・船舶・軽車両などの輸送機械又はその部分品の修理の仕事に従事するものをいう。

- 発動機修理工（航空機）, 航空機修理工, 電車修理工, 貨車組立修理工, パンタグラフ修理工, 自転車修理工
- × エンジン組立工 [162], 内張修理工 [161], 航空機配線工 [217], 鉄道車両配線工 [217], 鉄道車両配管工 [211]

### 171 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者

計量計測機器・時計・光学機械器具の修理の仕事に従事するものをいう。

- 度量衡修理工, 時計修理工, カメラ修理工
- × 計量士 [68], 電気時計組立工 [166], 時計検査工 [186], レーダー組立工 [163], 眼鏡つる製造工 [161]

### 中分類（42）一製品検査従事者

この中分類には、製品の生産活動における中間生産物及び最終生産物の検査の仕事に従事するものが分類される。

## 172 金属製品検査従事者

金属材料を製造・処理してできた製品及び金属材料を加工, 若しくは電気, ガスなどにより金属を溶接・溶断により製造された製品の検査の仕事に従事するものをいう。

- 鋳物製品検査工, 溶接検査工, 金属プレス製品検査工, 金属切削製品検査工

## 173 化学製品検査従事者

化学薬品・化学繊維・油脂・医薬品などの化学製品の検査の仕事に従事するものをいう。製塩の検査の仕事に従事するものも本分類に含まれる。

- 化学製品検査工, 薬品検査工

### 中分類（42）－製品検査従事者

## 174 窯業・土石製品検査従事者

ガラス製品・れんが・かわら・陶磁器・セメント, 石製品の検査の仕事に従事するものをいう。

- ガラス製品検査工, 板ガラス検査工, 陶磁器検査工, 土管検査工, 検瓶工（ガラス瓶製造）

## 175 食料品検査従事者

精穀, 製粉及び砂糖, 味そ・しょう（醤）油, 動植物油脂などの調味食品, めん類・パン・菓子・豆腐・こんにゃく・ふ（麸）・乳・乳製品・肉製品, 缶詰・瓶詰などの保存食料品, 水産物の処理加工により作られた製品の検査の仕事に従事するものをいう。

- 検瓶工（瓶詰食品）, 打検工

## 176 飲料・たばこ検査従事者

製造された清涼飲料・し好飲料・たばこの検査の仕事に従事するものをいう。

- たばこ検査工, 検瓶工（飲料製造）

## 177 紡織・衣服・繊維製品検査従事者

糸, 織布・編物・編レース・綱・網・フェルトなどの製品, 漂白・精練・染色された製品, 布地（ニット生地を含む）などを裁断・加工・縫製などして製造された衣服・帽子・その他類似の製品, なめしかわ・毛皮製の被服を検査する仕事に従事するものをいう。

- 靴下検査工, 生糸検査工, 紡織検査工, 織布検査工, 繊維製品検査工

## 178 木・紙製品検査従事者

板・角材などの製材, 木材チップ・合板, 木・竹・草・つる及びこれらの類似品を材料として加工した各種の製品, 木材・木材チップ・古紙などから製造したパルプ, パルプ・その他の繊維から製造した紙・板紙, 紙・板紙加工製品を検査する仕事に従事するものをいう。

- 丸太検査工, 木型検査工, 木材検査工, 仕上検査工（紙・紙製品製造）

## 179 印刷・製本検査従事者

製版・印刷、鋳造した活字及び製本の検査の仕事に従事するものをいう。

- 印刷検査工、製本検査工

## 180 ゴム・プラスチック製品検査従事者

ゴム原料の処理・ゴム製品の成形・ゴムの加硫などゴム製品（合成ゴムを含む）の製造、プラスチック製品の成形・加工などプラスチック製品の検査の仕事に従事するものをいう。

- 検査工（ゴム・プラスチック製品）

## 181 その他の製品検査従事者

毛皮・なめし革、各種の革製品（衣服を除く）、かばん・袋物・がん（玩）具・洋傘・ちょうちん・うちわ・ほうき・ブラシ・漆器・印判等又は貴金属・宝石・甲・角等の細工等、内張、

中分類（42）－製品検査従事者 中分類（43）－機械検査従事者

中分類（44）－生産関連・生産類似作業従事者

表具などの検査の仕事に従事するものをいう。

- 仕上検査工（皮革製品）、鉛筆検査工、漆器製品検査工、製品検査工（ギター製造）

### 中分類（43）－機械検査従事者

この中分類には、各種機械の生産活動における中間生産物及び最終生産物の検査の仕事に従事するものが分類される。

## 182 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者

原動機・工作機械・農業用機械・建設用機械・紡績機械・織物機械・印刷機械・事務用機械器具などの各種の機械器具（電気機械器具、輸送機械及び計量計測機器・光学機械器具を除く）の検査の仕事に従事するものをいう。

- 機械検査工、内燃機関検査工、クレーン検査工、工作機械検査工、製粉機検査工、選鉱機械検査工、定置機関検査工、ポンプ検査工、圧搾機械検査工

## 183 電気機械器具検査従事者

電気機械器具の試験・検査の仕事に従事するものをいう。

- ケーブル検査工、電気製品検査工、電気部品検査工、電気機械器具検査工

## 184 自動車検査従事者

自動車の検査の仕事に従事するものをいう。

- 自動車検査工

## 185 輸送機械検査従事者（自動車を除く）

自動車を除く輸送機械の検査の仕事に従事するものをいう。

- 航空工場検査員, 鉄道検車手, 車両検査係, 試運転工, 輸送機械検査工

#### 186 計量計測機器・光学機械器具検査従事者

計量計測機器・光学機械器具の検査の仕事に従事するものをいう。

- 光学機械検査工, 計器検査工, 時計検査工, レンズ検査工

### 中分類（44）－生産関連・生産類似作業従事者

この中分類には、塗装や写真現像など生産に関連し又は生産に類似する技能的な仕事に従事するものが分類される。

#### 中分類（44）－生産関連・生産類似作業従事者

#### 187 画工, 塗装・看板制作従事者

紙・板・カンバス・銅板などへの絵描き・文字書きなどの仕事及び塗装, 看板書きの仕事に従事するものをいう。

- 塗装工, 船体塗装工, 家具塗装工(漆を除く), 塗装着色工, 吹付塗装工, 自動車塗装工, 塗装設備制御・監視員(自動車など), 金属塗装工, ペンキ職, アニメーター, ちょうちん・うちわ・和傘絵付工, 画工(窯業を除く), P O Pライター, エナメル被覆工, ビラ書き, 看板書き

- × 陶磁器絵付工〔154〕, まき絵師〔161〕, 漆塗工〔161〕, 装飾画家〔55〕

#### 188 生産関連作業従事者(画工, 塗装・看板制作を除く)

写真現像・焼付・引伸しなどの仕事に従事するもの, 建設工事・機械製作・造船などの目的のために, 設計図・その他の図面作成及び原図写しの仕事に従事するもの並びに船こく(殻)・板金構造物・鉄塔・橋りょう(梁)などの鉄鋼構造物を製作するため, 設計図から現図展開・型板取りなど他に分類されない生産関連作業の仕事に従事するものをいう。

- フィルム現像工, フィルム焼付工, 写真焼付工, 写真引伸し工, 写真修整工, 写真エアブラシ工, 製図工, 建築製図工, 機械製図工, 写図工, トレース工, 青写真焼付工, パタンナー, 現図工, 車両現図工, 造船現図工, 製缶現図工, 鉄工現図工, 現図型取工, 現図検査工, CADオペレーター, 織物意匠図工

- × 金属け(罪)がき工〔152〕

#### 189 生産類似作業従事者

生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。

- 映写技師, 水門操作員(農業用水を除く), 温泉供給バルブ操作員, 河川監視員, 水位監視員, 照明係(舞台・撮影所)

× 心取工（レンズ）〔166〕，印刷写真工〔159〕

## 大分類 I 一輸送・機械運転従事者

### 総 説

この大分類には、機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事及びその他の関連する仕事並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事するものが分類される。

### 中分類（45）一鉄道運転従事者

#### 190 鉄道運転従事者

鉄道・軌道の電気機関車・ディーゼル機関車・蒸気機関車・電車などを運転・操作する仕事に従事するものをいう。

- 電気機関士、電気機関士見習、電気機関助士、ディーゼル機関士、ディーゼル機関士見習、ディーゼル機関助士、蒸気機関士、蒸気機関士見習、蒸気機関助士、電気機関車運転士、電車運転士、電車運転士見習、電車運転助士、地下鉄電車運転士、ケーブルカー運転士、モノレール運転士、トロリーバス運転士、気動車運転士、気動車運転士見習、レールバス運転士、工場電気機関車運転士、工場気動車運転士
- × ロープウェイ乗務員〔197〕、蓄電池式運搬車運転手〔197〕、構内内燃機関式運搬車運転手〔197〕、遊園地電車運転士〔116〕、リフト運転工〔202〕、スキーリフト運転工〔202〕、貨物船機関士〔193〕、運転指令（新交通システムを含む）〔80〕

### 中分類（46）一自動車運転従事者

#### 191 自動車運転従事者

バス・乗用自動車・貨物自動車など各種自動車を運転する仕事に従事するものをいう。

- 乗合バス運転者、自家用バス運転者、送迎バス運転者、乗用自動車運転者、タクシー運転者、ハイヤー運転者、貨物自動車運転者、トラック運転者、バキュームカー運転者、靈きゅう（柩）自動車運転者、宣伝用自動車運転者、散水自動車運転者、救急車運転者（消防員でないもの）、テストドライバー、ミキサー車運転者、レッカー車運転者、塵芥収集車運転者、産業廃棄物運搬車運転者、タンクローリー運転者
- × 消防自動車運転者〔129〕、警察パトロールカー運転者〔127〕、ロードローラー運転工〔201〕、ブルドーザー運転工〔201〕、駅構内トラクター運転手〔197〕、救急車運転者（消防員のもの）〔129〕、フォークリフト運転手〔197〕、レールバス運転士〔190〕、宅配便配達員〔224〕

## 中分類（47）一船舶・航空機運転従事者

### 中分類（47）一船舶・航空機運転従事者

この中分類には、船舶（漁労船を除く）・航空機の機関の保全整備・水先案内・運転などの仕事に従事するものが分類される。

ただし、漁労船（母船、運搬船などを除く）の運航、船務に従事するものは「大分類G－農林漁業従事者〔140〕」に分類される。

#### 192 船長・航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人

漁労船を除く各種船舶に船長として乗り組み、船内所属員を指揮監督し、各部との連絡調整、船舶の安全維持、能率的な運航等、その船舶に属する一切の仕事を統括するもの、航海士として乗り組み、甲板部員を指揮監督して航海業務を掌握し、航海当直に立って操船上の責任を負うとともに船体、航海用機械器具の保存手入れ、荷役の主管、船内規律の保持、甲板部員の人事管理などの仕事に従事するもの、近代化船に運航士として乗り組み、航海士又は機関士の行う船舶の運航に関する職務のうち、甲板部及び機関部の職員の航海当直を中心とした職務を併せ行うもの及び船舶のふくそう（輻轆）する港湾、水道及びその他船舶の航行の危険の予想される特定の水域（水先区）に出入する船舶に水先人として乗り組み、船舶を安全にきょう（嚮）導する仕事に従事するものをいう。

- 母船船長、貨物船船長、タンカーボート船長、郵便船船長、はしけ船長、航海士、旅客船航海士、冷凍運搬船航海士、水先案内人、運航士、タグボート（引船）船長、釣船船長
- × 漁労船船長〔140〕、漁労船航海士〔140〕、旅客船機関士〔193〕、砂利採取船船長〔218〕、巡視船船長〔127〕

#### 193 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）

漁労船を除く各種船舶に機関長又は機関士として乗り組み、機関の運転・保存整備、燃料・かん（缶）水の受領、潤滑油・船用品の受払・保管、属具の整備、その他機関部に属する仕事に従事するものをいう。

- 母船機関長、運搬船機関長、船舶機関士、貨物船機関士、旅客船二等機関士、練習船機関士
- × 操機手〔196〕、船舶機関員〔196〕、漁労船機関士〔140〕、漁労船操機長〔139〕、砂利採取船機関長〔218〕

#### 194 航空機操縦士

航空機に乗り組み、機長又は副操縦士として航空機の操縦、その位置・針路の測定、航法上の資料の算出の仕事に従事するものをいう。

航空機に機関士として乗り組み、発動機・機体の整備・点検・取扱の仕事に従事するものも本分類に含まれる。

- 飛行機操縦士、機長、副機長、副操縦士、ヘリコプター操縦士、航空機関士、テストパイロット、飛行船操縦士

中分類（47）一船舶・航空機運転従事者 中分類（48）一その他の輸送従事者

- × 航空通信士〔67〕, キャビンアテンダント〔114〕, フライトアテンダント〔114〕, 航空整備士〔170〕, パーサー(船舶)〔73〕, パーサー(航空)〔114〕, 航空・宇宙技術士〔11〕, 航空ディスパッチャー(運航管理者)〔80〕

中分類（48）一その他の輸送従事者

この中分類には、列車・電車・バスの車掌、船舶の甲板における仕事、船用機関の仕事及び鉄道の駅構内において、操車・信号・転てつ(轍)・連結の仕事など他に分類されない輸送機械装置の操作、運転並びにこれに直接関連する仕事に従事するものが分類される。

195 車掌

列車、電車、バスなどに乗務し、発車の合図、乗客・貨物の輸送、車内の秩序保持、切符の発売などの仕事に従事するものをいう。

- 列車車掌、車掌見習、専務車掌、鉄道車掌、ケーブルカー車掌、バス車掌、観光バス車掌、バスガイド、添乗員(新交通システム)
- × 旅行・観光ガイド〔120〕

196 甲板員、船舶技士・機関員

船舶に乗り組み、船舶のけい(繫)離・見張、貨物の積卸・看視、船体の手入掃除、操だ(舵)、信号、船匠の仕事に従事するもの及び近代化船に乗り組み、部員として甲板部、機関部両部の航海当直の仕事に従事するもの並びに舶用機関各部の点検・調整・注油、給水ポンプの取扱いなどの舶用機関の仕事に従事するものをいう。

舶用内燃機関を運転する仕事に従事するものも本分類に含まれる。

- 甲板長、甲板庫手、船庫手、漁労船操だ手、貨物船操だ手、船舶信号手、セーラー、操艇手、船舶技士、船舶機関員、操機長、操機手、船舶機関手、船舶機関庫手、船舶機関油差し人、船舶火夫
- × 漁労船甲板員〔139〕、船舶旅客係〔114〕、旅客船航海士〔192〕、船舶機関士(漁労船を除く)〔193〕、蒸気機関汽缶士〔199〕、漁労船機関員〔139〕、漁船司厨員〔110〕

197 他に分類されない輸送従事者

鉄道の駅構内において、列車の進路設定や車両(電車、機関車、貨車など)の入換をするために、信号や転てつ機を制御する操作、車両の解結の際の機関車の誘導、車両の制動管の取扱い、車両の留置計画の作成や貨車の行先表示の取扱いなどの仕事に従事するもの及びフォークリフト運転者、構内トラクター運転手、ロープウェイ乗務員など他に分類されない運輸の仕事に従事するものをいう。

- フォークリフト運転者、フォークリフトトラック運転手、操車係、信号係(鉄道)、転てつ手、連結手、船頭、伝馬船船頭、はしけ船頭、馬車ひき、駅構内トラクター運転手、バッテリーカー(運搬機械)運転手、ロープウェイ乗務員、バス営業所誘導員、船舶けい留作業員(桟橋)、構内内燃機関式運搬車運転手、人力車夫

中分類（48）－その他の輸送従事者 中分類（49）－一定置・建設機械運転従事者

- × 起重機合団工〔202〕、船舶信号手〔196〕、陸上運搬作業者〔222〕、ロープウェイ機関運転工〔202〕、スキーリフト機関運転工〔202〕、有料道路料金収受員〔80〕、踏切保安係〔131〕、漁労船船頭〔139〕、はしけ船長〔192〕、いかだ（筏）乗組作業者（山元）〔137〕、ケーブルカー運転士〔190〕、リフト（定置機関）運転員〔202〕、クレーン（起重機）運転工〔200〕、線路工事作業者〔213〕

中分類（49）－一定置・建設機械運転従事者

この中分類には、発電・変電・送電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するもの及び蒸気機関・クレーン（起重機）などの定置機関・機械並びに掘削機械・整地機械などの建設・さく井機械、採油・天然ガス採取機械の点検・調整・操作・運転の仕事に従事するものが分類される。

ただし、次の仕事に従事する者は本分類に含まれない。

- （1）定置機械（発電・変電・送電・配電装置を除く）及び建設機械の修理・保全の仕事に従事するものは「大分類H－生産工程従事者〔167〕」に分類される。
- （2）採掘現場において手持機械・工具を用いて掘削等の仕事に従事するものは「大分類J－建設・採掘従事者〔219〕」に分類される。

198 発電員、変電員

発電所・変電所・電気動力室において、発電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するものをいう。

- 水力発電工、水車発電機運転員、配電盤工（発電・変電）、補機運転員（発電所）、変電工、変電保守員、発電タービン工、原子力発電工
- × 水門操作員（農業用水を除く）〔189〕、給水ポンプ作業員〔202〕、汽缶士〔199〕、電力電路工〔215〕、発電機組立工〔163〕、原動機運転員〔202〕

199 ボイラー・オペレーター

陸用蒸気機関の取扱い業務・保守・管理などの仕事に従事するものをいう。

- 汽缶士、蒸気機関汽缶士、暖房ボイラー汽缶士、汽缶係助手、ボイラー・オペレーター（浴場を除く）、ボイラー技士
- × 船舶機関員〔196〕、蒸気機関士〔190〕、かまたき工（ガラス製造）〔154〕、浴場ボイラー・オペレーター〔108〕、船舶機関士〔193〕

200 クレーン・ワインチ運転従事者

クレーン（起重機）、ワインチ（巻上機）、コンベアなどの運転・点検・調整の仕事に従事するものをいう。

- クレーン（起重機）運転工、天井走行起重機運転工、装入クレーン工、コンベア運転工、ワインチ（巻上機）運転工、電動ホイスト運転工、デリック操作工

## 中分類（49）一定置・建設機械運転従事者

- × エレベータ装置操作工 [202], 玉掛け技能工 [202], フォークリフト運転手 [197], トラクタクリーン運転工 [201], 起重機合図工 [202]

### 201 建設・さく井機械運転従事者

掘削機械、道路工事用機械、整地用機械、コンクリート工事用機械などの建設用機械の運転・点検・調整の仕事及び地上・海中において、機械を操作・運転して、地殻から石油・天然ガス・温泉（熱水・蒸気）・水を採取するための井戸掘削及び地質構造を調査するためのボーリングの仕事に従事するものをいう。

ただし、ミキサー運搬自動車の運転作業に従事するものは「中分類（46）－自動車運転従事者 [191]」に分類される。

- 掘削機械運転工、エキスカベーター運転工、コンクリートミキサー運転工、ショベルマシン運転工、スクレーパー運転工、トラクター運転工（建設用）、ロードローラー運転工、ブルドーザー運転工、コンクリート打設機械運転工、しゅんせつ機械運転工、アスファルト舗装機械運転工、杭打ち機運転工、アスファルトプラント運転工、建設ボーリング工、油井・ガス井機械堀工、井戸機械堀工、ボーリング工（油井・ガス井）、さく井工
- × コンクリートミキサー車運転者 [191], 駅構内トラクター運転手 [197], 耕作用トラクター運転手 [132], 生コンクリート圧送工 [212], 坑内ボーリング員 [219]

### 202 その他の定置・建設機械運転従事者

ポンプ、送風機（ブロワー）、圧縮機（コンプレッサー）の点検・調整・運転の仕事に従事するもの、地上・海中において、機械を操作・運転して、自噴又は促進されて自噴するものの採油、坑井内へのガスの圧入による採油、ポンプによる採油、ガス分離そう（槽）・附属圧縮機などを使用した油とガスの分離による採取の仕事及びこれらを大タンクに送り込む仕事、冷凍装置、製氷装置、空気調節装置、エレベータなど他に分類されない定置機関・機械及び建設機械の点検・調整・運転並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。

- 往復ポンプ運転工、ブロワー運転工、コンプレッサー運転工、回転圧縮機運転工、原動機運転工、冷凍装置運転工、製氷装置運転工、空気調節装置運転工、ロープウェイ機関操作員、スキーリフト機関運転工、エレベータ装置操作工、玉掛け技能工、起重機合図工、天然ガス採取工、採油ポンプ運転工、脱煙装置運転員、し尿処理設備操作員、ごみ処理プラント操作員、ビル設備管理人
- × タービン発電機運転員 [198], ディーゼル機関士 [190], フォークリフト運転者 [197], 井戸手掘工 [214]

## 中分類（50）－建設・土木作業従事者

### 大分類J－建設・採掘従事者

#### 総 説

この大分類には、建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事するものが分類される。

ただし、建設機械を操作する仕事に従事するものは「大分類I－輸送・機械運転従事者〔201〕」に分類される。

#### 中分類（50）－建設・土木作業従事者

この中分類には、ビル、家屋などの建設工事に関連して、型枠の組立作業、とび（鳶）・鉄筋組立てなどの躯体関係の仕事、ブロック積み・タイル張り・防水・屋根ふき・左官・配管・熱絶縁・畳の仕立作業などの仕事、土砂の掘削・埋戻し、コンクリートの練りや充てん、道路の舗装、鉄道・軌道のレールの敷設・保線などの仕事及びダム・トンネルの掘削・掘進の仕事に従事するものが分類される。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 鉄骨の組立作業、金属薄板による屋根ふきの仕事に従事するものは「大分類H－生産工程従事者〔148, 149〕」に分類される。
- (2) 建設機械の運転作業に従事するものは「大分類I－輸送・機械運転従事者〔201〕」に分類される。
- (3) 住宅その他の建築物の電灯・電気照明設備などの配線工事及び電気機器の据付け、保守の仕事に従事するものは「中分類（51）－電気工事従事者〔217〕」に分類される。
- (4) 建物、土木施設を塗装する仕事に従事するものは「大分類H－生産工程従事者〔187〕」に分類される。

#### 203 型枠大工

合板製型枠の作製並びに木を用いて、コンクリートを打ち込むための鋳型となる型枠及び支柱の組立て・取付けの作業、建造物の水平・垂直の確保の仕事に従事するものをいう。

- 型枠工、木製型枠工、型枠解体工

- × 木型大工〔158〕

#### 204 とび職

くい（杭）打・建方・足場組み・ひき家・家屋の解体・取りこわし・けた（桁）かけなどの仕事に従事するものをいう。

- とび職、鉄骨とび職、とび工、とび親方、足場組み職

- × 鉄骨組立工〔148〕、土木工〔212〕

## 中分類（50）一建設・土木作業従事者

### 205 鉄筋作業従事者

鉄筋の下ごしらえ、組立て、結束、切断、屈曲、成形等の仕事に従事するものをいう。  
ただし、鉄筋コンクリート製品製造にかかる鉄筋作業者は「大分類H一生産工程従事者〔152〕」に分類される。

- 鉄筋工、鉄筋切断工、鉄筋組立工、鉄筋成形工
- × 鉄筋組立工（コンクリート製品製造）〔152〕

### 206 大工

家屋などの築造・屋内造作などの木工事の仕事に従事するものをいう。  
ただし、足場作り・棟上げ・柱の組立の仕事に専ら従事する建築とび工は「小分類204ーとび職」に分類される。

- 建築大工、造作大工、堂宮大工、橋りょう（梁）大工、営繕大工、大工棟りょう（梁）、大工見習、大道具係（演劇）
- × 船台大工〔165〕、盤木大工〔165〕、家具大工〔158〕、指物大工〔158〕、船大工〔158〕、型枠大工〔203〕、木型大工〔158〕

### 207 ブロック積・タイル張従事者

コンクリートブロック等を用いて各種構築物の築造又は改修のための積上げ・目地詰めの仕事及びタイル・テラコッタ等を柱・壁・床・浴槽などにセメントモルタル・接着剤等を用いて張り付け又は目地詰めする仕事に従事するものをいう。

- れんが積工、れんが塙積工、築炉工、炉修工、コンクリートブロック積工、タイル張工（プラスチック以外）、テラコッタ取付工
- × リノリウム床張工〔214〕、ゴム床張工〔214〕、ビニルタイル張工〔214〕、モザイクタイル紙張り作業者〔154〕、プラスチックタイル張工〔214〕

### 208 屋根ふき従事者

かわらふき・スレートかわらふき・土居ふきなどの屋根ふき又はふきかえの仕事に従事するものをいう。

ただし、金属材による屋根ふきの仕事に従事するものは「大分類H一生産工程従事者〔149〕」に分類される。

- かわら屋根職、かわらふき職、かわら揚げ人（揚や）、めんど（面戸）塗工、スレートふき職、板ぶき屋根職
- × トタン屋根ふき工〔149〕、かわら製造工〔154〕

### 209 左官

土・モルタル・漆くい（喰）等の壁材料を用いて、壁塗りなどの仕事に従事するものをいう。

## 中分類 (50) 一建設・土木作業従事者

- 左官, 左官手元, 左官見習, 壁塗り職, モルタル塗り職, 木舞かき職, しっくい(漆喰)塗り職

× コンクリート練工 [212]

### 210 畳職

畳の仕立て・はめ込み・畳表の裏返しの仕事に従事するものをいう。

- 畳工, 畳仕立職, 畳修理人, 畳表替人, 畳裏返工

× 畳床製造工 [158], 畳表製造工 [158]

### 211 配管従事者

ガス管・水道管・蒸気管・通風管・輸送管の寸法取り・曲げ・継ぎ手付け・取付けの仕事に従事するものをいう。

ビニール管の配管作業に従事するものも本分類に含まれる。

ただし、次の仕事に従事するものは本分類に含まれない。

- (1) 上下水道の敷設作業に従事するものは「小分類 212-土木従事者」に分類される。
- (2) 送電線, 配電線, 通信線の架設のために電線管の曲げ, 取付け, 敷設の仕事に従事するものは「中分類 (51) 一電気工事従事者 [215]」に分類される。
- (3) 住宅その他の建築物及び船舶, 鉄道車両, 航空機などの配線のために電線管の曲げ, 取付けの仕事に従事するものは「中分類 (51) 一電気工事従事者 [217]」に分類される。

- 配管工, ガス管配管取付工, 水道管取付工, スチーム配管工, 鉄道車両配管工, 船内パイプ取付工, 造船鋼工(配管工), ビニール配管工, 鉛管工, 鉛工, 空調配管工, プラント配管工

× 下水道土管敷設作業者 [212], コンクリート管配管工 [212], 地下ケーブル配線工 [215], 屋内電気工人 [217], 銅工(板金作業) [149]

### 212 土木従事者

建設現場又は土木工事現場で、土砂の掘削・根切り・埋戻し・締め固め, コンクリートの練り・充てん, U字溝・コンクリート管などの埋設, 道路の修築, アスファルト舗装, コンクリート舗装などの仕事に従事するものをいう。

- 土木工, 整地作業者, 掘削工(道路工事), 埋立工人, 排水工人, 水道管敷設作業者, コンクリート練工, コンクリート注入工, コンクリート充てん整理工, 堤防コンクリート詰工, コンクリート管配管工, アスファルト舗装工, れんが・ブロック舗装工, コンクリート舗装工, フロートマン, レーキマン, 造園土木工

× コンクリート製品製造工 [154], 石工 [154], とび工 [204], コンクリートミキサー運転工 [201], ロードローラー運転工 [201], 生コンクリート圧送機械運転工 [201]

### 213 鉄道線路工事従事者

鉄道・軌道のレールの敷設・保線の仕事に従事するものをいう。

中分類（50）一建設・土木作業従事者 中分類（51）一電気工事従事者

- 鉄道線路工事作業者、軌条敷設作業者、鉄道保線作業者、鉄道線路保守工事作業者、軌道工事作業者、線路保安員

- × 通信線路保守工事作業者〔215〕、電路工事作業者〔215〕

#### 214 その他の建設・土木作業従事者

手道具で井戸を掘る仕事、沈没船解体・海難救助などのための潜水作業、ガラスのはめ込みなど他に分類されない建設の仕事及びダム・トンネルを作るため、さく岩機械・器具を用いて、さく岩掘進の仕事に従事するものをいう。

- 防水工人、止水工、熱絶縁工、保温工、保冷工、パイプ被覆工、井戸手掘職、潜水作業者、沈没船引上作業者、ガラスはめ職、自動車ガラスはめ込工、じゅうたん張工、室内装飾工、リノリウム床張工、プラスチックタイル張工、測量作業者、潜かん（函）作業者、プレハブ建築パネル組立工、サッシ取付工（金属製）、コンクリートはり工、道路標識設置工人、ダム掘削工、ダム掘進工、ずい（隧）道工、トンネル掘削工、潜水ポンプ係

- × 測量士補〔15〕、潜水漁師〔139〕、建設ボーリング工〔201〕、土木工〔212〕、潜水ポンプ押補助員〔231〕、井戸機械堀工〔201〕、壁紙は（貼）り職〔161〕

### 中分類（51）一電気工事従事者

この中分類には、送電線・配電線・通信線の架設・保守、電信機・電話機の据付け・保守、電灯・電気照明設備などの配線・保守、電気照明装置・電気機械器具の据付け・保守などの仕事に従事するものが分類される。

ただし、発電・変電・送電・配電装置の操作・監視・点検・保守の仕事に従事するものは「大分類 I 一輸送・機械運転従事者〔198〕」に分類される。

#### 215 電線架線・敷設従事者

送電線・配電線・通信線の架設・敷設・接続・保守の仕事に従事するものをいう。

ただし、屋内の通信線配線工事の仕事に従事するものは「小分類 216 一電気通信設備工事従事者」に分類される。

- 送電線架線工、送電線电工、電力電路工、外線电工（送電線）、鉄道電路補修工、通信線架線工、通信線路工、通信線配線工（屋外）、地下ケーブル配線工、海底ケーブル敷設工、外線工（通信線）

- × 屋内電気工人〔217〕、電気内線工〔217〕、鉄道保線作業者〔213〕

#### 216 電気通信設備工事従事者

送信機・受信機・中継装置・電話機・交換機の据付け・端末設備等の接続・保守の仕事に従事するものをいう。

屋内の通信線配線工事作業に従事するものも本分類に含まれる。

中分類 (51) 一電気工事従事者 中分類 (52) 一採掘従事者

- 通信機器据付工, 電話交換装置据付工, 電話機据付工, 無線電信送信機整備工, 通信機器保守工, 通信線配線工(屋内), 工事担任者(電気通信設備)
- × 電話機修理工 [168], 通信線配線工(屋外) [215]

217 その他の電気工事従事者

電灯・電気照明設備などの配線・保守の仕事, 電気照明装置・電気機械装置の据付け・保守の仕事及び他に分類されない電気に関連する仕事に従事するものをいう。

- 電気内線工人, 屋内電気工人, 電気照明器取付工, ネオンサイン取付工, 船舶電気配線工, 鉄道車両照明配線工, 坑内電気係, 電気工事士, 電気広告設備工人, 舞台配電係
- × 電話器据付工 [216], 電気機械器具配線工 [163], 自動車配線工 [164], 照明係(舞台・撮影所) [189], 配電盤工(発電・変電) [198], 送電線电工 [215]

中分類 (52) 一採掘従事者

この中分類には, 地表・地下・海辺・海底・沖合・河床などにおいて, 各種の鉱物を手持機械・工具により採掘・採取する仕事, 坑道の保持強化・充てん, 坑内における資材・鉱物の運搬, 鉱物の選別・破碎, 採鉱の仕事及び他に分類されない鉱物の掘採・採取に関連する仕事に従事するものが分類される。

ただし, 採掘現場において, 専ら掘削機械, さく井機械, 採油・天然ガス採取機械の操作・運転の仕事に従事するものは「大分類 I 一輸送・機械運転従事者 [201, 202]」に分類される。

218 砂利・砂・粘土採取従事者

砂利・砂・粘土などの採取場において, 手持機械・工具を用いて砂利・砂・玉石・土・粘土鉱物(耐火粘土を除く)を採取する仕事に従事するものをいう。

- 砂利採取作業者, 砂れき採取作業者, 粘土採取作業者, 玉石採取作業者, 庭石採取作業者, 壁土採取作業者, かわら土採取作業者, 鹿沼土採取作業者, バラスト採取作業者, 砂利採取船船長, 砂利採取船機関長, 土砂採取作業者
- × 花こう岩採石作業者 [219], 陶石採掘員 [219], バラスト製造工(碎石工場) [154], 耐火粘土採掘作業者 [219], けい砂採取作業者 [219]

219 その他の採掘従事者

採鉱場において, 鉱物(原油・アスファルト・可燃性天然ガスを除く)を採取するため, 手持機械・工具を用いて坑道を掘進・採掘する仕事, 採石場において, 表土取り, 削岩, 石切り, 大割りなど各種石材の切出しの仕事及び鉱脈・炭層・地質調査, ダイナマイトの装てん, 爆破の仕事など他に分類されない採鉱, 採石に関連する仕事に従事するものをいう。

## 中分類（52）一採掘従事者

- 支柱員，充てん員，仕繰員，坑内運搬員，坑内配車員，選鉱員，選炭員，電気検層員，発破員，ダイナマイト詰込員，坑内ガス観測員，坑内排水員，安全灯係，ずりならし員，天然氷採取人，採鉱員，削岩員，探鉱員，採炭員，石切出作業者，採石員，石割作業者（採石場），石灰石採掘作業者，バラスト製造工（採石場），坑内ボーリング員
- × 坑外掃除人〔229〕，坑外運搬員〔222〕，坑内電気係〔217〕，井戸手掘職〔214〕，土砂採取作業者〔218〕，バラスト製造工（碎石工場）〔154〕，庭石採取作業者〔218〕，掘削機械運転工〔201〕，ボーリング工（油井・ガス井）〔201〕，天然ガス採取工〔202〕

## 中分類（53）一運搬従事者

### 大分類K一運搬・清掃・包装等従事者

#### 総 説

この大分類には、主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等の仕事に従事するものが分類される。

#### 中分類（53）一運搬従事者

この中分類には、郵便・電報の集配及び貨物の運搬・積込み・積卸し・配達並びにこん（梱）包などの仕事に従事するものが分類される。

##### 220 郵便・電報外務員

郵便物の集配及び電報の配達の仕事に従事するものをいう。

- 郵便外務員、郵便集配員、郵便配達員、電報外務員、電報配達員、郵便取集車乗務員、郵便委託配達員
- × 新聞配達員〔224〕、郵便運送自動車運転者〔191〕

##### 221 船内・沿岸荷役従事者

港湾において、船積貨物の船舶・はしけへの積込み又は船舶・はしけからの取卸し、上屋などの荷さばき場への搬入又は上屋などの荷さばき場からの搬出及び荷さばきの仕事に従事するものをいう。

- 船内荷役作業者、沿岸荷役作業者、ダンブルマン、ハッチマン、デッキマン、フォアマン、船内運搬作業者、沿岸運搬作業者、保管職員（上屋）、デッキ作業員
- × 倉庫現場員〔223〕、倉庫作業員〔223〕、陸上荷役作業者〔222〕、巻上機（ワインチ）運転工〔200〕、フォークリフト運転者〔197〕

##### 222 陸上荷役・運搬従事者

運送店、駅、工場などにおいて、貨物・荷物・資材の積卸し・運搬の仕事に従事するものをいう。

ただし、船内荷役作業者・沿岸荷役作業者は「小分類221－船内・沿岸荷役従事者」に分類される。

- 陸上荷役作業者、陸上運搬作業者、貨車積卸作業者、坑外運搬員、原料運搬員（工場）、トロッコ運搬員（工場）、再生資源回収人（回収のみ行うもの）、引越作業員
- × 船内運搬作業者〔221〕、牛乳配達員〔224〕、坑内運搬員〔219〕、再生資源回収人（卸売まで行うもの）〔89〕

### 223 倉庫作業従事者

倉庫において、貨物・荷物・資材の搬入・搬出・積卸し・積直しの仕事に従事するものをいう。

- 倉庫作業員、倉庫現場員、材料保管工、資材受渡工、倉庫品整理員
- × 倉庫係事務員〔75〕、倉庫雑役人〔231〕、倉庫見回員〔130〕、フォークリフト運転者〔197〕、陸上荷役作業者〔222〕

### 224 配達員

荷物、商品などを所定の場所へ配達する仕事に従事するものをいう。

- 牛乳・乳酸菌飲料配達員、新聞配達員、洗濯物配達員、宅配便配達員、DPE集配人、自動販売機商品補充員
- × 郵便集配員〔220〕、電報配達員〔220〕、トラック運転手〔191〕、洗濯物注文取り〔98〕

### 225 荷造従事者

輸送の目的のため、品物の箱詰め・袋詰め・スチールバンド掛け・くぎ打ちなどのこん（梱）包の仕事に従事するものをいう。

- 荷造工、ビール箱詰工、たばこ木箱詰工、こん包工、箱鋼背くぎ打工
- × 包装（ラッピング）工〔230〕

## 中分類（54）一清掃従事者

この中分類には、建物、住宅、道路、公園及び列車・船舶・航空機などの清掃の仕事に従事するもの及び屎尿やごみの収集の仕事に従事するものが分類される。

### 226 ビル・建物清掃員

ビルや建物を対象として、ガラス・床・階段・手すり・洗面所などの清掃の仕事に従事するものをいう。

ただし、他人の求めに応じて、住宅の清掃の仕事に従事するものは「小分類 228—ハウスクリーニング職」に分類される。

- ビル・建物清掃員、ガラスふき作業員、床磨き作業員、煙突掃除作業員、建物洗浄作業、公衆便所清掃作業員、電話ボックス清掃員
- × 機械掃除員〔231〕、公園草刈り作業員〔231〕、グラウンドキーパー〔231〕、清掃員（個人家庭）〔228〕

### 227 廃棄物処理従事者

し尿や、ごみ・粗大ごみ等の一般廃棄物及び事業活動に伴って生じた廃棄物の取集・運搬・処分などの仕事に従事するものをいう。

中分類（54）－清掃従事者 中分類（55）－包装従事者

- し尿汲取作業員, ごみ収集作業員, ごみ焼却作業員, 塵芥収集作業員, 産業廃棄物焼却処理作業員, 廃プラスチック破碎作業員
- × し尿処理設備操作員〔202〕, ごみ処理プラント操作員〔202〕, 塵芥収集車運転者〔191〕, 再生資源選別作業員〔231〕

228 ハウスクリーニング職

他人の求めに応じて, 住宅内の水回り設備・家庭用器具などの清掃の仕事に従事するものをいう。

ただし, ビルや建物を対象として, ガラス・床・階段・手すり・洗面所などの清掃の仕事に従事するものは「小分類 226－ビル・建物清掃員」に分類される。

- 清掃員（個人家庭）, ハウスクリーニング従事者
- × 家政婦（夫）〔99〕, ビル・建物清掃員〔226〕, 庭掃除人（個人家庭）〔100〕

229 その他の清掃従事者

道路・公園の清掃の仕事及び列車・船舶・航空機・車の清掃, 建物の消毒, 害虫駆除など他に分類されない清掃の仕事に従事するものをいう。

- 道路清掃作業員, 公園清掃作業員, 列車清掃員, 航空機内清掃人, 船舶清掃作業員, 自動車洗浄作業員, 白あり駆除作業員, 木材燻蒸員, 消毒作業員, 净化槽清掃員, 貯水槽清掃員
- × 機械掃除員〔231〕, 公園草取作業員〔231〕

中分類（55）－包装従事者

230 包装従事者

品物を保護・保存し, 携帯を便利にし, 体裁をよくするため, 各種の材料で包装する仕事に従事するものをいう。

ただし, 輸送の目的のため, 品物の箱詰め・袋詰め・スチールバンド掛け・くぎ打ちなどのこん（梱）包の仕事に従事するものは「中分類（53）－運搬従事者〔225〕」に分類される。

- 包装（ラッピング）工, 菓子包装工, 薬品包装工, キャラメル箱詰工, セメント袋詰工, レッテル（ラベル）はり工, 封印はり工, 結束工（製めん）, たばこ封かん紙はり工, 計量包装工, 粉詰工（パッカー）, 包装機械操作員
- × 荷造工〔225〕, ビール箱詰工〔225〕, ビール瓶詰工〔156〕, 粉乳缶詰工〔155〕, こん包工〔225〕

## 中分類（56）－その他の運搬・清掃・包装等従事者

### 中分類（56）－その他の運搬・清掃・包装等従事者

#### 231 その他の運搬・清掃・包装等従事者

機械の掃除、資材の整理、官庁・学校・商店・工場・倉庫・建設現場・駅・公園・病院などの雑務及び他に分類されない労務的作業に従事するものをいう。

- 機械掃除員、工場軽作業員、容器洗浄工、洗瓶工、選瓶工、検瓶工（再生資源回収）、グラウンドキーパー、潜水ポンプ押補助員、倉庫雑役作業員、用務員（学校）、公園草刈り作業員、駅手、駅雑務手、洗濯物仕分作業員、パントリー（食器洗い人）、貨物自動車助手、遺跡発掘人、放置自転車整理人、スーパー商品補充員、再生資源選別作業員
- × 玉掛技能工〔202〕、ガラスふき作業員〔226〕、芝植込み作業員〔134〕、ガソリン給油人〔87〕、ゴルフ場芝手入作業員〔134〕、検瓶工（ガラス瓶製造）〔174〕、検瓶工（瓶詰食品）〔175〕、検瓶工（飲料製造）〔176〕、公園清掃作業員〔229〕

## 中分類（57）一分類不能の職業

### 大分類 L 一分類不能の職業

#### 総 説

この大分類には、いずれの項目にも含まれない職業が分類される。これは主に調査票の記入が不備であって、いずれの項目に分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。

#### 中分類（57）一分類不能の職業

##### 232 分類不能の職業

いずれの項目にも含まれない職業が分類される。これは主に調査票の記入が不備であって、いずれの項目に分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。

# 参考

## I 平成 17 年国勢調査職業分類項目との相違点

### 1 大 分 類

- (1) 項目の新設
- (2) 項目名の改称
- (3) 項目の廃止

### 2 中 分 類

- (1) 項目の新設
- (2) 項目の統合
- (3) 項目名の改称

### 3 小 分 類

- (1) 項目の新設
- (2) 項目の分割
- (3) 項目の統合
- (4) 項目の分割・再編
- (5) 項目名の改称
- (6) 例示の移動

## II 平成 17 年国勢調査職業分類との分類項目比較対照表

## III 日本標準職業分類（平成 21 年 12 月設定）との分類項目比較対照表

# I 平成17年国勢調査職業分類項目との相違点

## 1 大分類

### (1) 項目の新設

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
I 輸送・機械運転従事者	H 運輸・通信従事者 I 生産工程・労務作業者
J 建設・採掘従事者	I 生産工程・労務作業者
K 運搬・清掃・包装等従事者	H 運輸・通信従事者 I 生産工程・労務作業者

### (2) 項目名の改称

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
G 農林漁業従事者	G 農林漁業作業者
H 生産工程従事者	I 生産工程・労務作業者

### (3) 項目の廃止

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
	I-1 製造・制作作業者
	I-2 定置機関運転・建設機械運転・電気作業者
	I-3 採掘・建設・労務作業者

## 2 中分類

### (1) 項目の新設

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
(17) 会計事務従事者	
(18) 生産関連事務従事者	
(19) 営業・販売事務従事者	
(25) 営業職業従事者	
(27) 介護サービス職業従事者	

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
(28) 保健医療サービス職業従事者	
(40) 機械組立従事者	
(41) 機械整備・修理従事者	
(42) 製品検査従事者	
(43) 機械検査従事者	
(44) 生産関連・生産類似作業従事者	
(54) 清掃従事者	
(55) 包装従事者	

## (2) 項目の統合

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
(38) 製品製造・加工処理従事者（金属製品）	(37) 金属材料製造作業者 (40) 金属加工作業者
(39) 製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)	(38) 化学製品製造作業者 (39) 窯業・土石製品製造作業者 (45) 食料品製造作業者 (46) 飲料・たばこ製造作業者 (47) 紡織作業者 (48) 衣服・纖維製品製造作業者 (49) 木・竹・草・つる製品製造作業者 (50) パルプ・紙・紙製品製造作業者 (51) 印刷・製本作業者 (52) ゴム・プラスチック製品製造作業者 (53) 革・革製品製造作業者 (54) その他の製造・制作作業者

## (3) 項目名の改称

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
(2) 法人・団体役員	(14) 会社・団体等役員
(4) 研究者	(1) 科学研究者
(9) 経営・金融・保険専門職業従事者	(6) 経営専門職業従事者
(12) 著述家、記者、編集者	(9) 文芸家、記者、編集者
(13) 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	(10) 美術家、写真家、デザイナー

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
(15) その他の専門的職業従事者	(12) その他の専門的・技術的職業従事者
(21) 運輸・郵便事務従事者	(18) 運輸・通信事務従事者
(35) 農業従事者	(29) 農業作業者
(36) 林業従事者	(30) 林業作業者
(37) 漁業従事者	(31) 漁業作業者
(46) 自動車運転従事者	(33) 自動車運転者
(48) その他の輸送従事者	(35) その他の運輸従事者
(49) 定置・建設機械運転従事者	(55) 定置機関・機械及び建設機械運転作業者
(50) 建設・土木作業従事者	(58) 建設作業者
(51) 電気工事従事者	(56) 電気作業者
(52) 採掘従事者	(57) 採掘作業者
(53) 運搬従事者	(59) 運搬労務作業者
(56) その他の運搬・清掃・包装等従事者	(60) その他の労務作業者

### 3 小分類

#### (1) 項目の新設

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
18 その他の情報処理・通信技術者	
75 生産関連事務従事者	
76 営業・販売事務従事者	
78 調査員	
103 看護助手	
104 その他の保健医療サービス職業従事者	
170 輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く）	
171 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者	
172 金属製品検査従事者	
173 化学製品検査従事者	

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
174 窯業・土石製品検査従事者	
175 食料品検査従事者	
176 飲料・たばこ検査従事者	
177 紡織・衣服・繊維製品検査従事者	
178 木・紙製品検査従事者	
179 印刷・製本検査従事者	
180 ゴム・プラスチック製品検査従事者	
181 その他の製品検査従事者	
182 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者	
183 電気機械器具検査従事者	
184 自動車検査従事者	
185 輸送機械検査従事者（自動車を除く）	
186 計量計測機器・光学機械器具検査従事者	
189 生産類似作業従事者	
228 ハウスクリーニング職	

## （2）項目の分割

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
10 機械技術者	5 機械・航空機・造船技術者
11 輸送用機器技術者	
29 理学療法士、作業療法士	
30 視能訓練士、言語聴覚士	26 その他の保健医療従事者
35 その他の保健医療従事者	
41 公認会計士	32 公認会計士、税理士
42 税理士	
60 図書館司書、学芸員	56 他に分類されない専門的・技術的職業
68 他に分類されない専門的職業従事者	従事者
69 庶務・人事事務員	
70 受付・案内事務員	
72 総合事務員	62 一般事務員
73 その他の一般事務従事者	

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
82 パーソナルコンピュータ操作員	70 電子計算機等オペレーター
84 その他の事務用機器操作員	
90 商品仕入外交員	82 その他の販売類似職業従事者
93 その他の販売類似職業従事者	
106 美容師	87 美容師（助手を含む）
107 美容サービス従事者（美容師を除く）	
203 型枠大工	264 土木作業者
212 土木従事者	
152 その他の製品製造・加工処理従事者 (金属製品)	162 その他の金属加工作業者
205 鉄筋作業従事者	
226 ビル・建物清掃員	272 清掃員
227 廃棄物処理従事者	
229 その他の清掃従事者	

（3）項目の統合

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
67 通信機器操作従事者	134 通信技術従事者 137 その他の通信従事者
84 その他の事務用機器操作員	68 速記者、タイピスト、ワードプロセッサ操作員 70 電子計算機等オペレーター
93 その他の販売類似職業従事者	78 商品仲立人 82 その他の販売類似職業従事者
115 接客社交従事者	93 接客社交従事者 94 芸者、ダンサー
144 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊従事者	138 製銑・製鋼作業者 139 非鉄金属製鍊作業者
145 鑄物製造・鍛造従事者	140 鑄物製造作業者 141 鍛造作業者
152 その他の製品製造・加工処理従事者 (金属製品)	142 金属熱処理作業者 143 圧延作業者 144 伸線作業者 145 その他の金属材料製造作業者 162 その他の金属加工作業者

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
153 化学製品製造従事者	146 化学工 147 その他の化学製品製作業者
154 窯業・土石製品製造従事者	148 ガラス製品成形作業者 149 れんが・かわら・土管製作業者 150 陶磁器製作業者 151 窯業絵付作業者 152 セメント製造作業者 153 セメント製品製作業者 154 石工 155 その他の窯業・土石製品製作業者
155 食料品製造従事者	183 精穀・製粉作業者 184 味そ・しょう油製作業者 185 めん類製作業者 186 パン・菓子製作業者 187 豆腐・こんにゃく・ふ製作業者 188 缶詰・瓶詰・レトルト食品製作業者 189 乳・乳製品製作業者 190 水産物加工作業者 191 その他の食料品製作業者
156 飲料・たばこ製造従事者	192 製茶作業者 193 酒類製作業者 194 清涼飲料製作業者 195 たばこ製作業者 196 その他の飲料・たばこ製作業者
157 紡織・衣服・繊維製品製造従事者	197 粗紡・精紡作業者 198 合糸・ねん糸・加工糸作業者 199 織機準備作業者 200 織布作業者 201 精練・漂白・染色作業者 202 編物・編立作業者 203 製綱・製網作業者（繊維製） 204 その他の紡織作業者 205 成人女子・子供服仕立作業者 206 成人男子服仕立作業者 207 和服仕立作業者 208 刺しゅう作業者 209 ミシン縫製作業者

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
	210 裁断作業者 211 その他の衣服・繊維製品製造作業者
158 木・紙製品製造従事者	212 製材・チップ製造作業者 213 合板作業者 214 木工 215 木製家具・建具製造作業者 216 竹・草・つる製品製造作業者 217 その他の木・竹・草・つる製品製造作業者 218 パルプ・紙料製造作業者 219 紙すき作業者 220 紙器製造作業者 221 紙製品製造作業者 222 その他のパルプ・紙・紙製品製造作業者
159 印刷・製本従事者	223 文字組版作業者 224 製版作業者 225 印刷作業者 226 製本作業者 227 その他の印刷・製本作業者
160 ゴム・プラスチック製品製造従事者	228 ゴム製品成形作業者 229 プラスチック製品成形・加工・仕上作業者 230 その他のゴム・プラスチック製品製造作業者
161 その他の製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)	231 製革作業者 232 靴製造・修理作業者 233 その他の革・革製品製造作業者 234 かばん・袋物製造作業者 235 がん具製造作業者 236 漆塗師, まき絵師 237 貴金属・宝石・甲・角等細工作業者 238 印判師 239 内張作業者 240 表具師 245 他に分類されない製造・制作作業者
163 電気機械器具組立従事者	165 電気機械器具組立作業者 167 電球・電子管組立作業者 168 被覆電線製造作業者 169 半導体製品製造作業者 170 その他の電気機械器具組立・修理作業者

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
165 輸送機械組立従事者（自動車を除く）	173 航空機組立・整備作業者 174 鉄道車両組立・修理作業者 175 自転車組立・修理作業者 176 船舶組立・修理作業者（他に分類されないもの） 177 その他の輸送機械組立・修理作業者
166 計量計測機器・光学機械器具組立従事者	178 計量計測機器組立・修理作業者 179 時計組立・修理作業者 180 光学機械器具組立・修理作業者 181 レンズ研磨・調整作業者 182 その他の計量計測機器・光学機械器具組立・修理作業者
188 生産関連作業従事者（画工、塗装・看板制作を除く）	242 写真現像・焼付・引伸し作業者 243 製図・写図・現図作業者
197 他に分類されない輸送従事者	132 フォークリフト運転者 133 他に分類されない運輸従事者
217 その他の電気工事従事者	253 電気工事作業者 254 その他の電気作業者

#### （4）項目の分割・再編

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
94 医薬品営業職業従事者	77 商品販売外交員
95 機械器具・通信・システム営業職業従事者	79 不動産仲介・売買人
96 金融・保険営業職業従事者	80 保険代理人・外交員
97 不動産営業職業従事者	81 外交員（商品、保険、不動産を除く）
98 その他の営業職業従事者	

#### （5）項目名の改称

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
4 法人・団体管理的職業従事者	60 会社・団体等管理的職業従事者
7 人文・社会科学系等研究者	2 人文・社会科学系研究者
8 農林水産・食品技術者	3 農林水産業・食品技術者
9 電気・電子・電気通信技術者 (通信ネットワーク技術者を除く)	6 電気・電子技術者
12 金属技術者	4 金属製鍊技術者
16 システムコンサルタント・設計者	10 システムエンジニア
17 ソフトウェア作成者	11 プログラマー

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
26 看護師（准看護師を含む）	19 看護師
27 診療放射線技師	20 診療放射線・エックス線技師
28 臨床検査技師	21 臨床・衛生検査技師
44 その他の経営・金融・保険専門職業従事者	34 その他の経営専門職業従事者
49 特別支援学校教員	40 盲学校・ろう（聾）学校・養護学校教員
53 著述家	43 文芸家、著述家
57 写真家、映像撮影者	47 写真家
58 音楽家	48 音楽家（個人に教授するものを除く）
59 舞踊家、俳優、演出家、演芸家	50 俳優、舞踏家、演芸家（個人に教授するものを除く）
61 個人教師（音楽）	49 音楽家（個人に教授するもの）
62 個人教師（舞踊、俳優、演出、演芸）	51 俳優、舞踏家、演芸家（個人に教授するもの）
63 個人教師（スポーツ）	55 職業スポーツ従事者（個人に教授するもの）
66 職業スポーツ従事者	54 職業スポーツ従事者（個人に教授するものを除く）
68 他に分類されない専門的職業従事者	56 他に分類されない専門的・技術的職業従事者
71 電話応接事務員	135 電話交換手
74 会計事務従事者	63 会計事務員
81 郵便事務員	67 郵便・通信事務員
83 データ・エントリー装置操作員	69 キーパンチャー
85 小売店主・店長	71 小売店主
86 卸売店主・店長	72 卸売店主
89 再生資源回収・卸売従事者	76 再生資源卸売・回収従事者
92 保険代理・仲立人（ブローカー）	80 保険代理人・外交員
101 介護職員（医療・福祉施設等）	105 介護職員（治療施設、福祉施設）
102 訪問介護従事者	84 ホームヘルパー
105 理容師	86 理容師（助手を含む）
106 美容師	87 美容師（助手を含む）
112 飲食店主・店長	73 飲食店主
113 旅館主・支配人	96 旅館主・支配人・番頭
131 他に分類されない保安職業従事者	112 その他の保安職業従事者
132 農耕従事者	113 農耕・養蚕作業者
133 養畜従事者	114 養畜作業者
135 その他の農業従事者	116 その他の農業作業者

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
136 育林従事者	117 育林作業者
137 伐木・造材・集材従事者	118 伐木・造材・運材作業者
138 その他の林業従事者	119 その他の林業作業者
139 漁労従事者	120 漁労作業者
141 海藻・貝採取従事者	122 海草・貝採取作業者
142 水産養殖従事者	123 水産養殖作業者
143 その他の漁業従事者	124 その他の漁業作業者
146 金属工作機械作業従事者	156 金属工作機械作業者
147 金属プレス従事者	157 金属プレス作業者
148 鉄工, 製缶従事者	159 鉄工, 製缶作業者
149 板金従事者	160 板金作業者
150 金属彫刻・表面処理従事者	161 めつき作業者
151 金属溶接・溶断従事者	158 金属溶接・溶断作業者
162 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	163 一般機械器具組立作業者
164 自動車組立従事者	171 自動車組立作業者
167 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者	164 一般機械器具修理作業者
168 電気機械器具整備・修理従事者	166 電気機械器具修理作業者
169 自動車整備・修理従事者	172 自動車整備作業者
187 画工, 塗装・看板制作従事者	241 塗装作業者, 画工, 看板制作作業者
191 自動車運転従事者	126 自動車運転者
194 航空機操縦士	129 航空機操縦士, 航空機関士
199 ボイラー・オペレーター	246 ボイラー・オペレーター
200 クレーン・ワインチ運転従事者	247 クレーン・ワインチ運転作業者
201 建設・さく井機械運転従事者	248 建設機械運転作業者
202 その他の定置・建設機械運転従事者	249 その他の定置機関・機械及び建設機械運転作業者
207 ブロック積・タイル張従事者	259 ブロック積・タイル張作業者
208 屋根ふき従事者	260 屋根ふき作業者
211 配管従事者	262 配管作業者
212 土木従事者	264 土木作業者
213 鉄道線路工事従事者	265 鉄道線路工事作業者
214 その他の建設・土木作業従事者	266 その他の建設作業者
215 電線架線・敷設従事者	251 電線架線・敷設作業者

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類
216 電気通信設備工事従事者	252 電気通信設備工事作業者
218 砂利・砂・粘土採取従事者	255 砂利・砂・粘土採取作業者
219 その他の採掘従事者	256 その他の採掘作業者
221 船内・沿岸荷役従事者	267 船内・沿岸荷役作業者
222 陸上荷役・運搬従事者	268 陸上荷役・運搬作業者
223 倉庫作業従事者	269 倉庫作業者
225 荷造従事者	271 荷造作業者
230 包装従事者	244 包装作業者
231 その他の運搬・清掃・包装等従事者	273 他に分類されない労務作業者

(6) 例示の移動

例 示	平成 22 年国勢調査に用いる 職業分類	平成 17 年国勢調査職業分類
建築主事	14 建築技術者	62 一般事務員
土地家屋調査士	40 その他の法務従事者	56 他に分類されない専門的・技術的職業従事者
アクチュアリー（保険数理士）、証券アナリスト	44 その他の経営・金融・保険専門職業従事者	56 他に分類されない専門的・技術的職業従事者
ニュース解説者	54 記者、編集者	43 文芸家、著述家
テクニカルライター	54 記者、編集者	62 一般事務員
肥料検査員、生糸検査員	68 他に分類されない専門的職業従事者	12 その他の技術者
速記者	68 他に分類されない専門的職業従事者	68 速記者、タイピスト、ワードプロセッサ操作員
電報受付事務員	73 その他の一般事務従事者	67 郵便・通信事務員
助役（駅）	80 運輸事務員	62 一般事務員
航空ディスパッチャー	80 運輸事務員	56 他に分類されない専門的・技術的職業従事者
キャッシャー、レジスター係員	87 販売店員	63 会計事務員
老人福祉施設寮母・寮父	101 介護職員（医療・福祉施設等）	28 その他の社会福祉専門職業従事者
旅館番頭	114 飲食物給仕・身の回り世話従事者	96 旅館主・支配人・番頭

例 示	平成 22 年国勢調査に用いる 職業分類	平成 17 年国勢調査職業分類
場外馬券販売人	116 娯楽場等接客員	82 その他の販売類似職業従事者
駐輪場管理人	119 駐車場管理人	101 物品一時預り人
レンタカー業主	122 物品賃貸人	106 他に分類されないサービス職業 従事者
みこ（巫女）	125 他に分類されないサービス 職業従事者	42 宗教家
養蚕作業者、蚕飼育者、 蚕種製造作業者	133 養畜従事者	113 農耕・養蚕作業者
ゴルフ場芝刈り作業員	134 植木職、造園師	273 他に分類されない労務作業者
山林地ごしらえ作業者	136 育林従事者	119 その他の林業作業者
集材機械運転工	137 伐木・造材・集材従事者	247 クレーン・ワインチ運転作業者
金属彫刻工、金型彫刻工、 金属目盛彫刻工、彫金工	150 金属彫刻・表面処理従事者	162 その他の金属加工作業者
化学繊維精練工	153 化学製品製造従事者	201 精練・漂白・染色作業者
製本裁断工	158 木・紙製品製造従事者	227 その他の印刷・製本作業者
ガラス目盛腐しょく (蝕)工	166 計量計測機器・光学機械 器具組立従事者	155 その他の窯業・土石製品製造 作業者
電気照明係（劇場）	189 生産類似作業従事者	254 その他の電気作業者
さく井工、建設ボーリング工	201 建設・さく井機械運転従事者	256 その他の採掘作業者
採油工、天然ガス採取人	202 その他の定置・建設機械運転 従事者	256 その他の採掘作業者
ダム掘削員、ダム進削員、 トンネル掘進員	214 その他の建設・土木作業 従事者	256 その他の採掘作業者

## II 平成17年国勢調査職業分類との分類項目比較対照表

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類	備 考
<b>A 管理的職業従事者</b>	<b>B 管理的職業従事者</b>	
(1) 管理的公務員	(13) 管理的公務員	
1 管理的公務員	57 管理的公務員	
(2) 法人・団体役員	(14) 会社・団体等役員	
2 会社役員	58 会社役員	
3 その他の法人・団体役員	59 その他の法人・団体役員	
(3) その他の管理的職業従事者	(15) その他の管理的職業従事者	
4 法人・団体管理的職業従事者	60 会社・団体等管理的職業従事者	改称
5 他に分類されない管理的職業従事者	61 他に分類されない管理的職業従事者	
<b>B 専門的・技術的職業従事者</b>	<b>A 専門的・技術的職業従事者</b>	
(4) 研究者	<b>H 運輸・通信従事者</b>	
6 自然科学系研究者	(1) 科学研究者	
7 人文・社会科学系等研究者	1 自然科学系研究者	
(5) 技術者	2 人文・社会科学系研究者	改称
8 農林水産・食品技術者	(2) 技術者	
9 電気・電子・電気通信技術者 (通信ネットワーク技術者を除く)	3 農林水産業・食品技術者	改称
10 機械技術者	6 電気・電子技術者	改称
11 輸送用機器技術者		
12 金属技術者	5 機械・航空機・造船技術者	分割
13 化学技術者	4 金属製鍊技術者	改称
14 建築技術者	7 化学技術者	
15 土木・測量技術者	8 建築技術者	
16 システムコンサルタント・設計者	9 土木・測量技術者	
17 ソフトウェア作成者	10 システムエンジニア	改称
18 その他の情報処理・通信技術者	11 プログラマー	改称
19 その他の技術者	12 その他の技術者	新設

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類	備 考
(6) 保健医療従事者 20 医師 21 歯科医師 22 獣医師 23 薬剤師 24 保健師 25 助産師 26 看護師（准看護師を含む） 27 診療放射線技師 28 臨床検査技師 29 理学療法士、作業療法士 30 視能訓練士、言語聴覚士 31 歯科衛生士 32 歯科技工士 33 栄養士 34 あん摩マッサージ指圧師、 はり師、きゅう師、柔道整復師 35 その他の保健医療従事者	(3) 保健医療従事者 13 医師 14 歯科医師 15 獣医師 16 薬剤師 17 保健師 18 助産師 19 看護師 20 診療放射線・エックス線技師 21 臨床・衛生検査技師 22 歯科衛生士 23 歯科技工士 24 栄養士 25 あん摩マッサージ指圧師、 はり師、きゅう師、柔道整復師 26 その他の保健医療従事者	改称 改称 改称 分割（旧26の一部） 分割（旧26の一部）
(7) 社会福祉専門職業従事者 36 保育士 37 その他の社会福祉専門職業 従事者	(4) 社会福祉専門職業従事者 27 保育士 28 その他の社会福祉専門職業 従事者	
(8) 法務従事者 38 裁判官、検察官、弁護士 39 弁理士、司法書士 40 その他の法務従事者	(5) 法務従事者 29 裁判官、検察官、弁護士 30 弁理士、司法書士 31 その他の法務従事者	
(9) 経営・金融・保険専門職業従事者 41 公認会計士 42 税理士 43 社会保険労務士 44 その他の経営・金融・保険専門 職業従事者	(6) 経営専門職業従事者 32 公認会計士、税理士 33 社会保険労務士 34 その他の経営専門職業従事者	分割 改称
(10) 教員 45 幼稚園教員 46 小学校教員 47 中学校教員	(7) 教員 35 幼稚園教員 36 小学校教員 37 中学校教員	

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類	備 考
48 高等学校教員 49 特別支援学校教員 50 大学教員 51 その他の教員  (11) 宗教家 52 宗教家	38 高等学校教員 40 盲学校・ろう(聾)学校・養護学校教員 39 大学教員 41 その他の教員  (8) 宗教家 42 宗教家	改称
(12) 著述家, 記者, 編集者 53 著述家 54 記者, 編集者	(9) 文芸家, 記者, 編集者 43 文芸家, 著述家 44 記者, 編集者	改称
(13) 美術家, デザイナー, 写真家, 映像撮影者 55 彫刻家, 画家, 工芸美術家 56 デザイナー 57 写真家, 映像撮影者	(10) 美術家, 写真家, デザイナー 45 彫刻家, 画家, 工芸美術家 46 デザイナー 47 写真家	改称
(14) 音楽家, 舞台芸術家 58 音楽家 59 舞踊家, 俳優, 演出家, 演芸家	(11) 音楽家, 舞台芸術家 48 音楽家(個人に教授するものを除く) 50 俳優, 舞踊家, 演芸家(個人に教授するものを除く)	改称 改称
(15) その他の専門的職業従事者  60 図書館司書, 学芸員 61 個人教師(音楽) 62 個人教師(舞踊, 俳優, 演出, 演芸) 63 個人教師(スポーツ) 64 個人教師(学習指導) 65 個人教師(他に分類されないもの) 66 職業スポーツ従事者	(11) 音楽家, 舞台芸術家 (12) その他の専門的・技術的職業従事者 (36) 通信従事者  49 音楽家(個人に教授するもの) 51 俳優, 舞踊家, 演芸家(個人に教授するもの) 55 職業スポーツ従事者(個人に教授するもの) 52 個人教師(学習指導) 53 個人教師(他に分類されないもの) 54 職業スポーツ従事者(個人に教授するものを除く)	分割(旧56の一部) 改称 改称 改称 改称

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類	備 考
67 通信機器操作従事者	134 通信技術従事者	} 統合 改称
68 他に分類されない専門的職業従事者	137 その他の通信従事者 56 他に分類されない専門的・技術的職業従事者	
<b>C 事務従事者</b>	<b>C 事務従事者</b>	
(16) 一般事務従事者	H 運輸・通信従事者	
69 庶務・人事事務員	(16) 一般事務従事者	
70 受付・案内事務員	(36) 通信従事者	
71 電話応接事務員	62 一般事務員	} 分割 改称
72 総合事務員	135 電話交換手	
73 その他の一般事務従事者	62 一般事務員	} 分割
(17) 会計事務従事者		
74 会計事務従事者	63 会計事務員	改称
(18) 生産関連事務従事者		
75 生産関連事務従事者		新設
(19) 営業・販売事務従事者		
76 営業・販売事務従事者		新設
(20) 外勤事務従事者	(17) 外勤事務従事者	
77 集金人	64 集金人	
78 調査員		
79 その他の外勤事務従事者	65 その他の外勤事務従事者	新設
(21) 運輸・郵便事務従事者	(18) 運輸・通信事務従事者	
80 運輸事務員	66 運輸事務員	
81 郵便事務員	67 郵便・通信事務員	改称
(22) 事務用機器操作員	(19) 事務用機器操作員	
82 パーソナルコンピュータ操作員		分割 (旧70の一部)
83 データ・エントリー装置操作員	69 キーパンチャー 68 速記者, タイピスト, ワード プロセッサ操作員	改称
84 その他の事務用機器操作員	70 電子計算機等オペレーター	} 統合

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類	備 考
<b>D 販売従事者</b>	<b>D 販売従事者</b>	
(23) 商品販売従事者	(20) 商品販売従事者	
85 小売店主・店長	71 小売店主	改称
86 卸売店主・店長	72 卸売店主	改称
87 販売店員	74 販売店員	
88 商品訪問・移動販売従事者	75 商品訪問・移動販売従事者	
89 再生資源回収・卸売従事者	76 再生資源卸売・回収従事者	改称
90 商品仕入外交員		分割（旧82の一部）
(24) 販売類似職業従事者	(20) 商品販売従事者	
91 不動産仲介・売買人	(21) 販売類似職業従事者	
92 保険代理・仲立人（ブローカー）	79 不動産仲介・売買人	改称
93 その他の販売類似職業従事者	80 保険代理人・外交員	
	78 商品仲立人	
	82 その他の販売類似職業従事者	統合
(25) 営業職業従事者	(20) 商品販売従事者	
94 医薬品営業職業従事者	(21) 販売類似職業従事者	
95 機械器具・通信・システム営業職業従事者	77 商品販売外交員	
96 金融・保険営業職業従事者	79 不動産仲介・売買人	
97 不動産営業職業従事者	80 保険代理人・外交員	
98 その他の営業職業従事者	81 外交員（商品、保険、不動産を除く）	分割・再編
<b>E サービス職業従事者</b>	<b>D 販売従事者</b>	
(26) 家庭生活支援サービス職業従事者	<b>E サービス職業従事者</b>	
99 家政婦（夫）、家事手伝い	(22) 家庭生活支援サービス職業従事者	
100 その他の家庭生活支援サービス職業従事者	83 家政婦（夫）、家事手伝い	
(27) 介護サービス職業従事者	85 その他の家庭生活支援サービス職業従事者	
101 介護職員（医療・福祉施設等）	(22) 家庭生活支援サービス職業従事者	
102 訪問介護従事者	(27) その他のサービス職業従事者	
	105 介護職員（治療施設、福祉施設）	改称
	84 ホームヘルパー	改称

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類	備考
(28) 保健医療サービス職業従事者 103 看護助手 104 その他の保健医療サービス職業従事者		新設 新設
(29) 生活衛生サービス職業従事者 105 理容師 106 美容師 107 美容サービス従事者（美容師を除く） 108 浴場従事者 109 クリーニング職、洗張職	(23) 生活衛生サービス職業従事者 86 理容師（助手を含む） 87 美容師（助手を含む）  88 浴場従事者 89 クリーニング職、洗張職	改称 改称 分割（旧87の一部）
(30) 飲食物調理従事者 110 調理人 111 バーテンダー	(24) 飲食物調理従事者 90 調理人 91 バーテンダー	
(31) 接客・給仕職業従事者 112 飲食店主・店長 113 旅館主・支配人 114 飲食物給仕・身の回り世話従事者 115 接客社交従事者 116 娯楽場等接客員	(25) 接客・給仕職業従事者 73 飲食店主 96 旅館主・支配人・番頭 92 飲食物給仕・身の回り世話従事者 93 接客社交従事者 94 芸者、ダンサー 95 娯楽場等接客員	改称 改称 統合
(32) 居住施設・ビル等管理人 117 マンション・アパート・下宿・寄宿舎・寮管理人 118 ビル管理人 119 駐車場管理人	(26) 居住施設・ビル等管理人 97 マンション・アパート・下宿・寄宿舎・寮管理人 98 ビル管理人 99 駐車場管理人	
(33) その他のサービス職業従事者 120 旅行・観光案内人 121 物品一時預り人 122 物品貸貸人 123 広告宣伝員 124 葬儀師、火葬作業員	(27) その他のサービス職業従事者 100 旅行・観光案内人 101 物品一時預り人 102 物品貸貸人 103 広告宣伝員 104 葬儀師、火葬作業員	

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類	備 考
125 他に分類されないサービス職業従事者	106 他に分類されないサービス職業従事者	
<b>F 保安職業従事者</b>	<b>F 保安職業従事者</b>	
(34) 保安職業従事者	(28) 保安職業従事者	
126 自衛官	107 自衛官	
127 警察官、海上保安官	108 警察官、海上保安官	
128 看守、その他の司法警察職員	109 看守、その他の司法警察職員	
129 消防員	110 消防員	
130 警備員	111 警備員	
131 他に分類されない保安職業従事者	112 その他の保安職業従事者	改称
<b>G 農林漁業従事者</b>	<b>G 農林漁業作業者</b>	
(35) 農業従事者	(29) 農業作業者	
132 農耕従事者	113 農耕・養蚕作業者	改称
133 養畜従事者	114 養畜作業者	改称
134 植木職、造園師	115 植木職、造園師	
135 その他の農業従事者	116 その他の農業作業者	改称
(36) 林業従事者	(30) 林業作業者	
136 育林従事者	117 育林作業者	改称
137 伐木・造材・集材従事者	118 伐木・造材・運材作業者	改称
138 その他の林業従事者	119 その他の林業作業者	改称
(37) 漁業従事者	(31) 漁業作業者	
139 漁労従事者	120 漁労作業者	改称
140 船長・航海士・機関長・機 関士(漁労船)	121 船長・航海士・機関長・機 関士(漁労船)	
141 海藻・貝採取従事者	122 海草・貝採取作業者	改称
142 水産養殖従事者	123 水産養殖作業者	改称
143 その他の漁業従事者	124 その他の漁業作業者	改称
<b>H 生産工程従事者</b>	<b>I 生産工程・労務作業者</b>	
(38) 製品製造・加工処理従事者 (金属製品)	(37) 金属材料製造作業者	
144 製銛・製鋼・非鉄金属製鍊 従事者	(40) 金属加工作業者	
	138 製銛・製鋼作業者	
	139 非鉄金属製鍊作業者	{ 統合 }

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類	備 考
145 錄物製造・鍛造従事者	140 錄物製造作業者 141 鍛造作業者	統合
146 金属工作機械作業従事者	156 金属工作機械作業者	改称
147 金属プレス従事者	157 金属プレス作業者	改称
148 鉄工, 製缶従事者	159 鉄工, 製缶作業者	改称
149 板金従事者	160 板金作業者	改称
150 金属彫刻・表面処理従事者	161 めっき作業者	改称
151 金属溶接・溶断従事者	158 金属溶接・溶断作業者	改称
152 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	142 金属熱処理作業者 143 圧延作業者 144 伸線作業者 145 その他の金属材料製造作業者 162 その他の金属加工作業者	統合
(39) 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	(38) 化学製品製造作業者 (39) 窯業・土石製品製造作業者 (45) 食料品製造作業者 (46) 飲料・たばこ製造作業者 (47) 紡織作業者 (48) 衣服・繊維製品製造作業者 (49) 木・竹・草・つる製品製造作業者 (50) パルプ・紙・紙製品製造作業者 (51) 印刷・製本作業者 (52) ゴム・プラスチック製品製造作業者 (53) 革・革製品製造作業者 (54) その他の製造・制作作業者	
153 化学製品製造従事者	146 化学工 147 その他の化学製品製造作業者	統合
154 窯業・土石製品製造従事者	148 ガラス製品成形作業者 149 れんが・かわら・土管製造作業者 150 陶磁器製造作業者 151 窯業絵付作業者 152 セメント製造作業者 153 セメント製品製造作業者 154 石工 155 その他の窯業・土石製品製造作業者	統合

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類	備 考
155 食料品製造従事者	183 精穀・製粉作業者 184 味そ・しょう油製造作業者 185 めん類製造作業者 186 パン・菓子製造作業者 187 豆腐・こんにゃく・ふ製造作業者 188 缶詰・瓶詰・レトルト食品製造作業者 189 乳・乳製品製造作業者 190 水産物加工業者 191 その他の食料品製造作業者 192 製茶作業者 193 酒類製造作業者 194 清涼飲料製造作業者 195 たばこ製造作業者 196 その他の飲料・たばこ製造作業者 197 粗紡・精紡作業者 198 合糸・ねん糸・加工糸作業者 199 織機準備作業者 200 織布作業者 201 精練・漂白・染色作業者 202 編物・編立作業者 203 製綱・製網作業者（繊維製） 204 その他の紡織作業者 205 成人女子・子供服仕立作業者 206 成人男子服仕立作業者 207 和服仕立作業者 208 刺しゅう作業者 209 ミシン縫製作業者 210 裁断作業者 211 その他の衣服・繊維製品製造作業者	統合
156 飲料・たばこ製造従事者		統合
157 紡織・衣服・繊維製品製造従事者		統合

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類	備 考
158 木・紙製品製造従事者	212 製材・チップ製造作業者 213 合板作業者 214 木工 215 木製家具・建具製造作業者 216 竹・草・つる製品製造作業者 217 その他の木・竹・草・つる製品製造作業者 218 パルプ・紙料製造作業者 219 紙すき作業者 220 紙器製造作業者 221 紙製品製造作業者 222 その他のパルプ・紙・紙製品製造作業者 223 文字組版作業者 224 製版作業者	統合
159 印刷・製本従事者	225 印刷作業者 226 製本作業者 227 その他の印刷・製本作業者	統合
160 ゴム・プラスチック製品製造従事者	228 ゴム製品成形作業者 229 プラスチック製品成形・加工・仕上作業者 230 その他のゴム・プラスチック製品製造作業者 231 製革作業者 232 靴製造・修理作業者 233 その他の革・革製品製造作業者 234 かばん・袋物製造作業者 235 がん具製造作業者 236 漆塗師、まき絵師 237 貴金属・宝石・甲・角等細工作業者	統合
161 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	238 印判師 239 内張作業者 240 表具師 245 他に分類されない製造・制作作業者	統合
(40) 機械組立従事者	(41) 一般機械器具組立・修理作業者 (42) 電気機械器具組立・修理作業者 (43) 輸送機械組立・修理作業者	

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類	備 考
162 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	(44) 計量計測機器・光学機械器具組立・修理作業者 163 一般機械器具組立作業者	改称
163 電気機械器具組立従事者	165 電気機械器具組立作業者 167 電球・電子管組立作業者 168 被覆電線製造作業者 169 半導体製品製造作業者 170 その他の電気機械器具組立・修理作業者	統合
164 自動車組立従事者	171 自動車組立作業者	改称
165 輸送機械組立従事者（自動車を除く）	173 航空機組立・整備作業者 174 鉄道車両組立・修理作業者 175 自転車組立・修理作業者 176 船舶ぎ裝作業者（他に分類されないもの） 177 その他の輸送機械組立・修理作業者	統合
166 計量計測機器・光学機械器具組立従事者	178 計量計測機器組立・修理作業者 179 時計組立・修理作業者 180 光学機械器具組立・修理作業者 181 レンズ研磨・調整作業者 182 その他の計量計測機器・光学機械器具組立・修理作業者	統合
(41) 機械整備・修理従事者	(41) 一般機械器具組立・修理作業者 (42) 電気機械器具組立・修理作業者 (43) 輸送機械組立・修理作業者	
167 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者	164 一般機械器具修理作業者	改称
168 電気機械器具整備・修理従事者	166 電気機械器具修理作業者	改称
169 自動車整備・修理従事者	172 自動車整備作業者	改称
170 輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く）		新設
171 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者		新設
(42) 製品検査従事者		
172 金属製品検査従事者		新設
173 化学製品検査従事者		新設

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類	備 考
174 烹業・土石製品検査従事者		新設
175 食料品検査従事者		新設
176 飲料・たばこ検査従事者		新設
177 紡織・衣服・繊維製品検査従事者		新設
178 木・紙製品検査従事者		新設
179 印刷・製本検査従事者		新設
180 ゴム・プラスチック製品検査従事者		新設
181 その他の製品検査従事者		新設
(43) 機械検査従事者		
182 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者		新設
183 電気機械器具検査従事者		新設
184 自動車検査従事者		新設
185 輸送機械検査従事者（自動車を除く）		新設
186 計量計測機器・光学機械器具検査従事者		新設
(44) 生産関連・生産類似作業従事者	(54) その他の製造・制作作業者 (56) 電気作業者	
187 画工, 塗装・看板制作従事者	241 塗装作業者, 画工, 看板制作作業者	改称
188 生産関連作業従事者（画工, 塗装・看板制作を除く）	242 写真現像・焼付・引伸し作業者 243 製図・写図・現図作業者	} 統合
189 生産類似作業従事者		新設
I 輸送・機械運転従事者	H 運輸・通信従事者 I 生産工程・労務作業者	
(45) 鉄道運転従事者	(32) 鉄道運転従事者	
190 鉄道運転従事者	125 鉄道運転従事者	
(46) 自動車運転従事者	(33) 自動車運転者	
191 自動車運転従事者	126 自動車運転者	改称

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類	備 考
(47) 船舶・航空機運転従事者 192 船長・航海士・運航士（漁労船を除く），水先人 193 船舶機関長・機関士（漁労船を除く） 194 航空機操縦士	(34) 船舶・航空機運転従事者 127 船長・航海士・運航士（漁労船を除く），水先人 128 船舶機関長・機関士（漁労船を除く） 129 航空機操縦士，航空機関士	改称
(48) その他の輸送従事者 195 車掌 196 甲板員，船舶技士・機関員 197 他に分類されない輸送従事者	(35) その他の運輸従事者 130 車掌 131 甲板員，船舶技士・機関員 132 フォークリフト運転者 133 他に分類されない運輸従事者	} 統合
(49) 定置・建設機械運転従事者 198 発電員，変電員 199 ボイラー・オペレーター 200 クレーン・ワインチ運転従事者 201 建設・さく井機械運転従事者 202 その他の定置・建設機械運転従事者	(55) 定置機関・機械及び建設機械運転作業者 (56) 電気作業者 250 発電員，変電員 246 ボイラー・オペレーター 247 クレーン・ワインチ運転作業者 248 建設機械運転作業者 249 その他の定置機関・機械及び建設機械運転作業者	改称 改称 改称 改称
<b>J 建設・採掘従事者</b> (50) 建設・土木作業従事者 203 型枠大工 204 とび職 205 鉄筋作業従事者 206 大工 207 ブロック積・タイル張従事者 208 屋根ふき従事者 209 左官 210 疊職 211 配管従事者 212 土木従事者 213 鉄道線路工事従事者 214 その他の建設・土木作業従事者	<b>I 生産工程・労務作業者</b> (58) 建設作業者 258 とび職 257 大工 259 ブロック積・タイル張作業者 260 屋根ふき作業者 261 左官 263 疊職 262 配管作業者 264 土木作業者 265 鉄道線路工事作業者 266 その他の建設作業者	分割（旧264の一部） 分割（旧162の一部） 改称 改称 改称 改称 改称
(51) 電気工事従事者 215 電線架線・敷設従事者	(56) 電気作業者 251 電線架線・敷設作業者	改称

平成22年国勢調査に用いる職業分類	平成17年国勢調査職業分類	備 考
216 電気通信設備工事従事者	252 電気通信設備工事作業者	改称
217 その他の電気工事従事者	253 電気工事作業者 254 その他の電気作業者	} 統合
(52) 採掘従事者	(57) 採掘作業者	
218 砂利・砂・粘土採取従事者	255 砂利・砂・粘土採取作業者	改称
219 その他の採掘従事者	256 その他の採掘作業者	改称
<b>K 運搬・清掃・包装等従事者</b>	<b>H 運輸・通信従事者</b> <b>I 生産工程・労務作業者</b>	
(53) 運搬従事者	(36) 通信従事者 (59) 運搬労務作業者	
220 郵便・電報外務員	136 郵便・電報外務員	
221 船内・沿岸荷役従事者	267 船内・沿岸荷役作業者	改称
222 陸上荷役・運搬従事者	268 陸上荷役・運搬作業者	改称
223 倉庫作業従事者	269 倉庫作業者	改称
224 配達員	270 配達員	
225 荷造従事者	271 荷造作業者	改称
(54) 清掃従事者	(60) その他の労務作業者	
226 ビル・建物清掃員	272 清掃員	} 分割
227 廃棄物処理従事者		新設
228 ハウスクリーニング職	272 清掃員	分割
229 その他の清掃従事者		
(55) 包装従事者	(54) その他の製造・制作作業者	
230 包装従事者	244 包装作業者	改称
(56) その他の運搬・清掃・包装等従事者	(60) その他の労務作業者	
231 その他の運搬・清掃・包装等従事者	273 他に分類されない労務作業者	改称
<b>L 分類不能の職業</b>	<b>J 分類不能の職業</b>	
(57) 分類不能の職業	(61) 分類不能の職業	
232 分類不能の職業	274 分類不能の職業	

### III 日本標準職業分類（平成21年12月設定）との分類項目比較対照表

平成22年国勢調査に用いる職業分類	日本標準職業分類（平成21年12月設定）
A 管理的職業従事者	A 管理的職業従事者
(1) 管理的公務員	01 管理的公務員
1 管理的公務員	011 議会議員 012 管理的国家公務員 013 管理的地方公務員
(2) 法人・団体役員	02 法人・団体役員
2 会社役員	021 会社役員
3 その他の法人・団体役員	022 独立行政法人等役員 029 その他の法人・団体役員
(3) その他の管理的職業従事者	03 法人・団体管理職員 04 その他の管理的職業従事者
4 法人・団体管理的職業従事者	031 会社管理職員 032 独立行政法人等管理職員 039 その他の法人・団体管理職員
5 他に分類されない管理的職業従事者	049 その他の管理的職業従事者
B 専門的・技術的職業従事者	B 専門的・技術的職業従事者
(4) 研究者	05 研究者
6 自然科学系研究者	051 自然科学系研究者
7 人文・社会科学系等研究者	052 人文・社会科学系等研究者
(5) 技術者	06 農林水産技術者 07 製造技術者（開発） 08 製造技術者（開発を除く） 09 建築・土木・測量技術者 10 情報処理・通信技術者 11 その他の技術者
8 農林水産・食品技術者	061 農林水産技術者 071 食品技術者（開発） 081 食品技術者（開発を除く）
9 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）	072 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発） 082 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）（開発を除く）
10 機械技術者	073 機械技術者（開発） 083 機械技術者（開発を除く）
11 輸送用機器技術者	074 自動車技術者（開発） 075 輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発） 084 自動車技術者（開発を除く）

平成22年国勢調査に用いる職業分類	日本標準職業分類（平成21年12月設定）
	085 輸送用機器技術者（自動車を除く）（開発を除く）
12 金属技術者	076 金属技術者（開発） 086 金属技術者（開発を除く）
13 化学技術者	077 化学技術者（開発） 087 化学技術者（開発を除く）
14 建築技術者	091 建築技術者
15 土木・測量技術者	092 土木技術者 093 測量技術者
16 システムコンサルタント・設計者	101 システムコンサルタント 102 システム設計者 103 情報処理プロジェクトマネージャ
17 ソフトウェア作成者	104 ソフトウェア作成者
18 その他の情報処理・通信技術者	105 システム運用管理者 106 通信ネットワーク技術者 109 その他の情報処理・通信技術者
19 その他の技術者	079 その他の製造技術者（開発） 089 その他の製造技術者（開発を除く） 119 その他の技術者
(6) 保健医療従事者	12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師 13 保健師、助産師、看護師 14 医療技術者 15 その他の保健医療従事者
20 医師	121 医師
21 歯科医師	122 歯科医師
22 獣医師	123 獣医師
23 薬剤師	124 薬剤師
24 保健師	131 保健師
25 助産師	132 助産師
26 看護師（准看護師を含む）	133 看護師（准看護師を含む）
27 診療放射線技師	141 診療放射線技師
28 臨床検査技師	143 臨床検査技師
29 理学療法士、作業療法士	144 理学療法士、作業療法士
30 視能訓練士、言語聴覚士	145 視能訓練士、言語聴覚士
31 歯科衛生士	146 歯科衛生士
32 歯科技工士	147 歯科技工士
33 栄養士	151 栄養士
34 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	152 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師

平成22年国勢調査に用いる職業分類	日本標準職業分類（平成21年12月設定）
35 その他の保健医療従事者	142 臨床工学技士 159 他に分類されない保健医療従事者
(7) 社会福祉専門職業従事者	16 社会福祉専門職業従事者
36 保育士	163 保育士
37 その他の社会福祉専門職業従事者	161 福祉相談指導専門員 162 福祉施設指導専門員 169 その他の社会福祉専門職業従事者
(8) 法務従事者	17 法務従事者
38 裁判官、検察官、弁護士	171 裁判官 172 検察官 173 弁護士
39 弁理士、司法書士	174 弁理士 175 司法書士
40 その他の法務従事者	179 その他の法務従事者
(9) 経営・金融・保険専門職業従事者	18 経営・金融・保険専門職業従事者
41 公認会計士	181 公認会計士
42 税理士	182 税理士
43 社会保険労務士	183 社会保険労務士
44 その他の経営・金融・保険専門職業従事者	184 金融・保険専門職業従事者 189 その他の経営・金融・保険専門職業従事者
(10) 教員	19 教員
45 幼稚園教員	191 幼稚園教員
46 小学校教員	192 小学校教員
47 中学校教員	193 中学校教員
48 高等学校教員	194 高等学校教員 195 中等教育学校教員
49 特別支援学校教員	196 特別支援学校教員
50 大学教員	197 高等専門学校教員 198 大学教員
51 その他の教員	199 その他の教員
(11) 宗教家	20 宗教家
52 宗教家	201 宗教家
(12) 著述家、記者、編集者	21 著述家、記者、編集者
53 著述家	211 著述家
54 記者、編集者	212 記者、編集者
(13) 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者
55 彫刻家、画家、工芸美術家	221 彫刻家 222 画家、書家 223 工芸美術家

平成22年国勢調査に用いる職業分類	日本標準職業分類（平成21年12月設定）
56 デザイナー	224 デザイナー
57 写真家、映像撮影者	225 写真家、映像撮影者
(14) 音楽家、舞台芸術家	23 音楽家、舞台芸術家
58 音楽家	231 音楽家
59 舞踊家、俳優、演出家、演芸家	232 舞踊家 233 俳優 234 演出家 235 演芸家
(15) その他の専門的職業従事者	24 その他の専門的職業従事者
60 図書館司書、学芸員	241 図書館司書 242 学芸員
61 個人教師（音楽）	244 個人教師の一部
62 個人教師（舞踊、俳優、演出、演芸）	244 個人教師の一部
63 個人教師（スポーツ）	244 個人教師の一部
64 個人教師（学習指導）	244 個人教師の一部
65 個人教師（他に分類されないもの）	244 個人教師の一部
66 職業スポーツ従事者	245 職業スポーツ従事者
67 通信機器操作従事者	246 通信機器操作従事者
68 他に分類されない専門的職業従事者	243 カウンセラー（医療・福祉施設を除く） 249 他に分類されない専門的職業従事者
<b>C 事務従事者</b>	<b>C 事務従事者</b>
(16) 一般事務従事者	25 一般事務従事者
69 庶務・人事事務員	251 庶務事務員 252 人事事務員
70 受付・案内事務員	254 受付・案内事務員
71 電話応接事務員	256 電話応接事務員
72 総合事務員	257 総合事務員
73 その他の一般事務従事者	253 企画事務員 255 秘書 259 その他の一般事務従事者
(17) 会計事務従事者	26 会計事務従事者
74 会計事務従事者	261 現金出納事務員 262 預・貯金窓口事務員 263 経理事務員 269 その他の会計事務従事者
(18) 生産関連事務従事者	27 生産関連事務従事者
75 生産関連事務従事者	271 生産現場事務員 272 出荷・受荷事務員

平成22年国勢調査に用いる職業分類	日本標準職業分類（平成21年12月設定）
(19) 営業・販売事務従事者	28 営業・販売事務従事者
76 営業・販売事務従事者	281 営業・販売事務員 289 その他の営業・販売事務従事者
(20) 外勤事務従事者	29 外勤事務従事者
77 集金人	291 集金人
78 調査員	292 調査員
79 その他の外勤事務従事者	299 その他の外勤事務従事者
(21) 運輸・郵便事務従事者	30 運輸・郵便事務従事者
80 運輸事務員	301 旅客・貨物係事務員 302 運行管理事務員
81 郵便事務員	303 郵便事務員
(22) 事務用機器操作員	31 事務用機器操作員
82 パーソナルコンピュータ操作員	311 パーソナルコンピュータ操作員
83 データ・エントリー装置操作員	312 データ・エントリー装置操作員
84 その他の事務用機器操作員	313 電子計算機オペレーター（パーソナルコンピュータを除く） 319 その他の事務用機器操作員
<b>D 販売従事者</b>	<b>D 販売従事者</b>
(23) 商品販売従事者	32 商品販売従事者
85 小売店主・店長	321 小売店主・店長
86 卸売店主・店長	322 卸売店主・店長
87 販売店員	323 販売店員
88 商品訪問・移動販売従事者	324 商品訪問・移動販売従事者
89 再生資源回収・卸売従事者	325 再生資源回収・卸売従事者
90 商品仕入外交員	326 商品仕入外交員
(24) 販売類似職業従事者	33 販売類似職業従事者
91 不動産仲介・売買人	331 不動産仲介・売買人
92 保険代理・仲立人（ブローカー）	332 保険代理・仲立人（ブローカー）
93 その他の販売類似職業従事者	333 有価証券売買・仲立人、金融仲立人 334 質屋店主・店員 339 その他の販売類似職業従事者
(25) 営業職業従事者	34 営業職業従事者
94 医薬品営業職業従事者	343 医薬品営業職業従事者
95 機械器具・通信・システム営業職業従事者	344 機械器具営業職業従事者（通信機械器具を除く） 345 通信・システム営業職業従事者
96 金融・保険営業職業従事者	346 金融・保険営業職業従事者

平成22年国勢調査に用いる職業分類	日本標準職業分類（平成21年12月設定）
97 不動産営業職業従事者	347 不動産営業職業従事者
98 その他の営業職業従事者	341 食料品営業職業従事者 342 化学品営業職業従事者 349 その他の営業職業従事者
<b>E サービス職業従事者</b>	<b>E サービス職業従事者</b>
(26) 家庭生活支援サービス職業従事者	35 家庭生活支援サービス職業従事者
99 家政婦（夫）、家事手伝い	351 家政婦（夫）、家事手伝い
100 その他の家庭生活支援サービス職業従事者	359 その他の家庭生活支援サービス職業従事者
(27) 介護サービス職業従事者	36 介護サービス職業従事者
101 介護職員（医療・福祉施設等）	361 介護職員（医療・福祉施設等）
102 訪問介護従事者	362 訪問介護従事者
(28) 保健医療サービス職業従事者	37 保健医療サービス職業従事者
103 看護助手	371 看護助手
104 その他の保健医療サービス職業従事者	372 歯科助手 379 その他の保健医療サービス職業従事者
(29) 生活衛生サービス職業従事者	38 生活衛生サービス職業従事者
105 理容師	381 理容師
106 美容師	382 美容師
107 美容サービス従事者（美容師を除く）	383 美容サービス従事者（美容師を除く）
108 浴場従事者	384 浴場従事者
109 クリーニング職、洗張職	385 クリーニング職 386 洗張職
(30) 飲食物調理従事者	39 飲食物調理従事者
110 調理人	391 調理人
111 バーテンダー	392 バーテンダー
(31) 接客・給仕職業従事者	40 接客・給仕職業従事者
112 飲食店主・店長	401 飲食店主・店長
113 旅館主・支配人	402 旅館主・支配人
114 飲食物給仕・身の回り世話従事者	403 飲食物給仕従事者 404 身の回り世話従事者
115 接客社交従事者	405 接客社交従事者 406 芸者、ダンサー
116 娯楽場等接客員	407 娯楽場等接客員
(32) 居住施設・ビル等管理人	41 居住施設・ビル等管理人
117 マンション・アパート・下宿・寄宿舎・寮管理人	411 マンション・アパート・下宿管理人 412 寄宿舎・寮管理人
118 ビル管理人	413 ビル管理人

平成22年国勢調査に用いる職業分類	日本標準職業分類（平成21年12月設定）
119 駐車場管理人	414 駐車場管理人
(33) その他のサービス職業従事者	42 その他のサービス職業従事者
120 旅行・観光案内人	421 旅行・観光案内人
121 物品一時預り人	422 物品一時預り人
122 物品貸貸人	423 物品貸貸人
123 広告宣伝員	424 広告宣伝員
124 葬儀師、火葬作業員	425 葬儀師、火葬作業員
125 他に分類されないサービス職業従事者	429 他に分類されないサービス職業従事者
<b>F 保安職業従事者</b>	<b>F 保安職業従事者</b>
(34) 保安職業従事者	43 自衛官 44 司法警察職員 45 その他の保安職業従事者
126 自衛官	431 陸上自衛官 432 海上自衛官 433 航空自衛官 434 防衛大学校・防衛医科大学校学生
127 警察官、海上保安官	441 警察官 442 海上保安官
128 看守、その他の司法警察職員	449 その他の司法警察職員 451 看守
129 消防員	452 消防員
130 警備員	453 警備員
131 他に分類されない保安職業従事者	459 他に分類されない保安職業従事者
<b>G 農林漁業従事者</b>	<b>G 農林漁業従事者</b>
(35) 農業従事者	46 農業従事者
132 農耕従事者	461 農耕従事者
133 養畜従事者	462 養畜従事者
134 植木職、造園師	463 植木職、造園師
135 その他の農業従事者	469 その他の農業従事者
(36) 林業従事者	47 林業従事者
136 育林従事者	471 育林従事者
137 伐木・造材・集材従事者	472 伐木・造材・集材従事者
138 その他の林業従事者	479 その他の林業従事者
(37) 漁業従事者	48 漁業従事者
139 漁労従事者	481 漁労従事者
140 船長・航海士・機関長・機関士（漁労船）	482 船長・航海士・機関長・機関士（漁労船）

平成22年国勢調査に用いる職業分類	日本標準職業分類（平成21年12月設定）
141 海藻・貝採取従事者	483 海藻・貝採取従事者
142 水産養殖従事者	484 水産養殖従事者
143 その他の漁業従事者	489 その他の漁業従事者
<b>H 生産工程従事者</b>	<b>H 生産工程従事者</b>
(38) 製品製造・加工処理従事者（金属製品）	49 生産設備制御・監視従事者（金属製品） 52 製品製造・加工処理従事者（金属製品）
144 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊従事者	491 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊設備制御・監視員 521 製銑・製鋼・非鉄金属製鍊従事者
145 鋳物製造・鍛造従事者	492 鋳物製造・鍛造設備制御・監視員 522 鋳物製造・鍛造従事者
146 金属工作機械作業従事者	493 金属工作設備制御・監視員 523 金属工作機械作業従事者
147 金属プレス従事者	494 金属プレス設備制御・監視員 524 金属プレス従事者
148 鉄工、製缶従事者	495 鉄工・製缶設備制御・監視員 525 鉄工、製缶従事者
149 板金従事者	496 板金設備制御・監視員 526 板金従事者
150 金属彫刻・表面処理従事者	497 金属彫刻・表面処理設備制御・監視員 527 金属彫刻・表面処理従事者
151 金属溶接・溶断従事者	498 金属溶接・溶断設備制御・監視員 528 金属溶接・溶断従事者
152 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）	499 その他の生産設備制御・監視従事者（金属製品） 529 その他の製品製造・加工処理従事者（金属製品）
(39) 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	50 生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く） 53 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）
153 化学製品製造従事者	501 化学製品生産設備制御・監視員 531 化学製品製造従事者
154 窯業・土石製品製造従事者	502 窯業・土石製品生産設備制御・監視員 532 窯業・土石製品製造従事者
155 食料品製造従事者	503 食料品生産設備制御・監視員 533 食料品製造従事者
156 飲料・たばこ製造従事者	504 飲料・たばこ生産設備制御・監視員 534 飲料・たばこ製造従事者
157 紡織・衣服・繊維製品製造従事者	505 紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員 535 紡織・衣服・繊維製品製造従事者
158 木・紙製品製造従事者	506 木・紙製品生産設備制御・監視員 536 木・紙製品製造従事者

平成22年国勢調査に用いる職業分類	日本標準職業分類（平成21年12月設定）
159 印刷・製本従事者	507 印刷・製本設備制御・監視員 537 印刷・製本従事者
160 ゴム・プラスチック製品製造従事者	508 ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員 538 ゴム・プラスチック製品製造従事者
161 その他の製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)	509 その他の生産設備制御・監視従事者 (金属製品を除く) 539 その他の製品製造・加工処理従事者 (金属製品を除く)
(40) 機械組立従事者	51 機械組立設備制御・監視従事者 54 機械組立従事者
162 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者	511 はん用・生産用・業務用機械器具組立設備制御・監視員 541 はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者
163 電気機械器具組立従事者	512 電気機械器具組立設備制御・監視員 542 電気機械器具組立従事者
164 自動車組立従事者	513 自動車組立設備制御・監視員 543 自動車組立従事者
165 輸送機械組立従事者（自動車を除く）	514 輸送機械組立設備制御・監視員 (自動車を除く) 544 輸送機械組立従事者（自動車を除く）
166 計量計測機器・光学機械器具組立従事者	515 計量計測機器・光学機械器具組立設備制御・監視員 545 計量計測機器・光学機械器具組立従事者
(41) 機械整備・修理従事者	55 機械整備・修理従事者
167 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者	551 はん用・生産用・業務用機械器具整備・修理従事者
168 電気機械器具整備・修理従事者	552 電気機械器具整備・修理従事者
169 自動車整備・修理従事者	553 自動車整備・修理従事者
170 輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く）	554 輸送機械整備・修理従事者（自動車を除く）
171 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者	555 計量計測機器・光学機械器具整備・修理従事者
(42) 製品検査従事者	56 製品検査従事者（金属製品） 57 製品検査従事者（金属製品を除く）
172 金属製品検査従事者	561 金属材料検査従事者 562 金属加工・溶接・溶断検査従事者
173 化学製品検査従事者	571 化学製品検査従事者
174 窯業・土石製品検査従事者	572 窯業・土石製品検査従事者
175 食料品検査従事者	573 食料品検査従事者
176 飲料・たばこ検査従事者	574 飲料・たばこ検査従事者

平成22年国勢調査に用いる職業分類	日本標準職業分類（平成21年12月設定）
177 紡織・衣服・繊維製品検査従事者	575 紡織・衣服・繊維製品検査従事者
178 木・紙製品検査従事者	576 木・紙製品検査従事者
179 印刷・製本検査従事者	577 印刷・製本検査従事者
180 ゴム・プラスチック製品検査従事者	578 ゴム・プラスチック製品検査従事者
181 その他の製品検査従事者	579 その他の製品検査従事者（金属製品を除く）
(43) 機械検査従事者	58 機械検査従事者
182 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者	581 はん用・生産用・業務用機械器具検査従事者
183 電気機械器具検査従事者	582 電気機械器具検査従事者
184 自動車検査従事者	583 自動車検査従事者
185 輸送機械検査従事者（自動車を除く）	584 輸送機械検査従事者（自動車を除く）
186 計量計測機器・光学機械器具検査従事者	585 計量計測機器・光学機械器具検査従事者
(44) 生産関連・生産類似作業従事者	59 生産関連・生産類似作業従事者
187 画工、塗装・看板制作従事者	
188 生産関連作業従事者（画工、塗装・看板制作を除く）	591 生産関連作業従事者
189 生産類似作業従事者	592 生産類似作業従事者
I 輸送・機械運転従事者	I 輸送・機械運転従事者
(45) 鉄道運転従事者	60 鉄道運転従事者
190 鉄道運転従事者	601 電気運転士 609 その他の鉄道運転従事者
(46) 自動車運転従事者	61 自動車運転従事者
191 自動車運転従事者	611 バス運転者 612 乗用自動車運転者 613 貨物自動車運転者 619 その他の自動車運転従事者
(47) 船舶・航空機運転従事者	62 船舶・航空機運転従事者
192 船長・航海士・運航士（漁労船を除く），水先人	621 船長（漁労船を除く） 622 航海士・運航士（漁労船を除く），水先人
193 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）	623 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）
194 航空機操縦士	624 航空機操縦士
(48) その他の輸送従事者	63 その他の輸送従事者
195 車掌	631 車掌
196 甲板員、船舶技士・機関員	633 甲板員、船舶技士 634 船舶機関員
197 他に分類されない輸送従事者	632 鉄道輸送関連業務従事者 639 他に分類されない輸送従事者

平成22年国勢調査に用いる職業分類	日本標準職業分類（平成21年12月設定）
(49) 定置・建設機械運転従事者	64 定置・建設機械運転従事者
198 発電員、変電員	641 発電員、変電員
199 ボイラー・オペレーター	642 ボイラー・オペレーター
200 クレーン・ワインチ運転従事者	643 クレーン・ワインチ運転従事者
201 建設・さく井機械運転従事者	645 建設・さく井機械運転従事者
202 その他の定置・建設機械運転従事者	644 ポンプ・プロワー・コンプレッサー運転従事者 646 採油・天然ガス採取機械運転従事者 649 その他の定置・建設機械運転従事者
J 建設・採掘従事者	J 建設・採掘従事者
(50) 建設・土木作業従事者	65 建設躯体工事従事者 66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く） 68 土木作業従事者
203 型枠大工	651 型枠大工
204 とび職	652 とび職
205 鉄筋作業従事者	653 鉄筋作業従事者
206 大工	661 大工
207 ブロック積・タイル張従事者	662 ブロック積・タイル張従事者
208 屋根ふき従事者	663 屋根ふき従事者
209 左官	664 左官
210 料職	665 料職
211 配管従事者	666 配管従事者
212 土木従事者	681 土木従事者
213 鉄道線路工事従事者	682 鉄道線路工事従事者
214 その他の建設・土木作業従事者	669 その他の建設従事者 683 ダム・トンネル掘削従事者
(51) 電気工事従事者	67 電気工事従事者
215 電線架線・敷設従事者	671 送電線架線・敷設従事者 672 配電線架線・敷設従事者 673 通信線架線・敷設従事者
216 電気通信設備工事従事者	674 電気通信設備工事従事者
217 その他の電気工事従事者	679 その他の電気工事従事者
(52) 採掘従事者	69 採掘従事者
218 砂利・砂・粘土採取従事者	693 砂利・砂・粘土採取従事者
219 その他の採掘従事者	691 採鉱員 692 石切出従事者 699 その他の採掘従事者

平成22年国勢調査に用いる職業分類	日本標準職業分類（平成21年12月設定）
K 運搬・清掃・包装等従事者	K 運搬・清掃・包装等従事者
(53) 運搬従事者	70 運搬従事者
220 郵便・電報外務員	701 郵便・電報外務員
221 船内・沿岸荷役従事者	702 船内・沿岸荷役従事者
222 陸上荷役・運搬従事者	703 陸上荷役・運搬従事者
223 倉庫作業従事者	704 倉庫作業従事者
224 配達員	705 配達員
225 荷造従事者	706 荷造従事者
(54) 清掃従事者	71 清掃従事者
226 ビル・建物清掃員	711 ビル・建物清掃員
227 廃棄物処理従事者	714 ごみ・し尿処理従事者 715 産業廃棄物処理従事者
228 ハウスクリーニング職	712 ハウスクリーニング職
229 その他の清掃従事者	713 道路・公園清掃員 719 その他の清掃従事者
(55) 包装従事者	72 包装従事者
230 包装従事者	721 包装従事者
(56) その他の運搬・清掃・包装等従事者	73 その他の運搬・清掃・包装等従事者
231 その他の運搬・清掃・包装等従事者	739 その他の運搬・清掃・包装等従事者
L 分類不能の職業	L 分類不能の職業
(57) 分類不能の職業	99 分類不能の職業
232 分類不能の職業	999 分類不能の職業

---

平成 22 年国勢調査に用いる

職 業 分 類

平成 22 年 5 月発行

編集・発行 総務省統計局

〒162-8668 東京都新宿区若松町 19 番 1 号

電話（代表） 03（5273）2020

---